

矢巾町こども計画



令和8年3月

矢巾町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び目的.....	1
2 「こども」の表記.....	2
3 計画の対象.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画の位置づけ.....	4
6 計画の策定体制.....	5
第2章 こども・若者を取り巻く現状	7
1 人口の状況.....	7
(1) 人口の推移.....	7
(2) 人口の構成.....	8
(3) 児童人口の構成.....	9
(4) 自然動態.....	10
(5) 社会動態.....	10
2 世帯の状況.....	11
(1) 世帯数の推移.....	11
(2) 世帯構成別世帯数の推移.....	12
3 出生率・婚姻等の状況.....	13
(1) 出生率.....	13
(2) 合計特殊出生率.....	14
(3) 婚姻・離婚の状況.....	15
(4) 未婚率の推移.....	16
4 就業の状況.....	17
(1) 就業者数・就業率の推移.....	17
(2) 産業分類別就業状況.....	18
(3) 年齢別就業状況.....	19
5 子育て環境の現状.....	20
(1) 教育・保育の状況.....	20
(2) 地域における子育て支援の状況.....	23
(3) 就学前教育及び学校教育の状況.....	25
(4) 母子保健事業の状況.....	27
(5) 小児医療及び産婦人科医療等.....	29
(6) ひとり親家庭及び児童福祉に関する支援.....	31
(7) 国の貧困に関する動向.....	33
6 人口推計.....	36
(1) 人口推計.....	36
(2) 児童数推計.....	37
7 ニーズ調査結果.....	38
(1) 子育ての不安感・負担感.....	39
(2) 子育ての幸福感.....	40
(3) 子育て環境の満足度.....	41

(4) 相談先の有無/相談先	42
(5) 子育てに関して悩んでいること	44
(6) 重点的に取り組む必要がある子育てに関する施策	46
(7) 育児休業の取得状況	48
(8) 育児休業の未取得理由	49
(9) 重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策	51
(10) 暮らしの経済状況	53
(11) ニーズ調査自由記載項目のテキストマイニング分析	56
8 子ども・子育て支援に関するヒアリング及びワークショップの実施	57
(1) 施設長等ワークショップ	57
(2) 保護者ヒアリング	60
(3) 児童ヒアリング	62
9 子ども・子育て支援に関するこども調査結果	65
(1) 主な調査結果	66
10 こども・若者意識調査結果	70
(1) 生計を支えている方について	71
(2) 就業経験について	71
(3) 現在の仕事について	72
(4) 将来も矢巾町に住みたいと思うか	73
(5) 自分にとって居心地の良い居場所について	74
(6) 人とのつながりについて	75
(7) 孤独を感じることもあるか	75
(8) 社会のために役立つことをしたいと思うか	76
(9) 現在の婚姻状況について	76
(10) 結婚の良い点・メリットについて	77
(11) 結婚の良くない点・デメリットについて	78
(12) 現在の悩みについて	79
(13) 困難に直面した場合の相談先に求めることについて	80
(14) 育成支援機関等を利用したことがあるか	81
(15) 育成支援機関等を利用したいと思うか	81
(16) こども若者意識調査自由記載項目のテキストマイニング分析	82
11 矢巾町こども・若者ワークショップの実施	85
(1) 第1回矢巾町こども・若者ワークショップ	85
(2) 第2回矢巾町こども・若者ワークショップ	86
(3) 第3回矢巾町こども・若者ワークショップ	87
第3章 計画の基本的考え方	89
1 基本理念	89
2 計画の基本方針	89
3 施策分野	91
4 施策体系	93
第4章 分野別施策の推進	95
1 こども・若者の権利や尊厳を守る取組	95
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	95
(2) こども・若者の自殺対策	97

2	こども・子育て家庭への支援の充実	99
	(1) こども・子育て支援サービスの充実	99
	(2) 教育・保育サービスの充実	101
	(3) 地域における多様なネットワークの活用と充実	104
3	母性と乳幼児等の健康の確保と増進	107
	(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実	107
	(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	109
	(3) 小児医療の充実	111
4	こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	113
	(1) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	113
	(2) こどもの健全な育成に係る環境の整備	116
5	こどもや子育てのための安全・安心な生活環境の整備	118
	(1) 良質な居住環境等の整備	118
	(2) 安全・安心な道路交通環境の整備	120
	(3) こどもの交通安全確保・犯罪等の被害防止のための活動の推進	122
6	子育て当事者の職業生活と家庭生活との両立の推進	125
	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	125
7	要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進	127
	(1) 児童虐待防止・ヤングケアラー対策の充実	127
	(2) 障がい児施策の充実	129
8	青年期のライフイベントを支える取組	131
	(1) 就学・就労・結婚等の支援の充実	131
9	こどもの生活支援対策の推進	133
	(1) 生活支援の推進	133
	(2) 経済的支援の推進	135
	(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	137

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画 139

1	教育・保育提供区域とは	139
	(1) 教育・保育事業の提供区域	139
	(2) 教育・保育提供区域の設定	139
2	幼児期の教育・保育	139
	(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み	139
	(2) 提供体制の確保、内容、実施時期	141
3	地域子ども・子育て支援事業	144
	(1) 利用者支援事業	146
	(2) 地域子育て支援拠点事業	146
	(3) 乳児家庭全戸訪問事業	147
	(4) 養育支援訪問事業	147
	(5) 子育て短期支援事業	148
	(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	148
	(7) 一時預かり事業	149
	(8) 時間外保育事業	150
	(9) 病児・病後児保育事業	150
	(10) 放課後児童健全育成事業	151
	(11) 低所得者に対する実費徴収に係る給付を行う事業	152

(12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	153
(13) 子どもを守る地域ネットワーク強化事業	153
(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）	153
(15) 児童育成支援拠点事業（新規）	154
(16) 親子関係形成支援事業（新規）	154
(17) 妊婦等包括相談支援事業	155
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）	156
(19) 産後ケア事業	156
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	157
(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及び推進方策	157
(2) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園及び保育所と小学校との連携の推進方策	157
(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の町が行う必要な支援	157
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	158
(1) 公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法についての検討	158
(2) 県との連携の方策	158
第6章 計画の推進と進行管理	159
1 計画推進体制	159
2 計画の達成状況の点検・評価	159
3 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	159
資料編	161
1 矢巾町子ども・子育て会議条例	161
2 矢巾町子ども・子育て会議委員名簿	163
3 矢巾町こども計画策定検討委員会設置要綱	164
4 矢巾町こども計画策定検討委員会名簿	166
5 計画策定経過	167
6 分野別施策の指標及び目標一覧	169



第1章
計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び目的

国において令和5年4月、すべての子どもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、子ども施策を総合的に推進することを目的とした「子ども基本法」が施行されました。

さらに、同年12月、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正）に基づく3つの子どもに関する大綱を一元化し、3大綱が示す課題の更なる改善や「子どもまんなか社会」の実現をめざすべく「子ども大綱」が策定されました。

近年、子ども・若者を取り巻く状況は、貧困をはじめ、虐待、いじめや体罰・不適切な指導、不登校、障がい等多岐にわたっており、様々な背景により、深刻化・複合化しています。

このような困難な状況に置かれた子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長し、生活を送ることができる社会であることが求められています。

本町では、子ども・子育て支援法等に基づき、5年を1期とする「矢巾町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2期にわたり（第1期：平成27年度～令和元年度、第2期：令和2年度～令和6年度）、矢巾町全体で子育てを支える環境づくり、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めてきました。

令和7年3月には「第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」を策定しておりますが、この計画を統合し、方向性を引き継ぎつつ、「子ども基本法」及び「子ども大綱」に基づいた各種施策や新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力で推進するとともに、本町の子ども施策の全体像がより一層分かりやすいものとなるよう、少子化対策や子どもの貧困解消対策、子ども・若者育成支援等の施策を一体的に取りまとめた「矢巾町子ども計画」を策定します。

※本計画において、「第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」から引用し掲載している統計数値は、計画を策定した時点の数値を引用しています。

2 「こども」の表記

こども基本法において、「こども」は「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

これは、年齢で必要なサポートが途切れず、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくことができるよう、その期間を一定の年齢で区切らないことを示しています。

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を使用しています。(特別な場合とは、法令に根拠がある語を用いる場合や、固有名詞を用いる場合等をいいます。)

なお、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法定の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとしています。

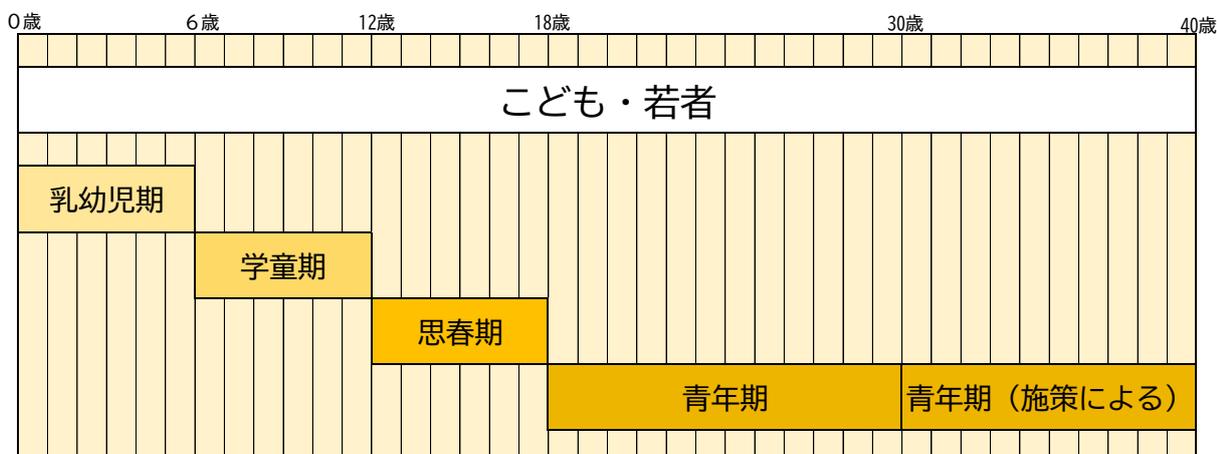
3 計画の対象

本計画は、すべてのこどもと子育て当事者を主たる対象とします。

取組により、町民、地域、育ち学ぶ施設など、こどもに関わるあらゆる立場の個人や団体等が連携や支援の対象となります。

また、こども大綱では、「こども」は、「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってポスト青年期(おおむね40歳未満)も対象とする。)としており、「若者」は、「思春期」「青年期」の者としています。

■ 「こども」のイメージ



4 計画の期間

本計画の期間は、統合する「第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」の終期に合わせ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。なお、次期以降は5年間とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

【各年度】

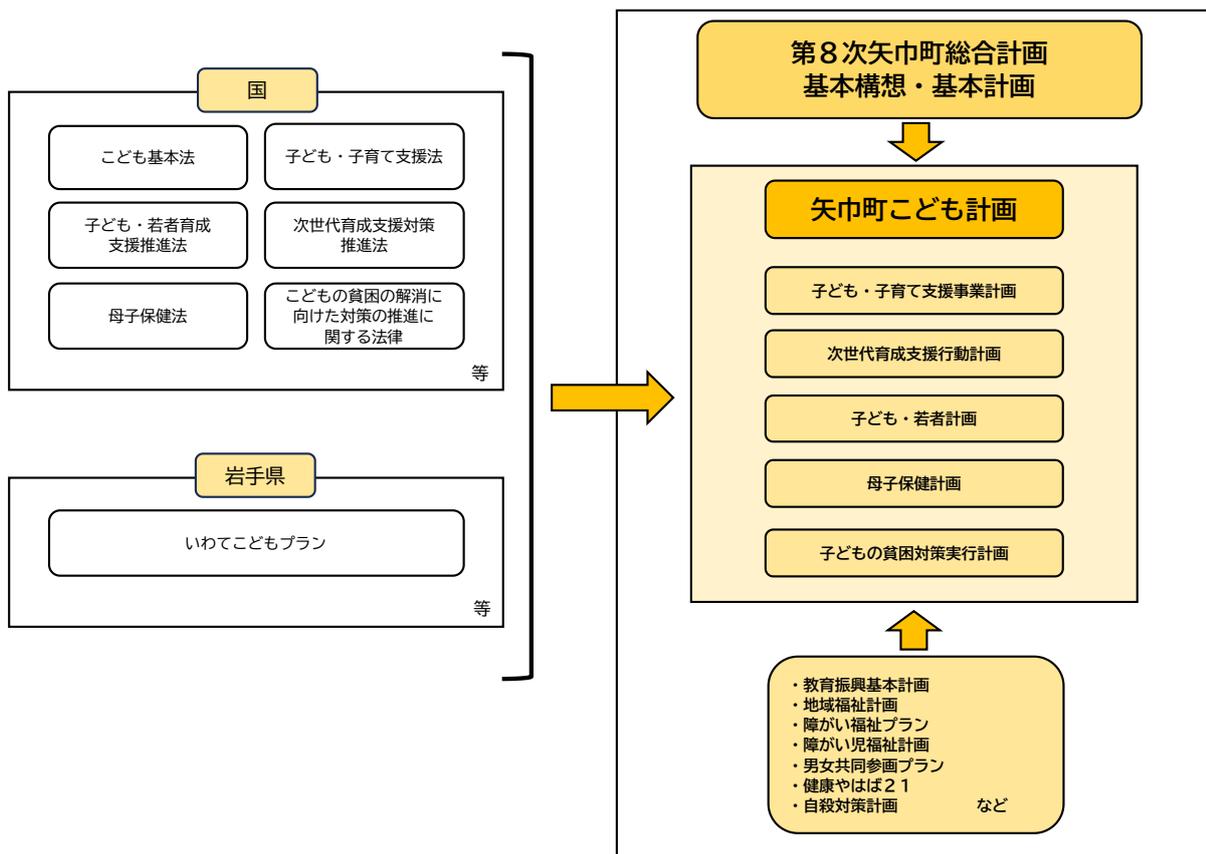
令和 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
第2期子ども・子育て 支援事業計画														
					第3期子ども・子育て 支援事業計画									
					⇕統合									
					矢巾町こども計画									
										次期矢巾町こども計画				
第7次総合計画				第8次総合計画							第9次総合計画			
後期基本計画				前期基本計画			後期基本計画				前期基本計画			

5 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」を軸とし、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、成育医療等基本方針を踏まえた「市町村母子保健計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の性格を持ち合わせることにします。

なお、計画の策定にあたり、こども大綱及び県のこども計画であるいわてこどもプランを勘案するとともに、第8次矢巾町総合計画や矢巾町障がい者福祉プラン・障がい福祉計画及び矢巾町障がい児福祉計画など上位計画や関連計画との整合性を図りながら推進します。

■関連計画等との関係



6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」で実施したニーズ調査、保護者や児童生徒、子育て関連施設の代表者へのヒアリング及びワークショップ等から得られた意見に加え、こども・若者意識調査やこども・若者を対象としたワークショップ等を踏まえて計画を策定しました。

また、「矢巾町子ども・子育て会議」及び「矢巾町こども計画策定検討委員会」で計画案を審議し、意見を求めました。

さらに、計画案の作成後において、パブリックコメントを募集するなど、開かれた計画策定体制で取り組みました。



第2章
こども・若者を取り巻く現状

第2章 こども・若者を取り巻く現状

1 人口の状況

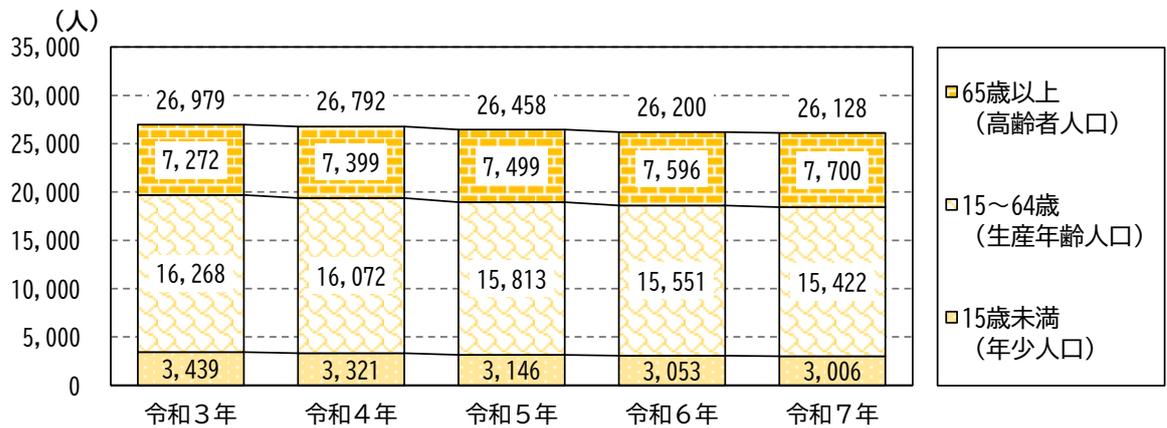
(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和7年3月31日現在で26,128人となっています。一貫して減少傾向にあり、令和3年と比較すると851人減少しています。

年齢3区分別にみると、年少人口と生産年齢人口が減少しており、令和3年と比較すると、生産年齢人口は846人、年少人口は433人減少しています。

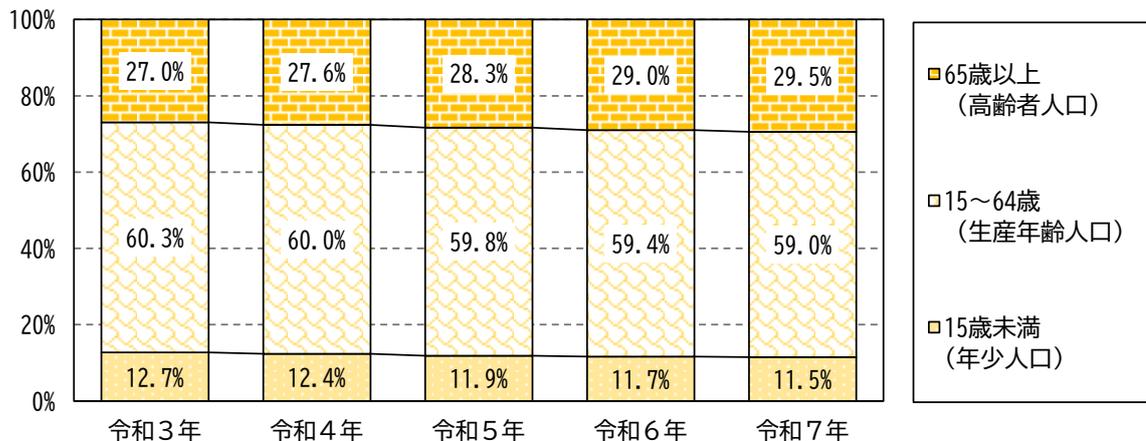
年齢3区分別人口割合をみると、総人口に対する65歳以上の割合は増加しており、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少しています。

■人口の推移



資料：住民基本台帳データ（各年3月末日現在）

■年齢3区分人口割合の推移



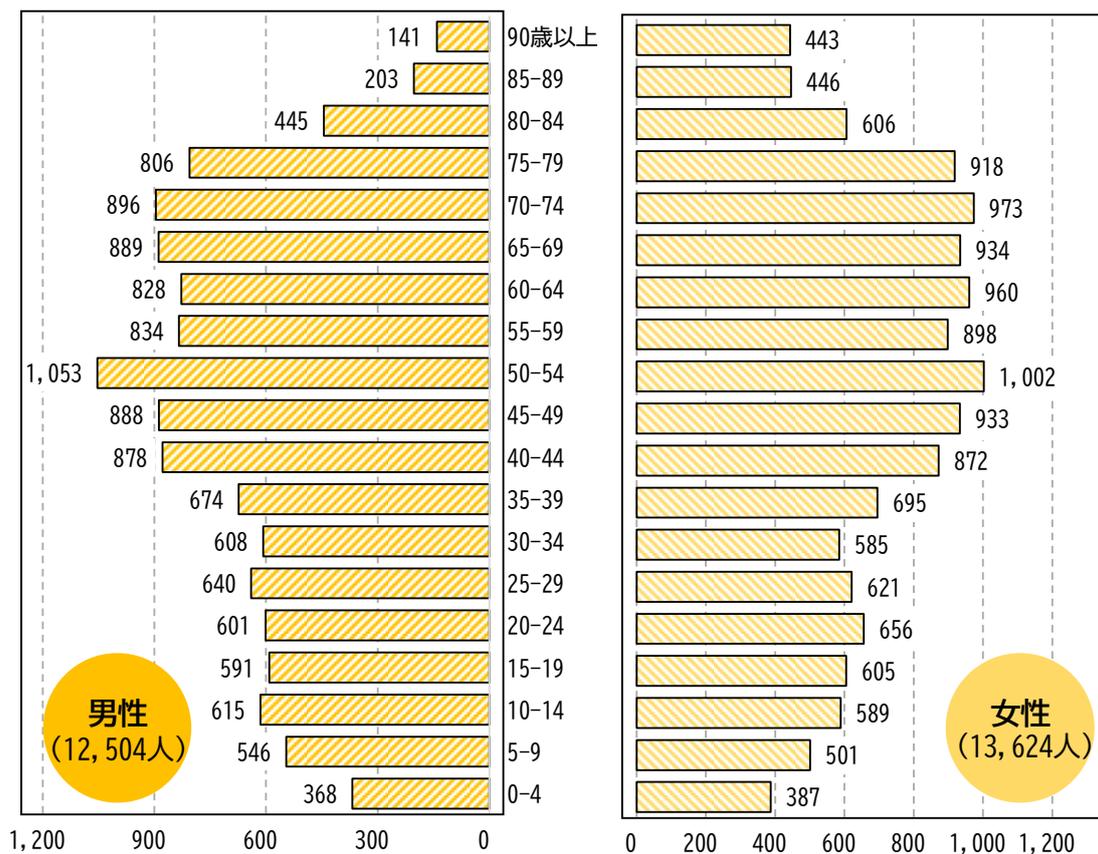
資料：住民基本台帳データ（各年3月末日現在）

(2) 人口の構成

令和7年3月31日現在における人口ピラミッドをみると、「つぼ型」になっており、男性は「50歳～54歳」、女性も同様に「50歳～54歳」の人口が最も多くなっていることから、今後、高齢者の増加が見込まれるものと予想されます。

また、男女とも年少人口が少なく、将来の少子高齢化の進行及び人口減少が予想されます。

■人口構成



資料：住民基本台帳データ（令和7年3月末日現在）

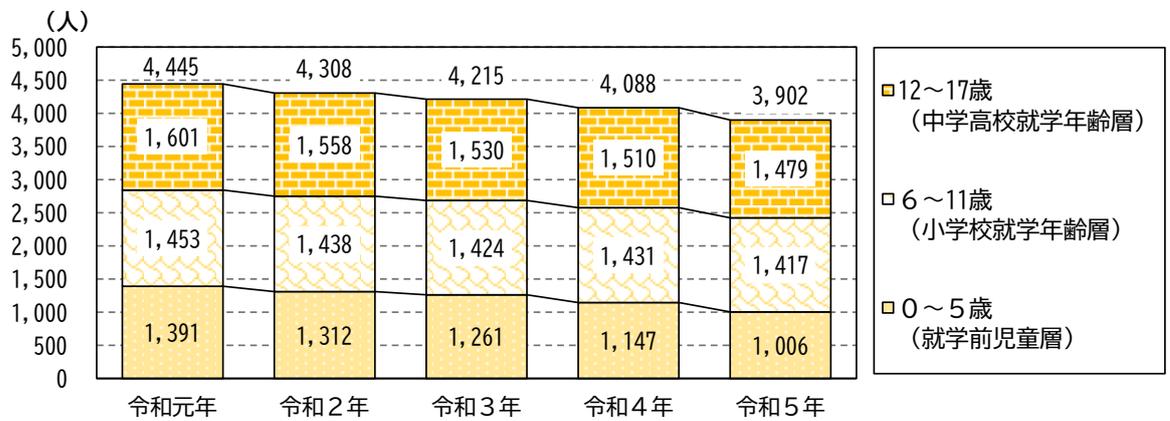
(3) 児童人口の構成

本町の児童人口（18歳未満人口）は、徐々に減少しており、令和5年では3,902人となっています。

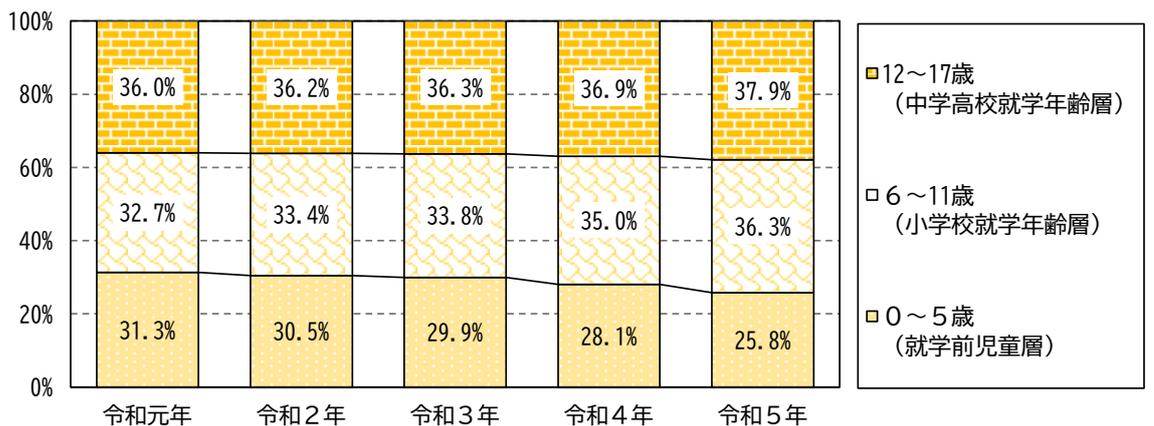
令和元年から令和5年の5年間で児童人口は543人減少していますが、その内訳をみると、就学前児童層（0～5歳）が385人減少、小学校就学年齢層（6～11歳）が36人減少、中学高校就学年齢層（12～17歳）が122人減少と、就学前児童層の減少が著しいものとなっています。

年齢3区分別人口割合をみると、総人口に対する小学校就学年齢層（6～11歳）と中学高校就学年齢層（12～17歳）割合は増加しており、就学前児童層（0～5歳）は減少しています。

■児童人口の推移



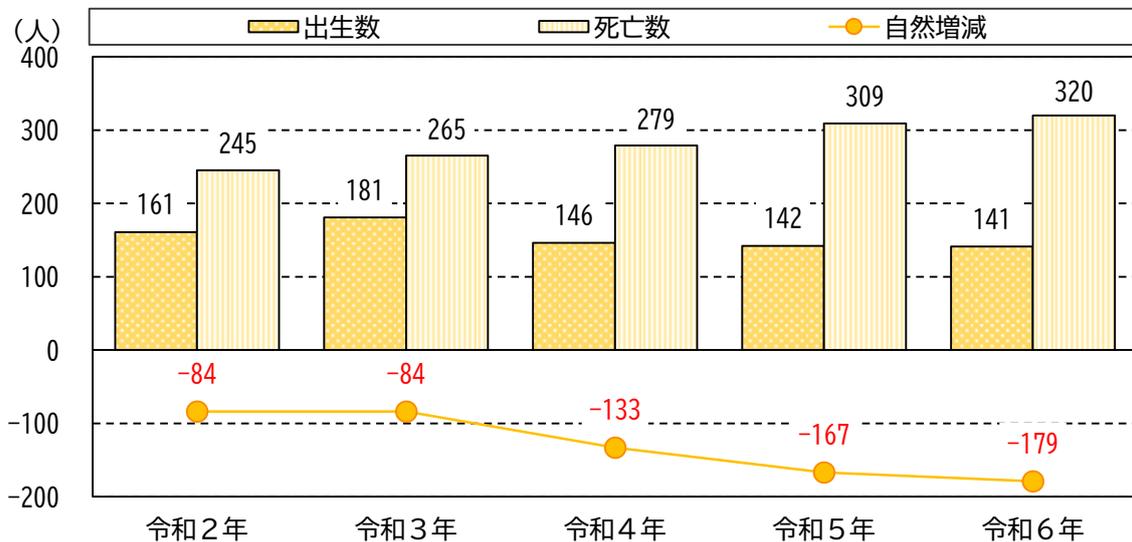
■年齢3区分児童人口割合の推移



(4) 自然動態

自然動態は、いずれの年も死亡数が出生数を上回っており、自然増減はマイナスで推移し、令和6年はマイナス179人となっています。

■自然動態の推移

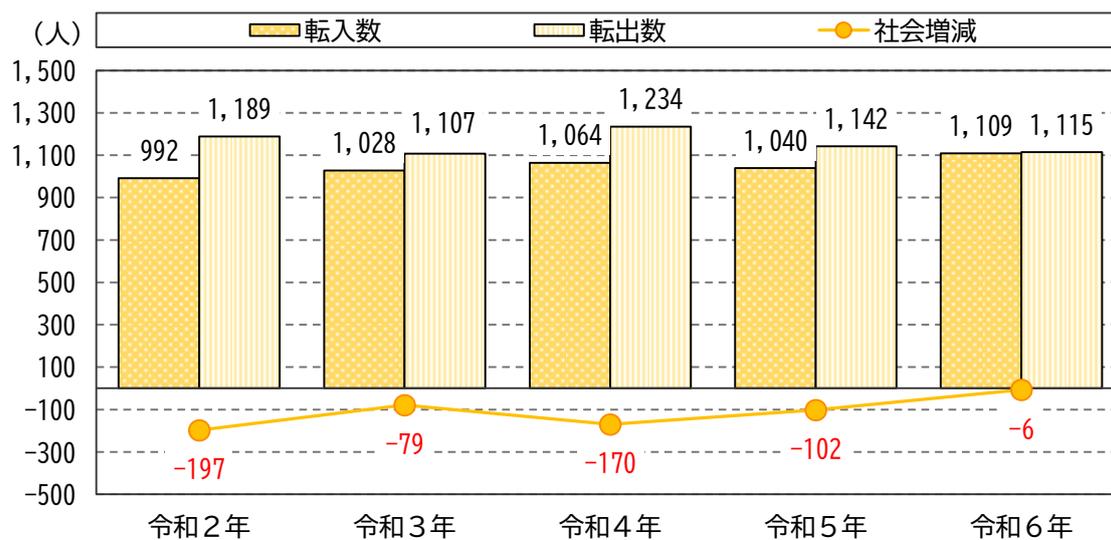


資料：県人口移動報告年報（各年10月1日現在）

(5) 社会動態

社会動態は、転入数が増加傾向、転出数が横ばい傾向で推移しており、社会増減のマイナス幅が減少し、令和6年ではマイナス6人となっています。

■社会動態の推移



資料：県人口移動報告年報（各年10月1日現在）

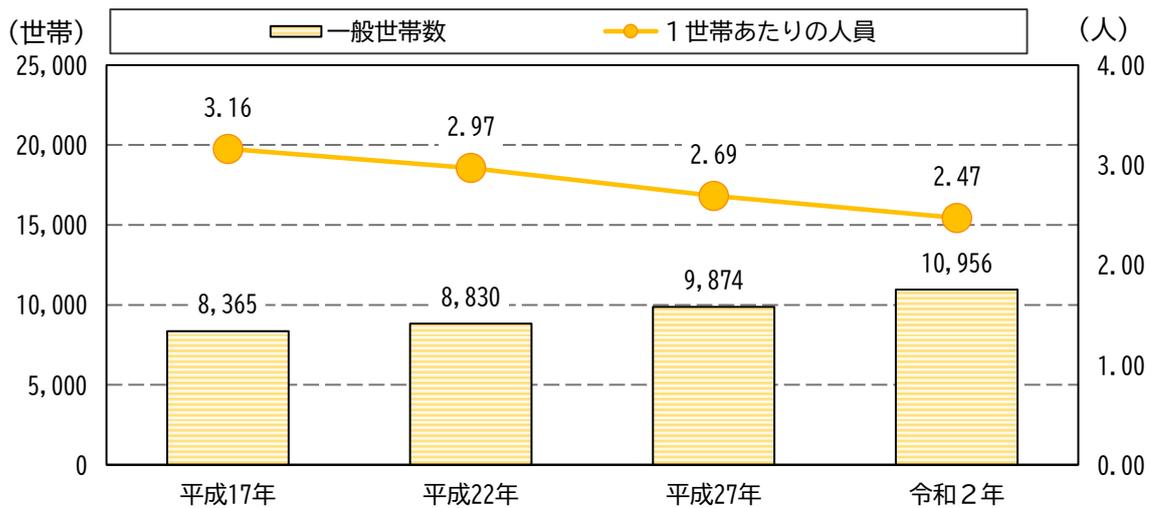
2 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

世帯数は、平成17年から令和2年にかけて増加傾向で推移しており、令和2年では10,956世帯となっています。

また、1世帯あたりの人員は減少傾向で推移しており、令和2年の1世帯あたりの人員が2.47人となっています。

■世帯数及び1世帯あたりの人員の推移



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(2) 世帯構成別世帯数の推移

本町の一般世帯数¹は平成7年から令和2年までに74.4%増加し10,956世帯となっています。親族世帯の中では三世帯世帯は減少していますが、核家族世帯とひとり親世帯が増加しています。特に核家族世帯は一般世帯の44.2%を占めています。核家族世帯は平成7年から令和2年までに66.7%増加し4,838世帯、ひとり親世帯は114.4%増加して984世帯となっています。

一般世帯数及び一般世帯人員²も増加しており、一般世帯人員は令和2年には27,024人で平成7年から20.1%増加しています。平均世帯人員は減少を続け、令和2年の調査では2.47人となっています。

■世帯構造別世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
18才未満の児童のいる世帯数	2,866	3,155	3,252	2,905	2,657	2,478
一般世帯数	6,281	7,576	8,365	8,830	9,874	10,956
親族世帯	5,220	6,262	6,816	6,903	7,139	7,309
核家族世帯 (ひとり親以外)	2,903	3,697	4,052	4,209	4,589	4,838
ひとり親世帯	459	624	755	818	851	984
三世帯世帯	1,650	1,603	1,604	1,444	1,232	1,040
その他	208	338	405	432	467	447
単独世帯	1,051	1,284	1,508	1,865	2,657	3,545
非親族世帯	10	30	41	62	77	97
世帯の家族類型不詳	-	-	-	-	1	5

資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※非親族世帯とは2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯のこと(「国勢調査」用語の解説より)。

■世帯数と世帯人員の推移

(単位:世帯)

	一般世帯数	一般世帯人員	平均世帯人員
平成7年	6,281	22,498	3.42
平成12年	7,575	24,735	3.26
平成17年	8,365	26,429	3.16
平成22年	8,830	26,192	2.97
平成27年	9,874	26,589	2.69
令和2年	10,956	27,024	2.47

資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

¹ 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者や上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、单身寮などに居住している単身者の数のこと。

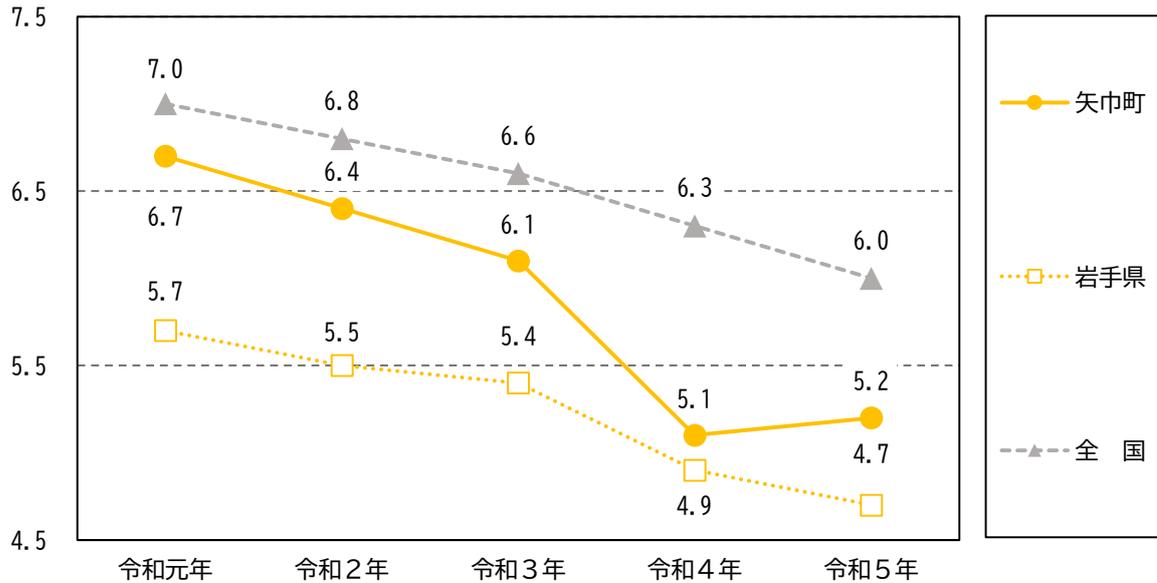
² 一般世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数のこと。

3 出生率・婚姻等の状況

(1) 出生率

本町の出生率³は、減少傾向で推移していましたが、令和5年で増加に転じています。いずれの年においても岩手県の数値を上回って推移していますが、全国の数値を下回っている状況でもあります。

■出生率の推移



資料：岩手県保健福祉年報（各年10月1日現在）

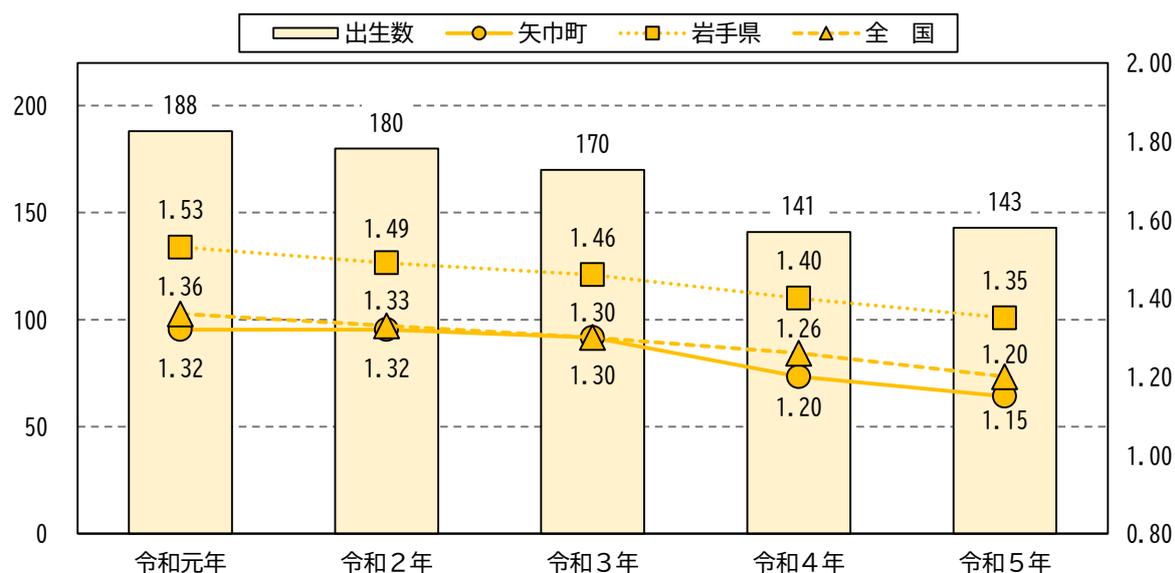
³ 当該年における「出生数／総人口」に1,000をかけたもの。

(2) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率⁴は、令和3年の全国と同数値の1.30を除いて、全国及び岩手県の数値を下回って推移しており、令和5年は1.15となっています。

令和5年の出生数143人を母親の出産年齢別に分けると、「30～34歳」が31.5%と最も多く、次いで「25～29歳」が27.3%となっており、25歳から34歳で全体の58.8%を占めています。

■合計特殊出生率の推移



資料：岩手県保健福祉年報（各年10月1日現在）

■母親の生産年齢別出生数

(単位：人)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	計
平成25年	2	22	62	65	49	6	0	206
割合	1.0%	10.7%	30.1%	31.6%	23.8%	2.9%	0.0%	100.0%
平成30年	2	22	60	71	37	3	2	197
割合	1.0%	11.2%	30.5%	36.0%	18.8%	1.5%	1.0%	100.0%
令和5年	0	15	39	45	31	13	0	143
割合	0.0%	10.5%	27.3%	31.5%	21.7%	9.1%	0.0%	100.0%

資料：岩手県保健福祉年報（各年10月1日現在）

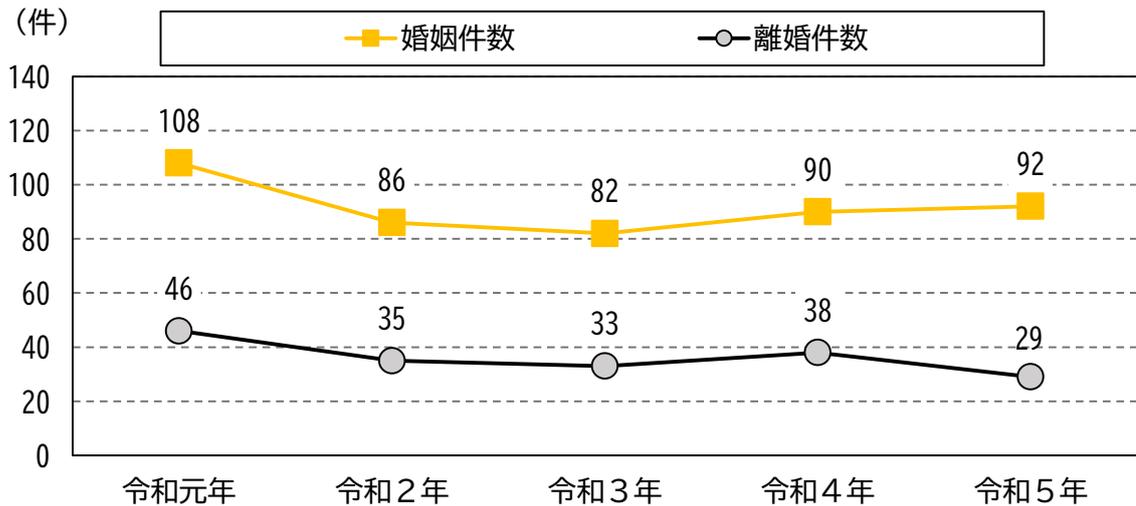
⁴ その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこども数に相当する。

(3) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、令和元年から令和3年にかけて減少しましたが、令和4年に増加に転じ、令和5年では92件となっています。

また、離婚件数は多少の増減はあるものの減少傾向で推移しており、令和5年では29件となっています。

■婚姻件数及び離婚件数の推移



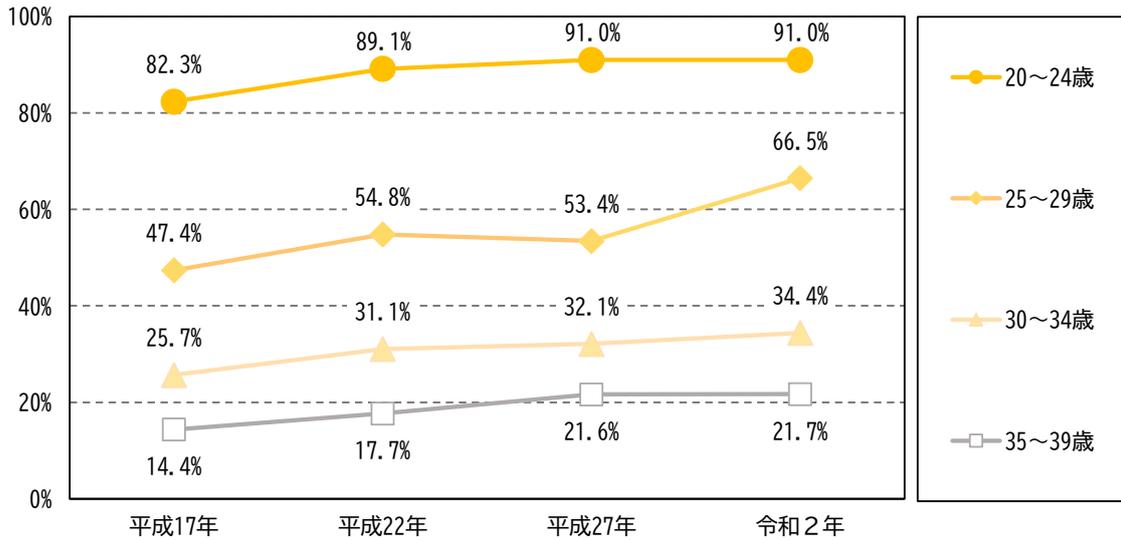
資料：岩手県保健福祉年報（各年10月1日現在）

(4) 未婚率の推移

本町の男性の未婚率は、いずれの年齢階級においても増加傾向で推移しており、特に令和2年の「25歳～29歳」に増加がみられます。

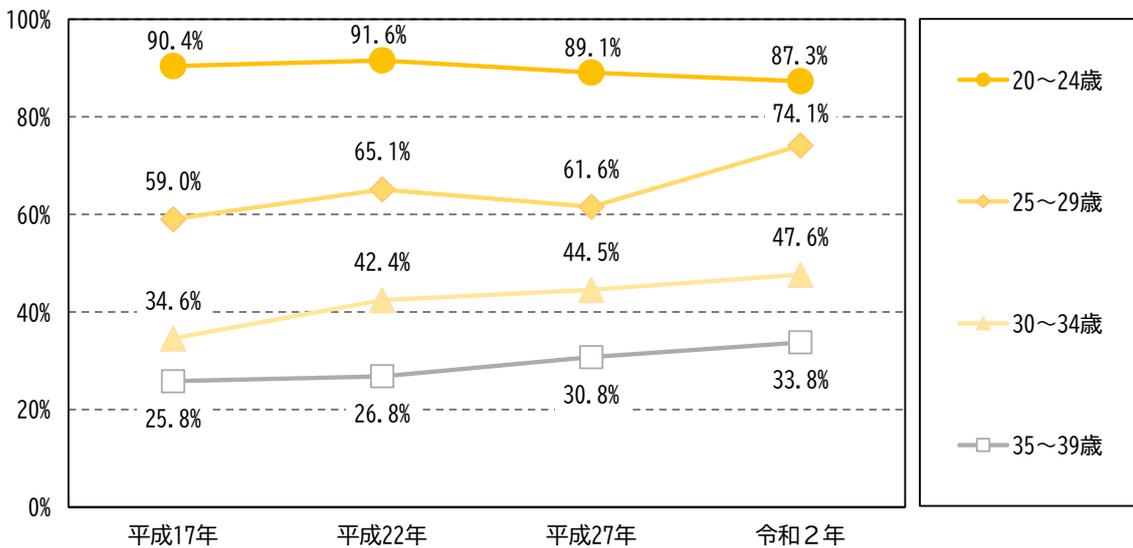
女性の未婚率は、「20歳～24歳」は減少傾向で推移していますが、その他の年齢階級においては増加傾向で推移しており、特に令和2年の「25歳～29歳」に増加がみられます。

■男性の未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

■女性の未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

4 就業の状況

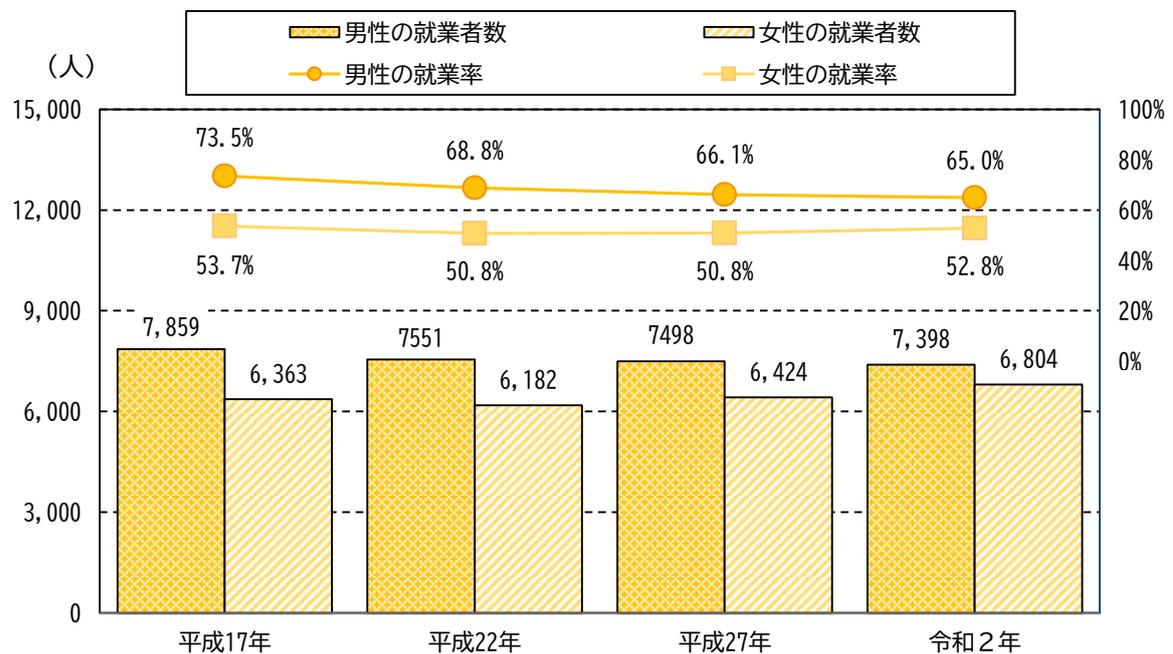
(1) 就業者数・就業率の推移

就業者数は、男性は減少傾向で推移しており、令和2年の男性の就業者数が7,398人となっています。

女性については、増加傾向で推移しており、令和2年の女性の就業者数が6,804人となっています。

また、就業率については、男性は減少傾向、女性は横ばい傾向で推移しており、令和2年には男性65.0%、女性52.8%となっています。

■男女別就業状況



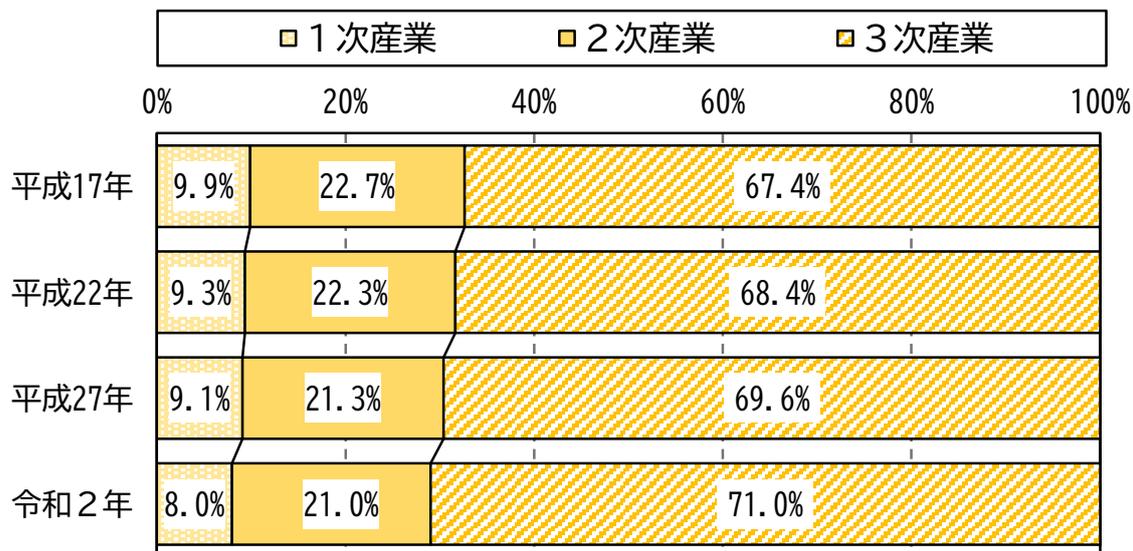
資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(2) 産業分類別就業状況

産業分類別に就業者数の構成比をみると、男性には、第3次産業就業者割合が増加傾向で推移しており、令和2年では71.0%となっています。

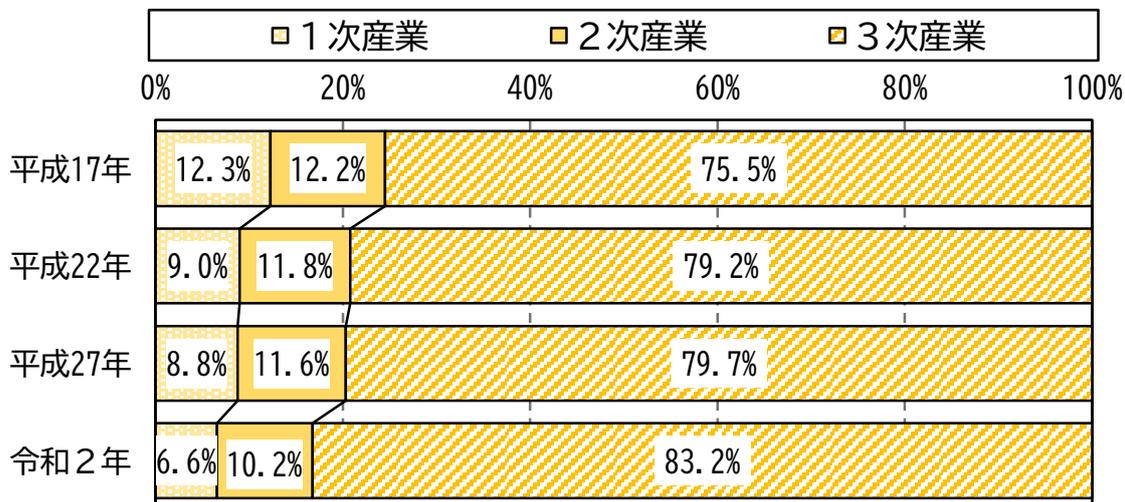
女性も同様に、第3次産業就業者割合が増加傾向で推移しており、令和2年では83.2%となっています。

■産業分類別の男性の就業者数の構成



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

■産業分類別の女性の就業者数の構成



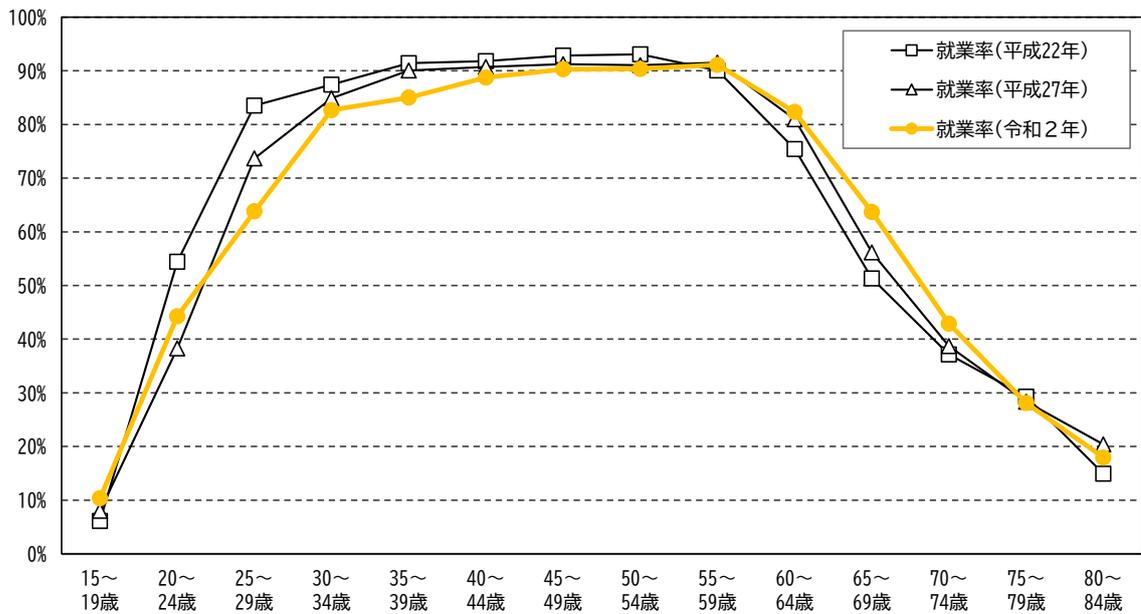
資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(3) 年齢別就業状況

本町の年齢別就業状況をみると、男性では令和2年の「25～29歳」から「50～54歳」までの就業率が過去と比較して低くなっています。

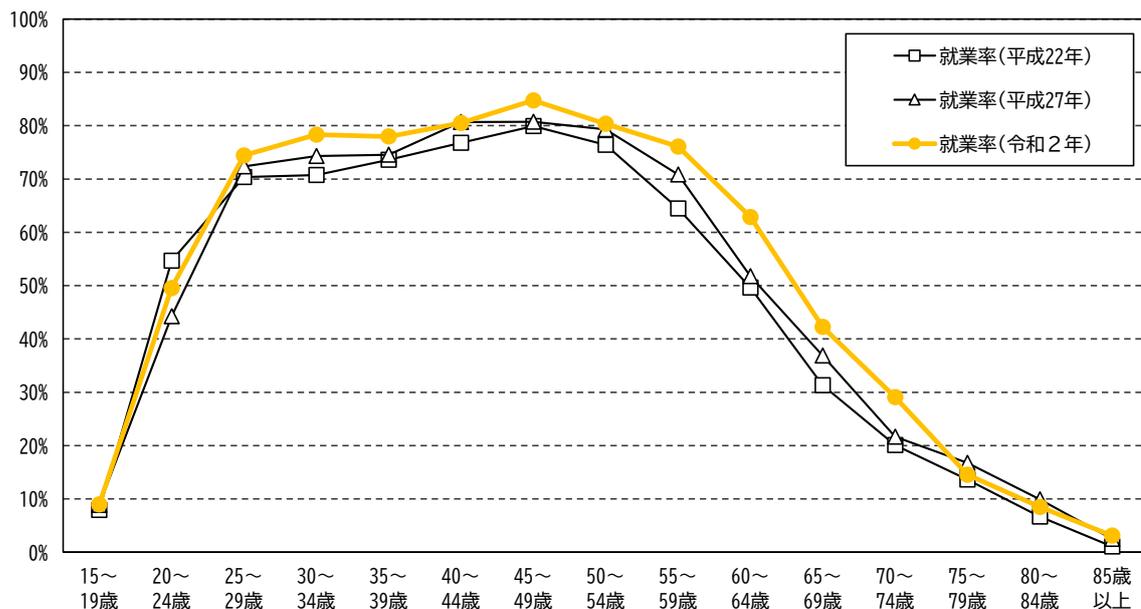
女性では、令和2年の「25～29歳」から「70～74歳」までの就業率が過去と比較して高くなっています。

■男性の年齢別就業率



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

■女性の年齢別就業率



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

5 子育て環境の現状

(1) 教育・保育の状況

①教育・保育施設等の利用児童数の推移

令和6年4月時点で13か所（保育所4か所、認定こども園5か所、小規模保育事業所4か所）の教育・保育施設等があります。

令和元年度には定員が1,140人でしたが、それ以降増加したものの、出生数の減少と保育士の確保困難等を理由に定員減とする施設があり、令和6年度には1,078人となっています。

■教育・保育施設等の児童数の推移

(単位：か所、人、%)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（か所）		11	11	12	13	13	13
定員（人）		1,140	1,149	1,178	1,178	1,178	1,078
利用児童数 （人）	0歳	48	54	39	41	35	36
	1歳	159	134	125	143	134	133
	2歳	180	186	153	142	156	147
	3歳	209	217	221	189	160	173
	4歳	202	216	227	229	195	162
	5歳	229	210	220	228	230	196
	総計	1,027	1,017	985	972	910	847
定員充足率（%）		90.0	88.5	83.6	82.5	77.3	78.6

※利用児童数は受託も含む

資料：こども家庭課（各年度4月1日現在）

■教育・保育施設等の概要

施設名	施設区分	運営主体	定員(人)		施設				所在地域
			分類	合計	開設	敷地面積	建設面積	保育時間	
煙山保育園	保育所	矢巾町	120	120	昭和37年4月	6,383.73㎡	1,104.41㎡	07:00-19:00	上矢次
徳田保育園	保育所	(社福)土淵朗親会	110	110	平成19年4月	8,136.88㎡	828㎡	07:00-19:00	東徳田
北川保育園	保育所	(社福)土淵朗親会	60	60	平成17年4月	1,846.48㎡	785.50㎡	07:00-19:00	流通センター南
ニイキス やはば駅前保育園	保育所	(株)ニイ学館	60	60	平成30年4月	1,394.81㎡	415.68㎡	07:00-19:00	駅東
北高田こども園	幼保連携型認定こども園	(社福)吉祥会	1号 14 2号 81 3号 69	164	昭和55年4月 平成31年4月認定こども園移行	1,930㎡	641.19㎡	07:00-19:00	高田
こずかたこども園	幼保連携型認定こども園	(社福)敬愛会	1号 6 2号 54 3号 46	106	平成25年4月 平成31年4月認定こども園移行	4,573.84㎡	976.3㎡	07:00-20:00 (夜間保育あり)	又兵工新田
矢巾中央幼稚園・矢巾中央保育園	幼保連携型認定こども園	(学)紅葉学園	1号 45 2号 54 3号 26	125	平成26年2月認定こども園移行	5,343.42㎡	1,519.68㎡	07:00-19:00	南矢幅
やはばこども園	幼保連携型認定こども園	(社福)矢巾親和会	1号 10 2号 30 3号 40	80	平成14年4月 平成30年4月認定こども園移行	1,274.04㎡	559.79㎡	07:00-19:00	南矢幅
ふどうこども園	幼保連携型認定こども園	(社福)矢巾親和会	1号 15 2号 62 3号 48	125	平成28年4月認定こども園移行	4,893.05㎡	1,098.86㎡	07:00-19:00	室岡
なないろ保育園	小規模保育事業所B	(一社)なないろ	3号 19	19	令和4年4月 個人から法人へ	343.45㎡	138.16㎡	07:00-18:30	流通センター南
ぐらんまえん	小規模保育事業所B	個人	3号 10	10	平成31年4月	1,935.28㎡	66.25㎡	07:00-19:00	白沢
ニコニコ保育園矢巾	小規模保育事業所B	(一社)未来へのおくりもの	3号 12	12	令和3年1月	437.86㎡	173.12㎡	07:00-19:00	南矢幅
未来保育園	小規模保育事業所B	(株)KIZ	3号 12	12	令和3年4月	117.59㎡	51.34㎡	07:30-19:00	駅東
ピースハート南やはば保育園	小規模保育事業所A	(株)横田ケアシステム	3号 19	19	令和6年11月	630.04㎡	215.30㎡	07:30-18:30	駅東

資料：こども家庭課（令和7年4月1日現在）

認定区分	対象となるこども	利用できる施設・事業
1号認定	3～5歳、教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育を希望	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育を希望	保育所、認定こども園、地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、 居宅訪問型保育)

②保育施設等の特別保育の現況

ア. 延長保育

保育施設等の保育時間は、通常午前7時から午後6時までですが、町内のすべての保育施設等で、保育時間を延長しています。

延長時間は、午後6時から午後7時までですが、延長保育については、別途、延長保育料が必要になります。

イ. 休日保育

休日保育は、本町ではおおむね1歳以上（歩行可能）から就学前までの入所児童を対象に、保護者の勤務の都合等により日曜日・祝日についても保育することで、就労や子育ての支援を行うものです。

入所児童が対象であり、保育時間は各施設によって対応が異なっていますが、原則として午前7時から午後6時までで、保育料は無料となっています。

ウ. 体調不良児対応型保育

保育中に体調不良となったこどもを、保護者が迎えに来るまでの間、一時的に保育所施設等において預かります。

エ. 一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが困難となったこどもを一時的に預かる、預かり保育（幼稚園I型：幼稚園・認定こども園に通う1号認定児童）や一時預かり（一般型：保育施設等を利用していない未就園児）も行っています。

■特別保育状況

	煙山 保育園	徳田 保育園	北川 保育園	こひつぎ やはば 駅前 保育園	北高田 こども園	こずかた こども園	矢巾中央 幼稚園・ 矢巾中央 保育園	やはば こども園	ふどう こども園	なないろ 保育園	ぐらん まえん	ココロ 保育園 矢巾	未来 保育園	ピート 南やはば 保育園
延長保育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一時預かり事業 (幼稚園I型)	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
一時預かり事業 (一般型)	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
休日保育	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-
体調不良児 対応型保育	○	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-

資料：こども家庭課（令和6年11月1日現在）

(2) 地域における子育て支援の状況

①地域子育て支援拠点事業

本町においては、子育ての不安感等の緩和を図り、安心して子育てできるよう、地域子育て支援拠点の一般型（常設の子育て支援拠点）1か所と連携型（児童館などの児童福祉施設で開設されている拠点）2か所を開設し、子育て中の親子の交流の場を設置するとともに子育てボランティアの育成や育児サークルの活動支援を行っています。

■地域子育て支援拠点事業の状況

事業名	対象	実施内容（場所・開催日数）	実施状況（令和5年度）
一般型		①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の開催 ⑤地域支援活動の実施 会場：矢巾町保健福祉交流センター 開所：週5日（月曜～金曜）	○利用者数 大人 1,379人 こども 1,496人 合計 2,875人 ○育児相談 206件 ○講習会 年36回 ○地域支援活動 子育てボランティアの育成・研修会の実施 年2回 育児サークル支援 ・サークル活動支援 年12回
連携型	2か月～概ね3歳未満の子とその家族	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の開催 会場：不動児童館 開所：週3日（火曜、木曜、金曜）	○利用者数 大人 343人 こども 369人 合計 712人 ○育児相談 33件 ○講習会 年12回
		①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の開催 会場：矢巾東児童館 開所：週3日（月曜、水曜、土曜）	○利用者数 大人 377人 こども 415人 合計 792人 ○育児相談 16件 ○講習会 年12回

資料：こども家庭課（令和6年3月31日現在）

②放課後児童健全育成事業（児童館）の状況

児童の健全育成のための児童厚生施設としての児童館は、現在、徳田、煙山、不動、矢巾東児童館の4館があり、留守家庭の放課後児童対策としての登録利用のほか、自由来館利用も実施しています。

また、放課後子ども総合プランを活用し、矢巾東児童館では平成30年度から、煙山児童館では平成31年度から、それぞれの小学校の教室を利用した児童のびのび教室事業（キッズクラブ）を行っています。煙山キッズクラブは3年生から6年生まで、矢巾東キッズクラブは4年生から6年生までの児童を対象としています。

令和5年度の登録児童数は4館合わせて678人、延利用者数は同78,353人（月平均6,529人）、自由来館利用は月平均349人となっています。

■放課後児童健全育成事業（児童館）利用状況

（単位：人）

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
徳田	登録児童数	73	75	70	72	75	91
	延利用者数	9,730	7,053	7,689	7,542	8,511	10,949
	自由来館	759	501	471	204	745	737
煙山	登録児童数	238	285	284	308	306	316
	延利用者数	26,933	30,514	30,819	30,187	32,094	31,331
	自由来館	2,916	2,005	1,479	1,026	1,550	1,649
不動	登録児童数	66	54	51	54	65	70
	延利用者数	5,364	4,065	4,798	6,073	7,744	8,346
	自由来館	1,057	959	351	515	779	424
矢巾東	登録児童数	190	198	196	222	233	250
	延利用者数	22,481	22,547	23,537	26,265	30,004	31,916
	自由来館	854	549	558	507	1,109	681
合計	登録児童数	567	612	601	656	678	727
	延利用者数	64,148	64,179	66,843	70,067	78,353	82,542
	月平均 利用者数	5,346	5,348	5,570	5,839	6,529	6,879
	自由来館	466	335	238	188	349	291

※児童のびのび教室事業（キッズクラブ利用者）を含む。

資料：こども家庭課(自由来館は年間の児童数。登録児童数は各年3月1日現在)

(3) 就学前教育及び学校教育の状況

①就学前教育の状況

本町には令和6年5月1日現在、認定こども園5園の1号認定が新制度の幼稚園児に該当します。令和5年では131人の園児が在園しています。

在園児数の推移をみると、令和元年には126人で、その後、令和2年には156人、令和5年には131人と、その年によって増減がみられます。

■認定こども園（1号認定）の状況

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
3歳児	37	44	52	48	31
4歳児	39	57	42	51	47
5歳児	50	55	57	44	53
計	126	156	151	143	131

資料：こども家庭課（各年5月1日現在）

②学校教育の状況

本町には令和5年5月1日現在、小学校が4校、中学校が2校あり、児童生徒数は小学校が1,403人、中学校が703人となっています。

児童数及び生徒数の推移では、どちらも令和元年から減少を続け、児童数は元年から令和5年にかけて44人減少し、生徒数は38人減少しています。

■小中学校の状況

(単位：級、人)

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	学級数	児童数								
徳田小学校	8	175	7	165	8	162	8	161	8	166
煙山小学校	24	602	25	620	26	645	26	656	26	636
不動小学校	9	208	9	196	8	184	8	178	8	171
矢巾東小学校	18	462	18	452	16	422	17	420	17	430
合計	59	1,447	59	1,433	58	1,413	59	1,415	59	1,403
	学級数	生徒数								
矢巾中学校	13	352	13	352	14	343	14	334	15	327
矢巾北中学校	14	389	14	385	14	389	14	386	15	376
合計	27	741	27	737	28	732	28	720	30	703

資料：「学校一覧」（各年5月1日現在）

③高等学校の状況

本町には令和5年現在、高等学校が1校あり、学級数20、生徒数782人となっています。令和元年に比べると学級数は1級減り、生徒数は51人減少しています。

■高等学校の状況

(単位:級、人)

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	学級数	生徒数								
不来方 高等学校	21	833	21	824	21	828	21	824	20	782

資料:「学校一覧」(各年5月1日現在)

④いじめ及び不登校の状況

平成29年4月1日に施行した「矢巾町いじめ防止対策に関する条例」に基づき、いじめの防止等に関係する機関等との連携を図るための「矢巾町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ対策を推進しているほか、各学校においていじめアンケート調査の実施や「いじめ見逃し0ゼロ」を掲げ、早期発見、早期解決に取り組むことでいじめのない学校環境の確立に努めています。

小中学校におけるいじめ及び不登校の件数について、令和元年度から令和5年度までの推移をみると、いじめ認知件数は令和元年度から令和4年度にかけてはおおよそ600件前後ですが、令和5年度は342件となっています。これは、児童生徒からの訴えやアンケートから判断したいじめの認知件数が減っていると捉える一方、教員のいじめ事案に対する把握力が低下している可能性も考えられます。

不登校人数について、中学校において令和元年度から令和5年度までの5年間で、21人から45人と約2倍の人数となっています。小学校においては、4人から28人と7倍となっています。

■いじめ及び不登校の状況

(単位:件)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
いじめ認知件数	小学生	407	492	424	456	234
	中学生	218	218	151	160	108
	合計	625	710	575	616	342
不登校件数	小学生	4	5	12	9	28
	中学生	21	33	24	37	45
	合計	25	38	36	46	73

資料:「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)より
資料:学校教育課(各年度3月末現在)

(4) 母子保健事業の状況

妊娠届出人数をみると、令和元年度は167人でしたが減少傾向となっており令和5年度には152人となっています。

マタニティひろばや幼児教室について、コロナ禍の影響により令和2、3年度の参加者が減少しています。

■妊娠届出数の状況

(単位：人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
妊娠届出数	195	167	180	137	145	152

資料：「地域保健・健康増進事業報告」（各年3月末日現在）

■マタニティひろば受講率の状況

(単位：%)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
マタニティ ひろば受講率	15.0	22.2	10.0	16.1	22.1	18.4

資料：「こども家庭課」（各年3月末日現在）

■乳幼児家庭訪問の実施状況（実人数）

(単位：人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
新生児	38	22	10	10	20	15
未熟児	6	4	3	3	2	2
乳児	140	165	169	153	122	150
幼児	33	23	22	11	6	14

資料：「地域保健・健康増進事業報告」（各年3月末日現在）

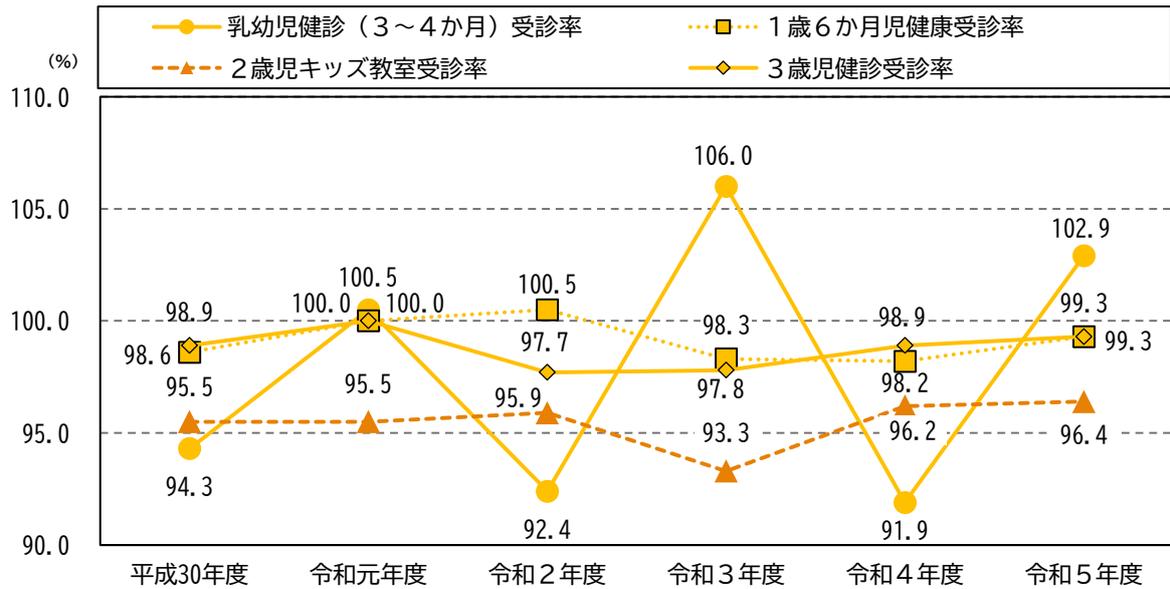
■幼児教室利用者数の状況（延べ人数）

(単位：人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
幼児教室 利用者数	147	96	68	85	124	75

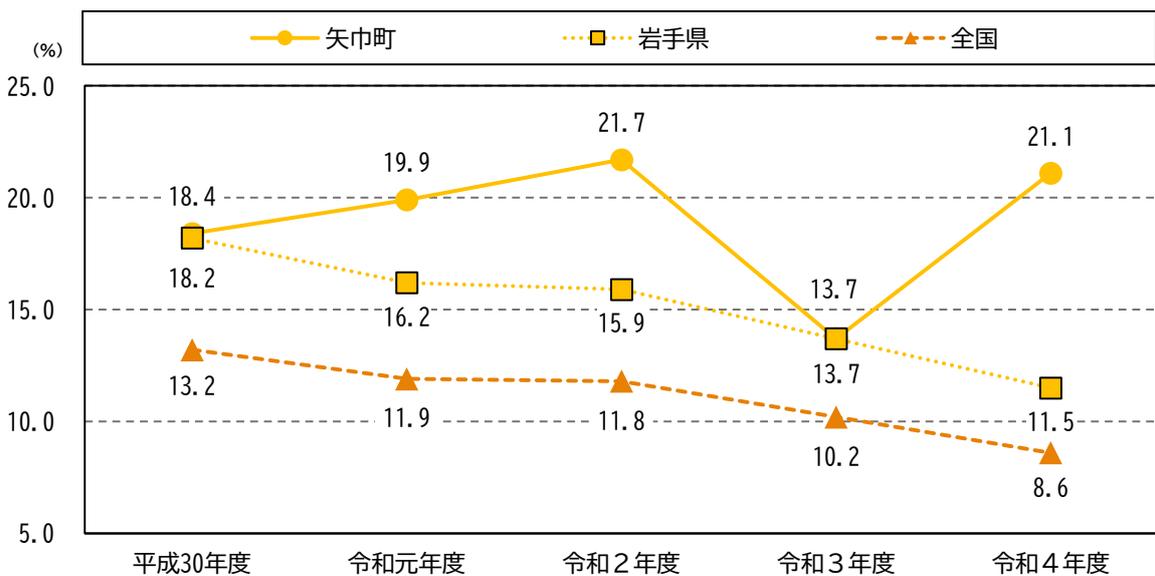
資料：「こども家庭課」（各年3月末日現在）

■乳幼児健診の受診率



資料：こども家庭課、2歳児キッズ教室以外は「地域保健・健康増進事業報告」（各年3月末日現在）

■3歳児歯科健診 虫歯保有率



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」（各年度3月末日現在）

(5) 小児医療及び産婦人科医療等

本町に岩手医科大学附属病院が移転したことに伴い、小児・周産期、救急部門の機能が強化されるとともに、県立療育センター及び盛岡となん支援学校が整備されました。

町内の一次救急⁵及び二次救急医療⁶においては、夜間診療所及び休日当番医を設け、盛岡広域8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）で、小児救急医療の確保と救急における輪番制等の運営補助を行い、医療の確保に取り組んでいます。また、三次救急⁷は岩手医科大学附属病院により、高度医療の提供体制が確保されている環境にあります。しかし、盛岡広域医療圏は、県内の医療機関から高度な医療を求められることや、医師不足、さらに夜間や休日救急の安易な利用等の課題もあり、医師への負担が大きくなっています。

また、感染症対策を推進していくため、必要な予防接種をより安全に受けられる環境が求められており、接種を受けやすい体制整備が必要です。

■小児医療の状況

矢巾町の小児医療の状況		盛岡市の小児救急医療体制の状況
名称	診療科目	名称
あいのの皮フ科 クリニック	皮膚科、小児皮膚科、アレルギー科	岩手県立中央病院
岩手医科大学附属病院	小児科、循環器小児科、小児歯科、他	国立病院機構 盛岡医療センター
岩手県立療育センター	小児科、児童精神科、整形外科、 眼科、耳鼻咽喉科、神経内科、 泌尿器科、歯科	盛岡赤十字病院
けんたろうこども クリニック	小児科	盛岡市夜間急患診療所
堀江医院	外科、内科、呼吸器科、整形外科、 小児科、麻酔科、心臓血管外科	
みちのく療育園 メディカルセンター	内科、小児科、精神科、 耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、 歯科	

※夜間・休日の当番医は毎月、町広報に掲載しています。

※医療機関名は、五十音順に表記。

資料：紫波郡医師会ホームページ、盛岡市医師会ホームページ、医療情報ネット（ナビイ）より

⁵ 比較的症状の軽い患者に対応。

⁶ 入院や手術が必要な、症状の重い救急患者に対応。

⁷ 命に関わる特に症状の重い救急患者に対応。

■産婦人科医療一覧

名 称	診療科目	名 称	診療科目
今井産婦人科内科クリニック	産科・婦人科	畑山レディースクリニック	婦人科
岩手医科大学附属病院	産科・婦人科	みうら産婦人科医院	産科・婦人科
岩手県立中央病院	産科・婦人科	村井産婦人科小児歯科医院	産科・婦人科
京野アートクリニック盛岡	婦人科	盛岡赤十字病院	産科・婦人科
黒川産婦人科医院	産科・婦人科	盛岡友愛病院	婦人科
孝仁病院	婦人科	やはば産婦人科	産科、婦人科
さいとうレディースクリニック	婦人科	夕顔瀬内科産婦人科医院	婦人科
佐藤健レディースクリニック	産科・婦人科	産科婦人科 吉田医院	産科・婦人科
遠山病院	婦人科	横川産婦人科医院	産婦人科
西島産婦人科医院	婦人科		

※医療機関名は、五十音順に表記。

資料：紫波郡医師会ホームページ、盛岡市医師会ホームページ、医療情報ネット（ナビイ）より

(6) ひとり親家庭及び児童福祉に関する支援

本町におけるひとり親家庭及び児童福祉に関する支援事業は下表のとおりです。

■ひとり親家庭及び児童福祉事業一覧

分類	名称	概要又は目的
ひとり親家庭	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭及び寡婦の生活安定とその児童の福祉の向上を図るために各種貸付を行っています。
	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の健康保持と生活の安定のため医療費の一部を助成しています。18歳までの児童等を扶養しているひとり親家庭の父又は母及びこどもを対象とし、所得の制限があります。
	寡婦医療費助成事業	寡婦に対し、心身の健康保持と経費負担の軽減を図り、安らかな生活を営めるよう医療費の一部を助成しています。
児童福祉	児童手当	家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、高校生年代までの児童を養育している保護者に手当を支給しています。
	児童扶養手当	児童を扶養する保護者が離婚又は重度障がいや死亡した場合等、その児童の養育者に対して経済的な支援のため支給しています。
	特別児童扶養手当	身体障がい児又は知的障がい児の養育者に対して支給されます。
	児童館	町内の児童に健全な遊びを教えて健康増進又は情操を豊かにして地域における児童福祉の向上を図るための施設です。町内4箇所の児童館（徳田、煙山、不動、矢巾東）では、児童厚生員が遊びを通して生活指導を行っています。
	主任児童委員 民生児童委員	住民の身近な相談相手として地域福祉向上のための様々な活動を行っています。
	地域子育て支援拠点事業	絵本や玩具を備えてあり、こどもを遊ばせながら、子育ての不安や悩みを相談したり、親子同士の交流もできます。相談は電話でも行っています。開設場所は矢巾町保健福祉交流センター（さわやかハウス）内、不動児童館内、矢巾東児童館内の3か所となっています。
	ファミリーサポートセンター事業	地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児に関する相互支援を行う会員組織活動です。
助成制度 その他の	妊産婦医療費助成事業	妊産婦の適正な医療を確保し、心身の健康保持と生活の安定を図るため医療費の一部を助成しています。
	子ども医療費助成事業	「子育てにやさしい環境づくり」を推進し、福祉医療面から子育て支援のため医療費の一部を助成しています。

①ひとり親家庭等医療費、児童扶養手当受給者及び特別児童扶養手当の状況

ひとり親家庭等医療費及び児童扶養手当受給者は減少傾向、特別児童扶養手当受給者は横ばい傾向となっています。

■ひとり親家庭等医療費、児童扶養手当受給者及び特別児童扶養手当の状況 (単位：人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ひとり親家庭等児童数	266	253	247	227	213
児童扶養手当	206	212	204	191	172
特別児童扶養手当	122	130	120	113	120

※児童扶養手当及び特別児童扶養手当は、各年度末の「受給者数（所得制限超過の方を含まない）」

資料：こども家庭課、健康長寿課（各年度3月末現在）

②特別支援教育就学奨励費の受給者の状況

特別支援教育就学奨励費の受給者は増加傾向となっています。

■特別支援教育就学奨励費の受給者の状況 (単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	21	22	23	24	27
中学校	8	6	12	10	13
合計	29	28	35	34	40

資料：学校教育課（各年度3月末現在）

(7) 国の貧困に関する動向

わが国の相対的貧困率⁸は、厚生労働省の国民生活基礎調査によると昭和60年は12.0%でしたが、平成24年は過去最高の16.1%を示し、それ以降は15%台で推移しています。

平成30年に貧困率の計算方法が修正されたため、時系列での比較はできませんが、平成30年から令和3年での相対的貧困率は0.3ポイント改善しています。

こどもの貧困率も昭和60年の10.9%から、平成24年には相対的貧困率と同様に過去最高の16.3%となりましたが、その後は13%台に改善しました。新基準で見ると、令和3年には11.5%となり、平成30年の14.0%から2.5ポイント改善していますが、18歳未満のこどもの約9人に1人が貧困状態にあると考えられています。

こどもがいる現役世帯の相対的貧困率は令和3年で10.6%であり、そのうち大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.5%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

年齢層別の貧困率の動向をみると、平成30年から令和3年にかけて、0～20歳までの年齢層で減少していますが、21～24歳の年齢層で増加しています。

■貧困率の年次推移

	昭和60年 (1985年)	昭和63年 (1988年)	平成3年 (1991年)	平成6年 (1994年)	平成9年 (1997年)	平成12年 (2000年)	平成15年 (2003年)	平成18年 (2006年)	平成21年 (2009年)	平成24年 (2012年)	平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)	新基準 平成30年 (2018年)	新基準 令和3年 (2021年)
相対的貧困率	12.0%	13.2%	13.5%	13.8%	14.6%	15.3%	0.149	0.157	0.16	0.161	0.157	0.154	0.157	0.154
こどもの貧困率	10.9%	0.129	0.128	0.122	0.134	0.144	0.137	0.142	0.157	0.163	0.139	0.135	0.14	0.115
こどもがいる現役世帯	10.3%	0.119	0.116	0.113	0.122	0.13	0.125	0.122	0.146	0.151	0.129	0.126	0.131	0.106
大人が一人	54.5%	0.514	0.501	0.535	0.631	0.582	0.587	0.543	0.508	0.546	0.508	0.481	0.483	0.445
大人が二人以上	9.6%	0.111	0.107	0.102	0.108	0.115	0.105	0.102	0.127	0.124	0.107	0.107	0.112	0.086
中央値	216万円	227万円	270万円	289万円	297万円	274万円	260万円	254万円	250万円	244万円	244万円	253万円	248万円	254万円
貧困線	108万円	114万円	135万円	144万円	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円	124万円	127万円

中央値：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた所得）を低い順に並べて算出した真ん中の順位の人所得

貧困線：中央値の半分の額

資料：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査の概況」

⁸ 所得が集団の中央値の半分にあたる貧困線に届かない人の割合。

①生活保護世帯数及び保護率の状況

本町における生活保護世帯数及び保護率は増加傾向となっています。

■生活保護世帯数及び保護率

(単位：件、%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
矢巾町	保護世帯数	78	78	81	86	84
	保護率	3.73	3.67	3.75	3.97	3.80
岩手県	保護率	9.0	9.0	8.9	8.9	
全国	保護率	16.60	16.40	16.30	16.20	

資料：岩手県及び全国は「被保護者調査」厚生労働省、福祉課

②就学援助・奨学金貸与の状況

教育委員会では、経済的な理由から小中学校での教育費の援助が必要な家庭の保護者に対し、給食費、学用品費、修学旅行費などの援助を行っています。

援助件数の推移をみると、令和2年度に一時的に減少していますが、毎年増加傾向にあります。就学援助制度に基づく要保護受給者⁹は減少傾向、準要保護受給者¹⁰は増加傾向となっています。

奨学金については、令和3年度から返還を必要としない給付型の奨学金制度を開始し、令和3年度以降、貸与及び給付金額は令和2年度までと比べ増加しています。

■要保護受給者の状況

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	5	3	3	3	4
中学校	2	4	6	3	2
合計	7	7	9	6	6

資料：学校教育課（各年度3月末現在）

■準要保護受給者の状況

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	127	122	146	150	161
中学校	83	80	93	93	87
合計	210	202	239	243	248

資料：学校教育課（各年度3月末現在）

⁹ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

¹⁰ 要保護者に準ずる程度に困窮している保護者

■就学援助・奨学金貸与の状況

(単位：件、円)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就学援助	援助件数	217	209	248	249	254
	援助金額	20,288,038	16,708,707	22,328,148	24,038,135	24,453,350
奨学金 (矢巾町)	貸与件数	20	17	17	15	15
	貸与金額	7,920,000	6,880,000	7,200,000	6,360,000	6,560,000
	給付件数			5	8	7
	給付金額			1,800,000	3,120,000	2,760,000

※奨学金：給付は、令和3年度から事業開始

資料：学校教育課

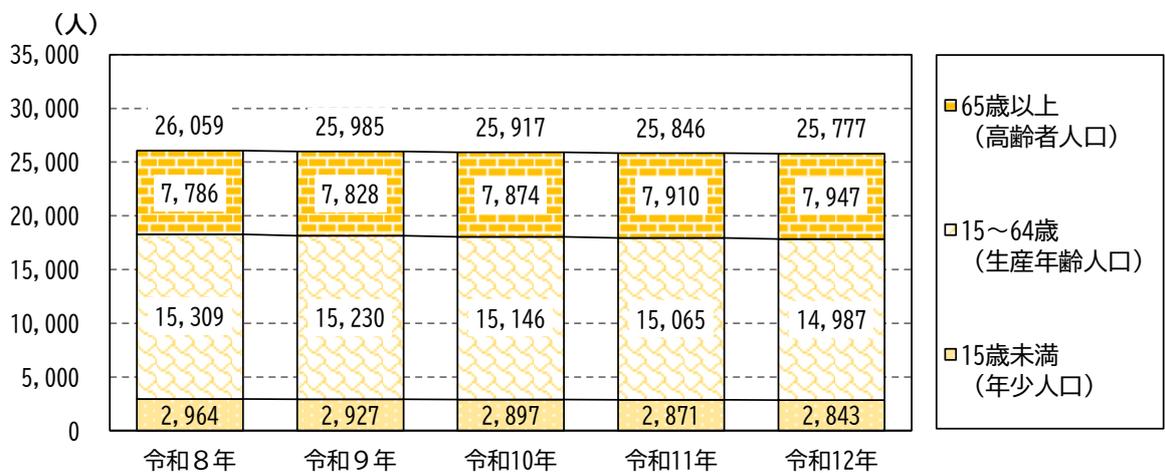
6 人口推計

(1) 人口推計

令和3年から令和7年の各年3月31日現在の住民基本台帳を基に、将来人口をコーホート変化率法（過去の人口動勢から変化率を求め、将来の人口を予測）により推計すると、緩やかな減少傾向で推移し、令和12年の総人口は25,777人と予測されます。

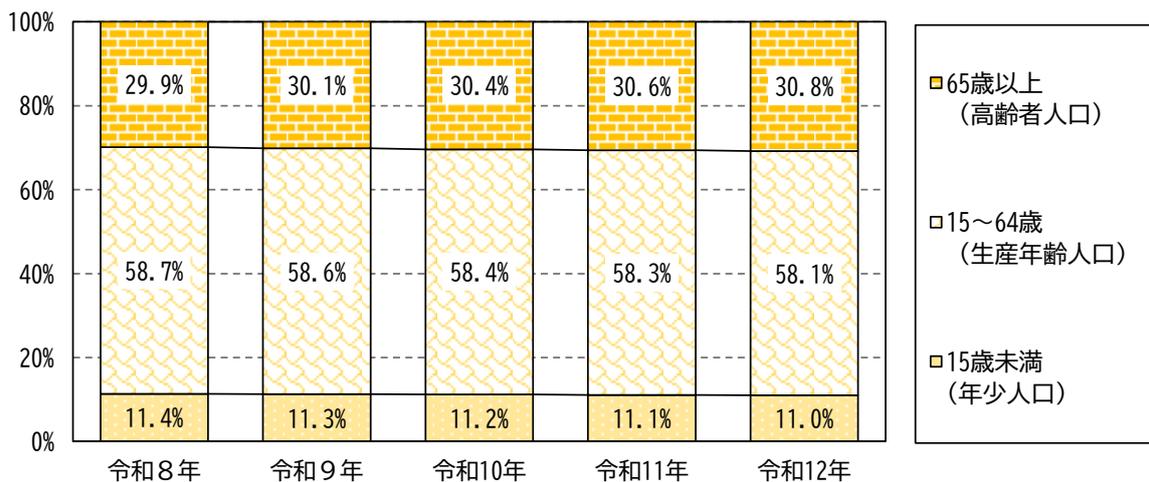
また、年齢3区分別人口割合では、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加がみられます。

■年齢3区分別人口の推計



資料：令和3年から令和7年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

■年齢3区分別人口割合の推計



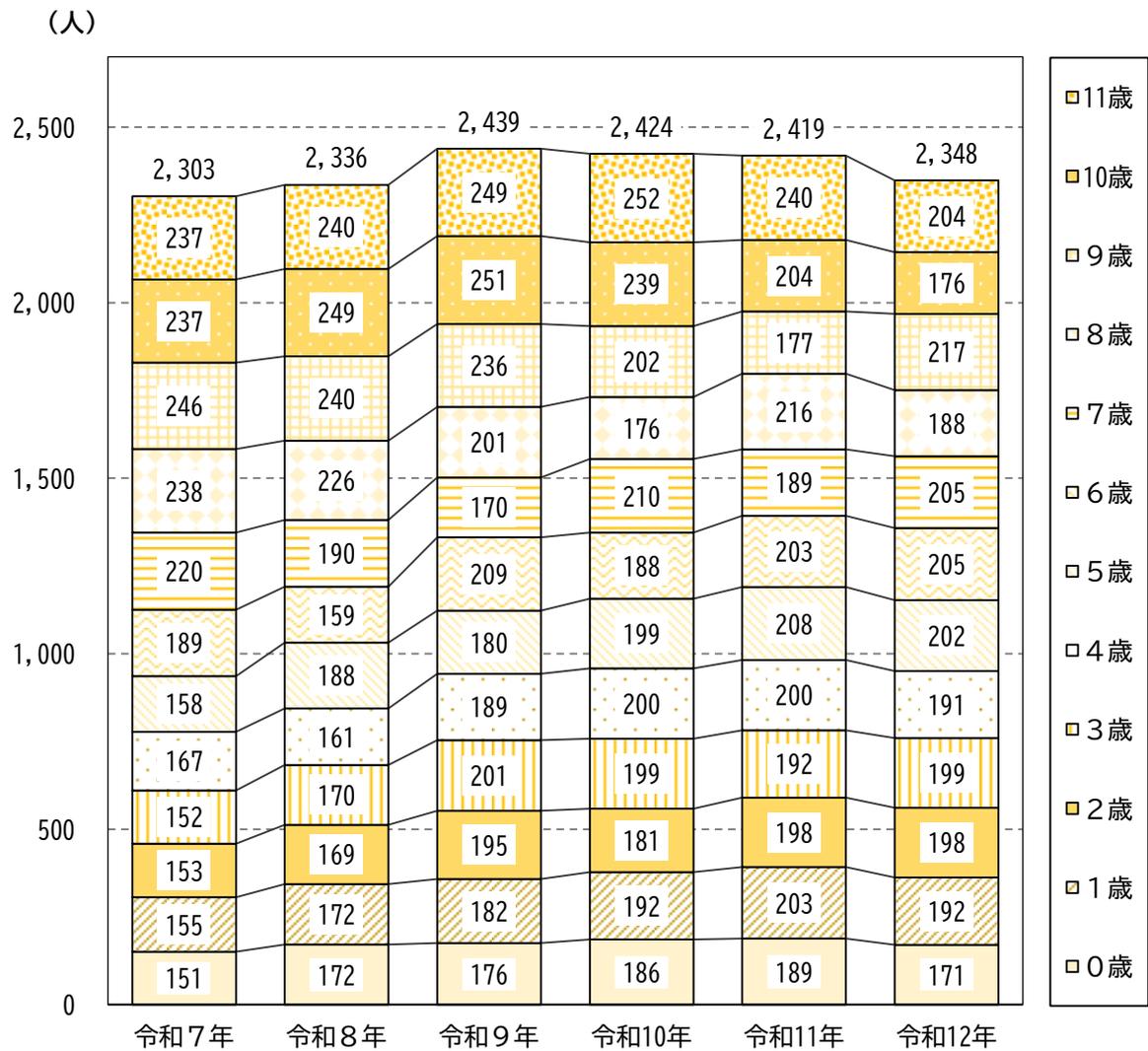
資料：令和3年から令和7年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

(2) 児童数推計

児童数の推計値を見ると、新たな団地に流入が見込まれる令和9年に増加に転じ、その後は再び減少することが予測されます。計画最終年の令和11年には2,419人となり、令和7年の2,303人から116人程度増加する見込みです。

本児童数推計については、住民基本台帳の年齢別実績をもとにコーホート変化率法を用いて算定したのちに、「矢巾町将来人口推計（令和4年3月矢巾町総務課管財係）」の結果を加味し推計したものととなります。

■児童数推計



資料：こども家庭課

7 ニーズ調査結果

本町では令和2年3月に「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、以後、本町における子育て支援のための施策を実施してきました。

令和7年度を初年度とする「第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、町民の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するべく、ニーズ調査を実施しました。

■調査の対象

調査の種類	調査対象者
就学前児童ニーズ調査	町内の就学前児童を持つ保護者を対象
就学児童ニーズ調査	町内の就学児童を持つ保護者を対象

■調査方法

施設等にこどもが通っている場合：施設を通して配布・回収

施設等にこどもが通っていない場合：郵送による配布・回収

■調査期間

令和6年1月9日から令和6年1月30日まで

■配布・回収の結果

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童ニーズ調査	822件	619件	75.3%
就学児童ニーズ調査	697件	573件	82.2%

※調査結果について

○回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。

○回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

○複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。

○表・グラフに付加されている「n」は質問に対する回答者数を表しています。

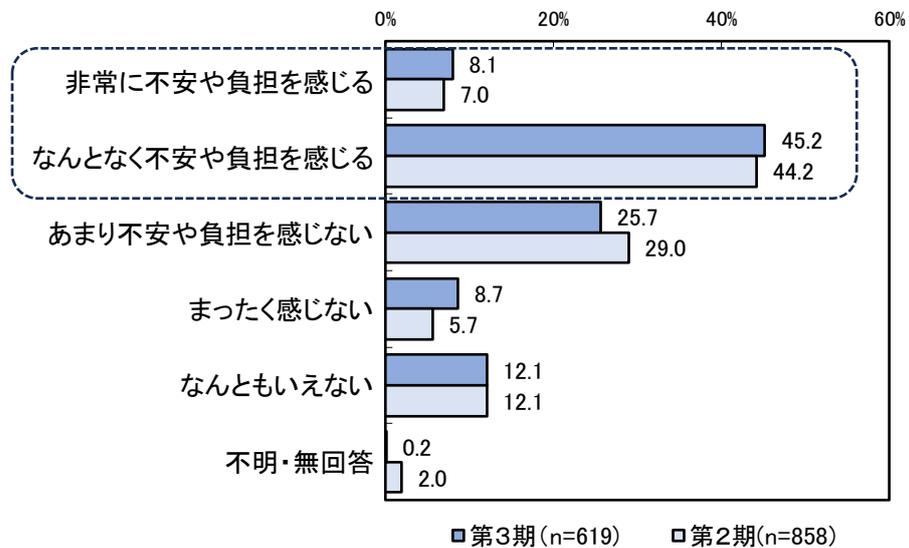
(1) 子育ての不安感・負担感

就学前児童調査及び就学児童調査ともに、5年前に実施した第2期調査と大きな違いは見られませんでした。

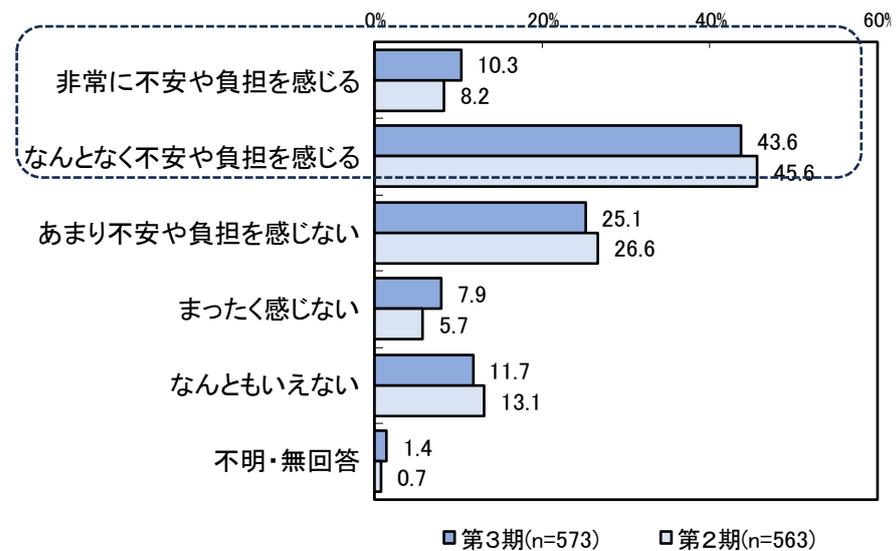
年齢別でみると、就学前児童調査では2歳児の保護者ではやや負担感が多くなっているものの3歳児以降では負担感が減少傾向にありました。

就学児童調査では、「非常に不安や負担を感じる」は3年生が最も多いものの、「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせると、他の学年よりも負担感は少なくなっています。

■就学前児童



■就学児童



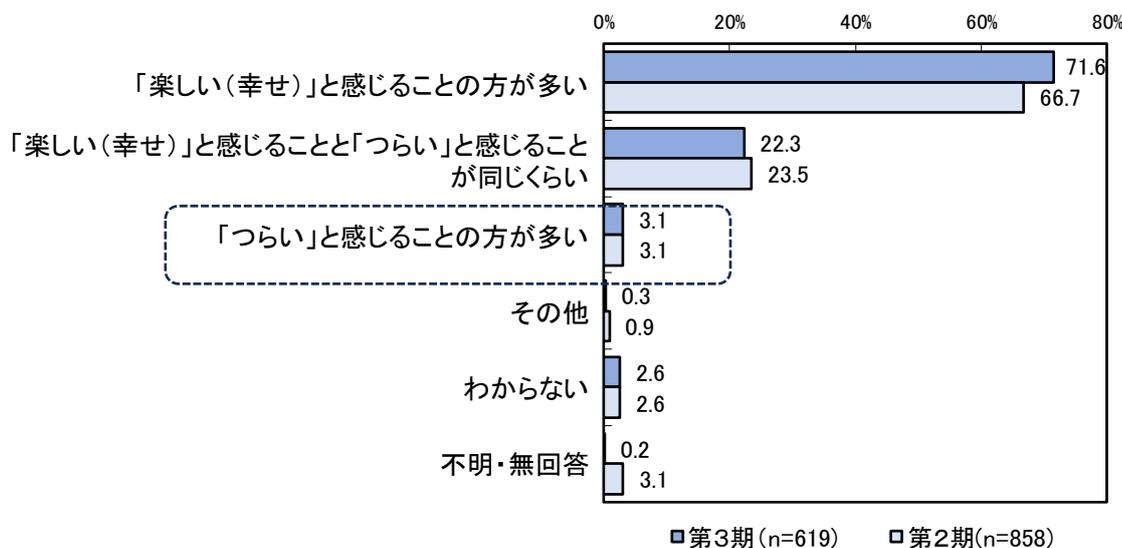
(2) 子育ての幸福感

就学前児童調査及び就学児童調査ともに、5年前に実施した第2期調査よりも「楽しい」と感じる割合が増加しています。一方、「つらい」と感じている割合では変化がありませんでした。

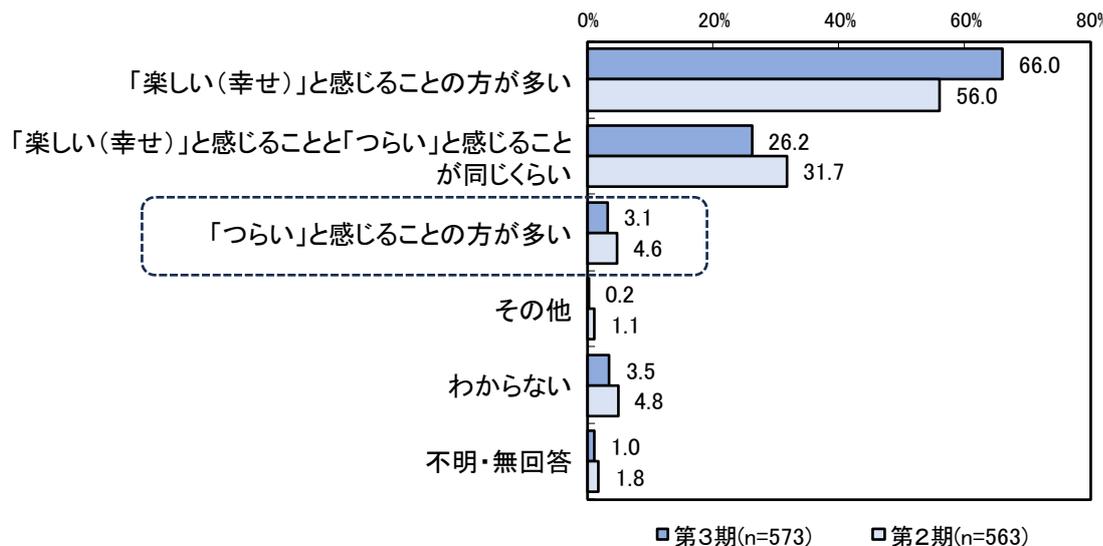
就学前児童調査では、年齢が0歳に近づくほど「楽しい」と感じる割合が多くなっていますが、こどもの年齢が上がるとともに減少していきます。

就学児童調査においても、学年が上がるとともに「楽しい」と感じる割合が減少しています。

■就学前児童



■就学児童

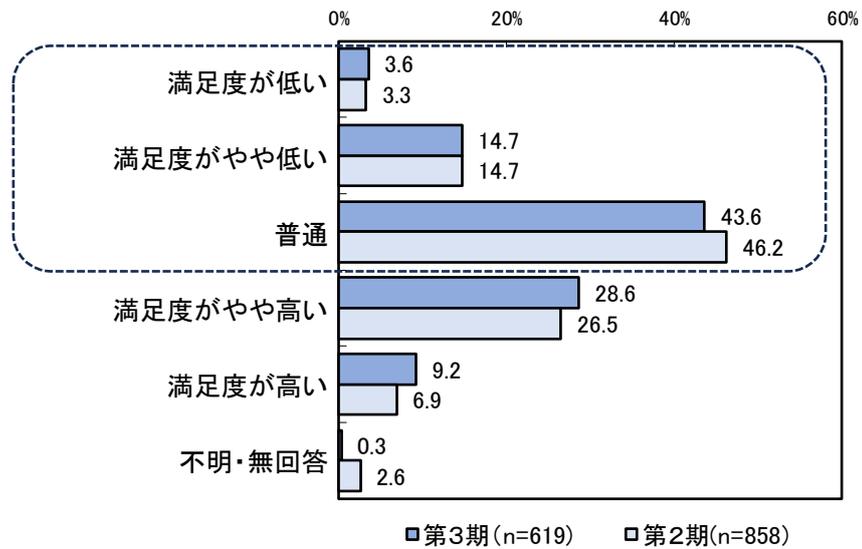


(3) 子育て環境の満足度

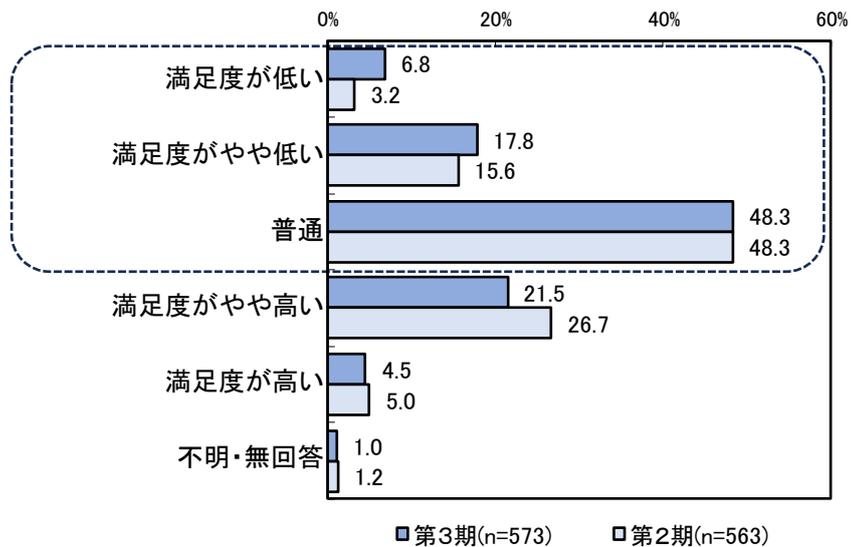
子育て環境の満足度では、就学児童調査で満足度が減少しています。

学年が上がるとともに「満足度が低い」は増加しますが、一方で「満足度がやや低い」を合わせると学年による違いは見られません。

■就学前児童



■就学児童

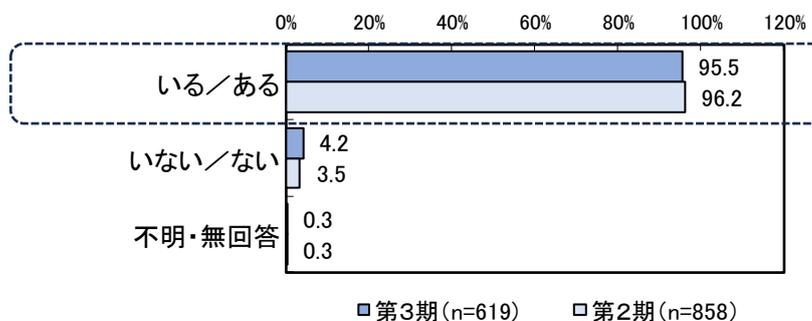


(4) 相談先の有無/相談先

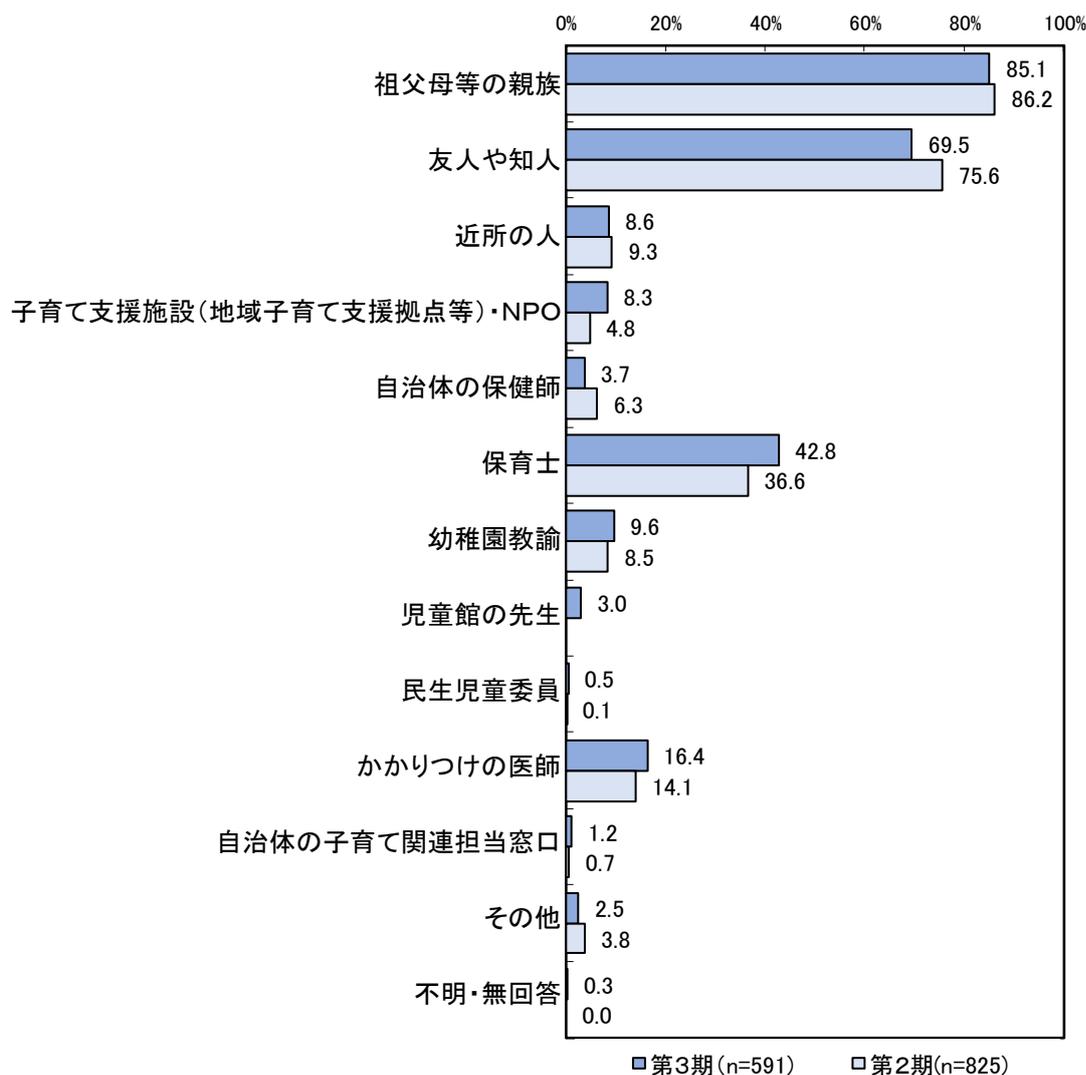
相談先の有無では、9割を超えて相談先があると回答しています。

相談先では、親族や友人、知人など身近な人への相談が多くなっています。また、保育士や学校の先生が続いており、第2期調査よりも微増しています。

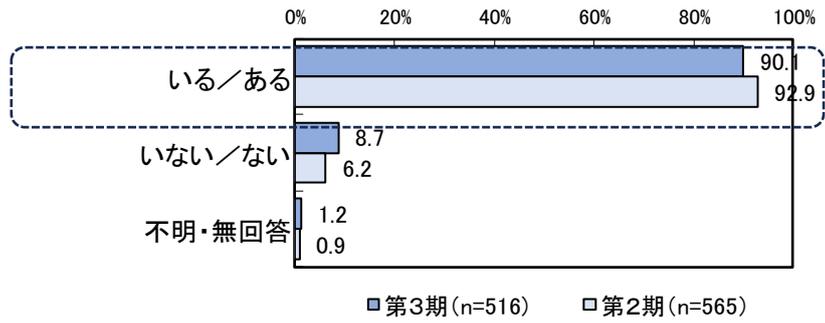
■就学前児童（相談先の有無）



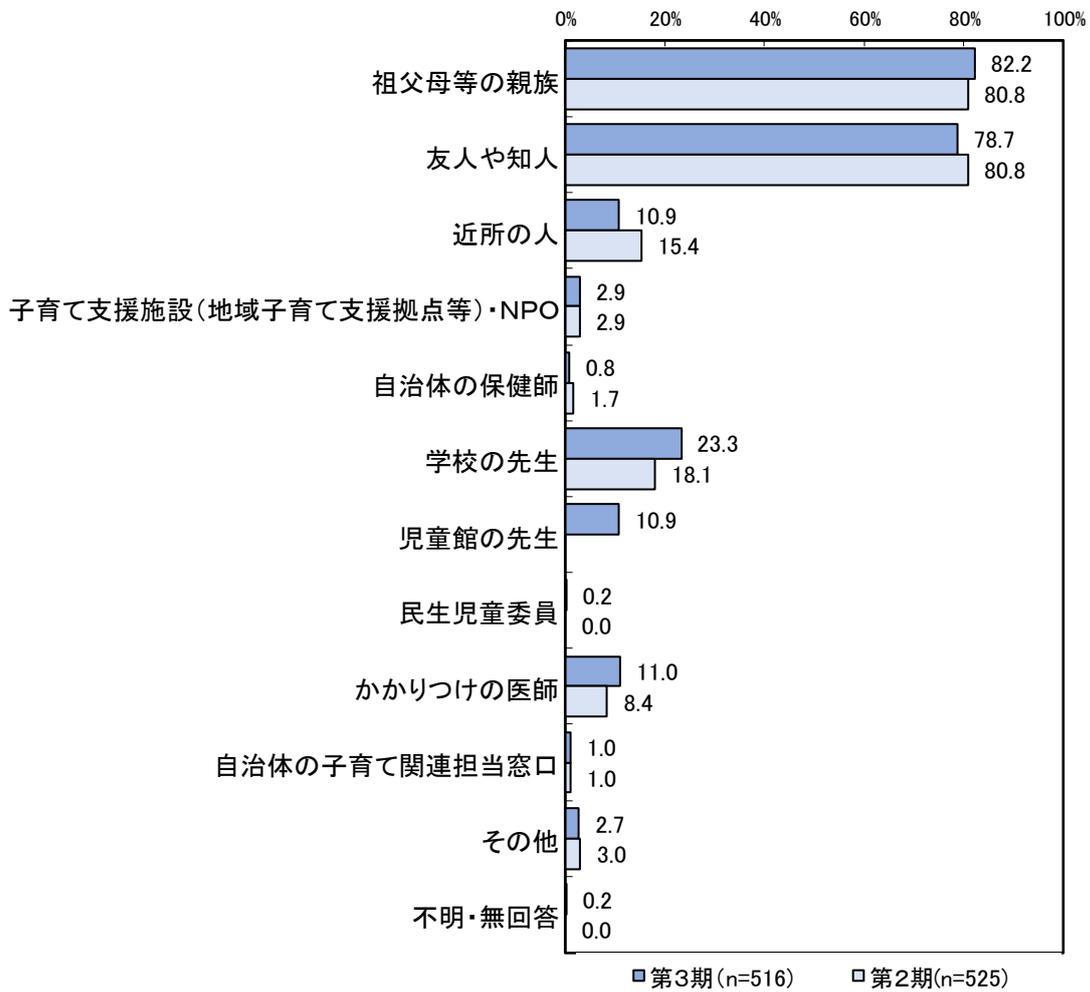
■就学前児童（相談先）



■就学児童（相談先の有無）



■就学児童（相談先）



(5) 子育てに関して悩んでいること

■就学前児童

	第3期	第2期
1位	子どもとの時間を十分にとれないこと (36.7%)	子どもとの時間を十分にとれないこと (32.3%)
2位	病気や発育・発達に関すること (33.4%)	子どもを叱りすぎているような気がする (28.0%)
3位	食事や栄養に関すること (32.8%)	食事や栄養に関すること (25.8%)

○病気や発育・発達に関することは、0～3歳児の保護者が4～6歳児の保護者に比べて、比較的多くなっています。

○食事や栄養に関することは、こどもの年齢とともに減少しており0歳児の保護者が最も多くなっています。

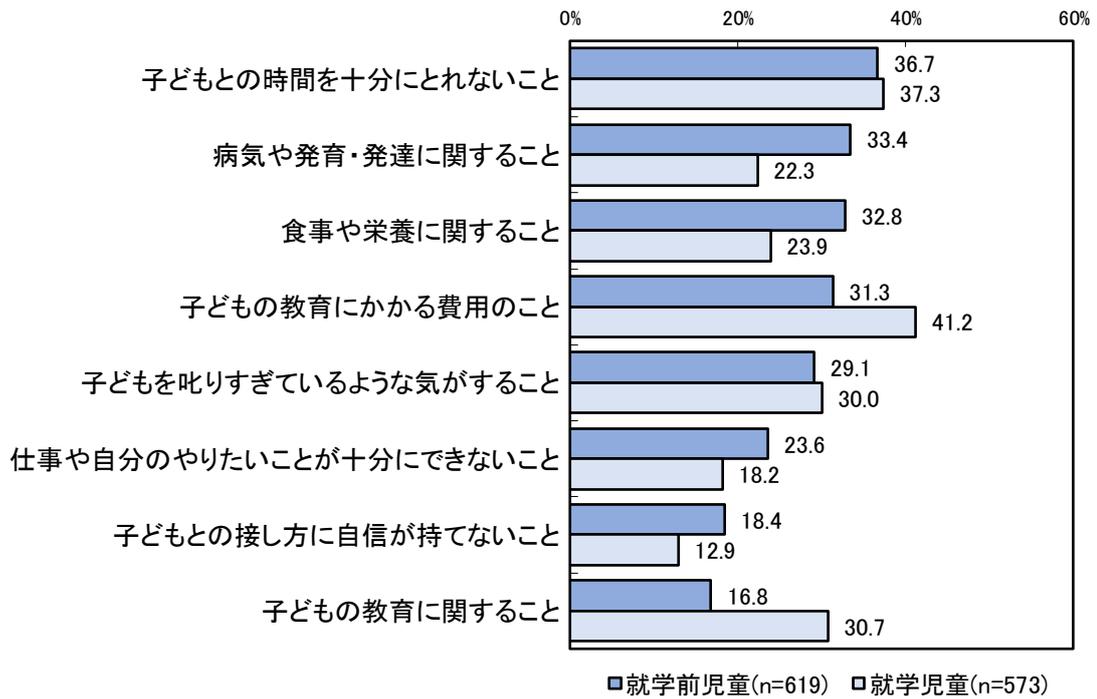
■就学児童

	第3期	第2期
1位	子どもの教育にかかる費用のこと (41.2%)	子どもを叱りすぎているような気がする (35.9%)
2位	子どもとの時間を十分にとれないこと (37.3%)	子どもとの時間を十分にとれないこと (29.5%)
3位	子どもの教育に関すること (30.7%)	子どもの教育に関すること (22.0%)

○第2期調査と比較し、第3期調査ではこどもの教育にかかる費用が大きく増加し、悩んでいることで最も多い項目になっています。

○第2期調査で最も多かった「子どもを叱りすぎているような気がする」は、第3期調査では30.0%と4番目に多くなっています。

■子育てに関して悩んでいること



(6) 重点的に取り組む必要がある子育てに関する施策

■就学前児童

	第3期	第2期
1位	小児救急医療など小児医療の充実 (49.9%)	小児救急医療など小児医療の充実 (53.0%)
2位	子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進 (47.2%)	子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進 (48.0%)
3位	子どもの居場所づくりの推進 (40.7%)	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもの保護の推進 (37.7%)

○「子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進」は、こどもの年齢による差は少なくすべての年齢の就学前児童の保護者からのニーズが見られます。

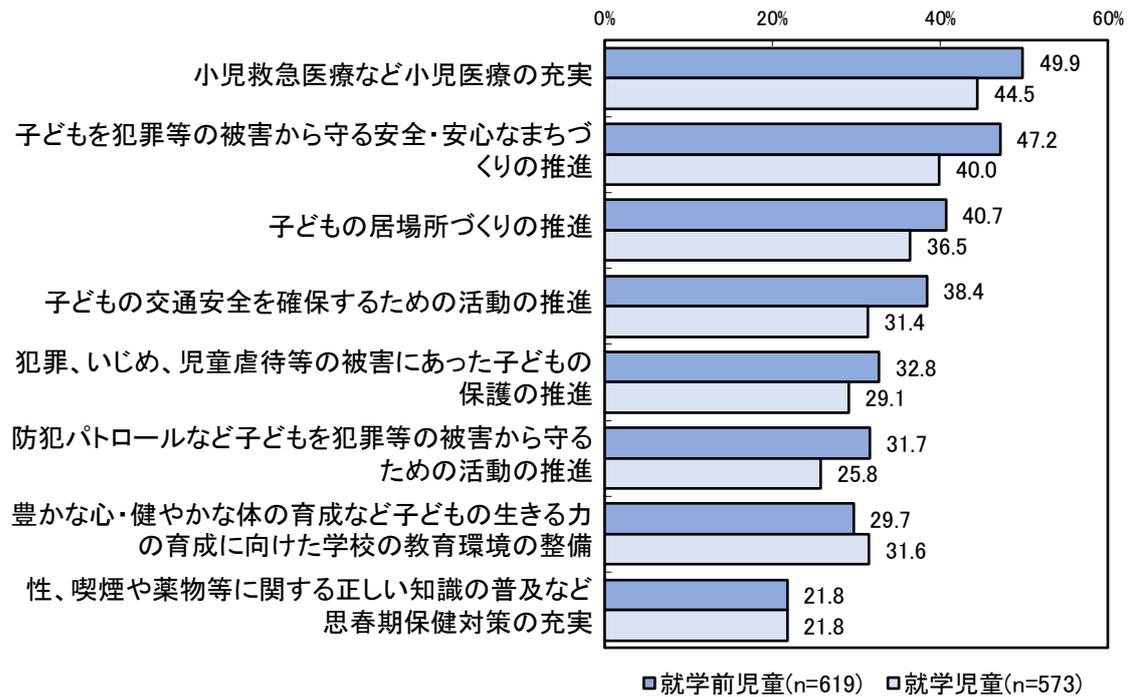
■就学児童

	第3期	第2期
1位	小児救急医療など小児医療の充実 (44.5%)	子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進 (49.8%)
2位	子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進 (40.0%)	小児救急医療など小児医療の充実 (39.6%)
3位	子どもの居場所づくりの推進 (36.5%)	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもの保護の推進 (36.2%)

○3位までは就学前児童調査と同じ順番となっています。

○「子どもの居場所づくりの推進」は、就学前児童調査とともにニーズが高まってきています。

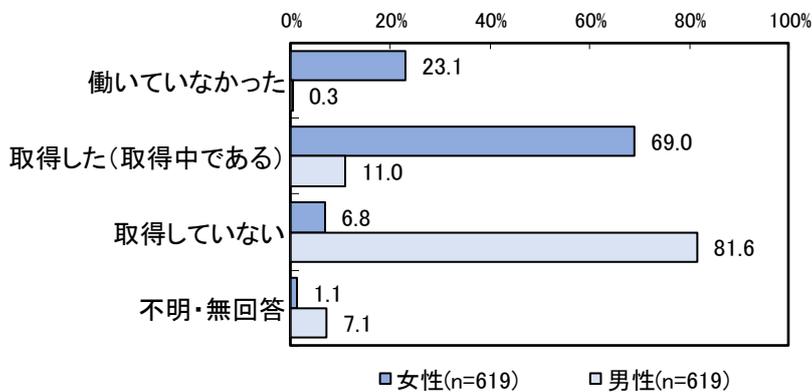
■重点的に取り組む必要がある子育てに関する施策



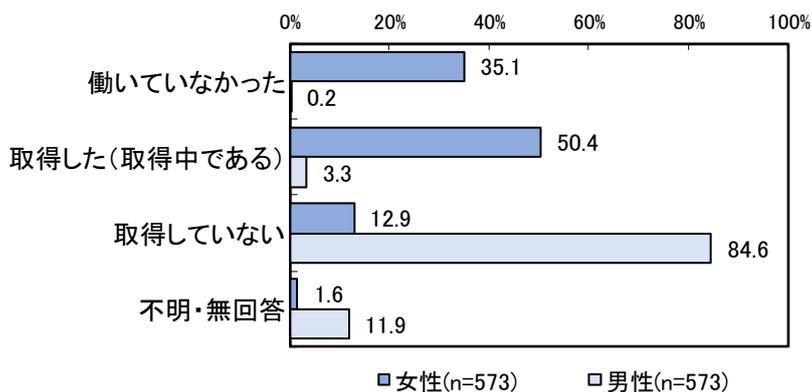
(7) 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況では、就学前児童調査の女性6.8%、男性81.6%、就学児童調査の女性12.9%、男性84.6%が「取得していない」と回答しています。

■就学前児童



■就学児童

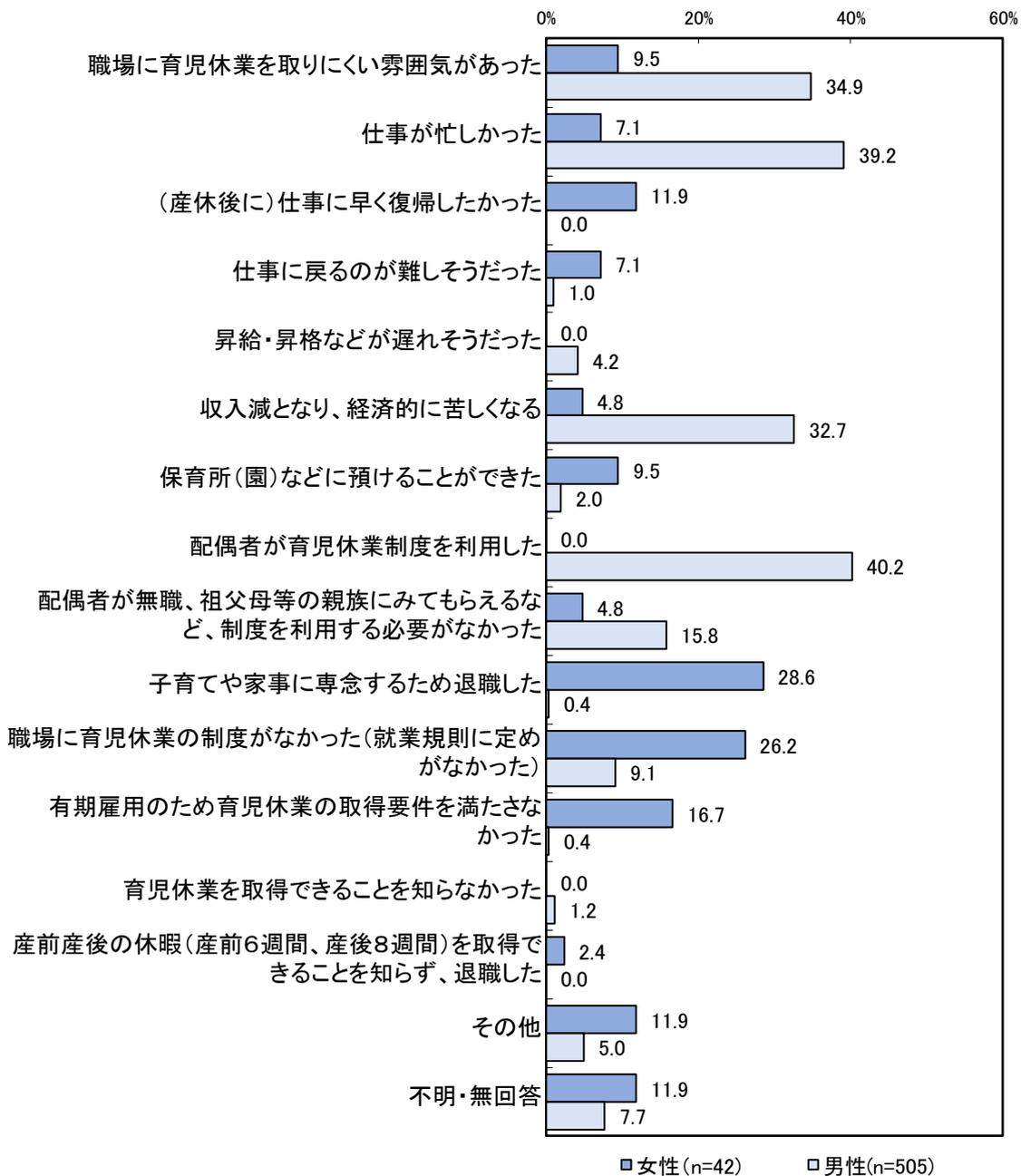


(8) 育児休業の未取得理由

■就学前児童

育児休業の未取得理由は、女性は「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が多くなっています。

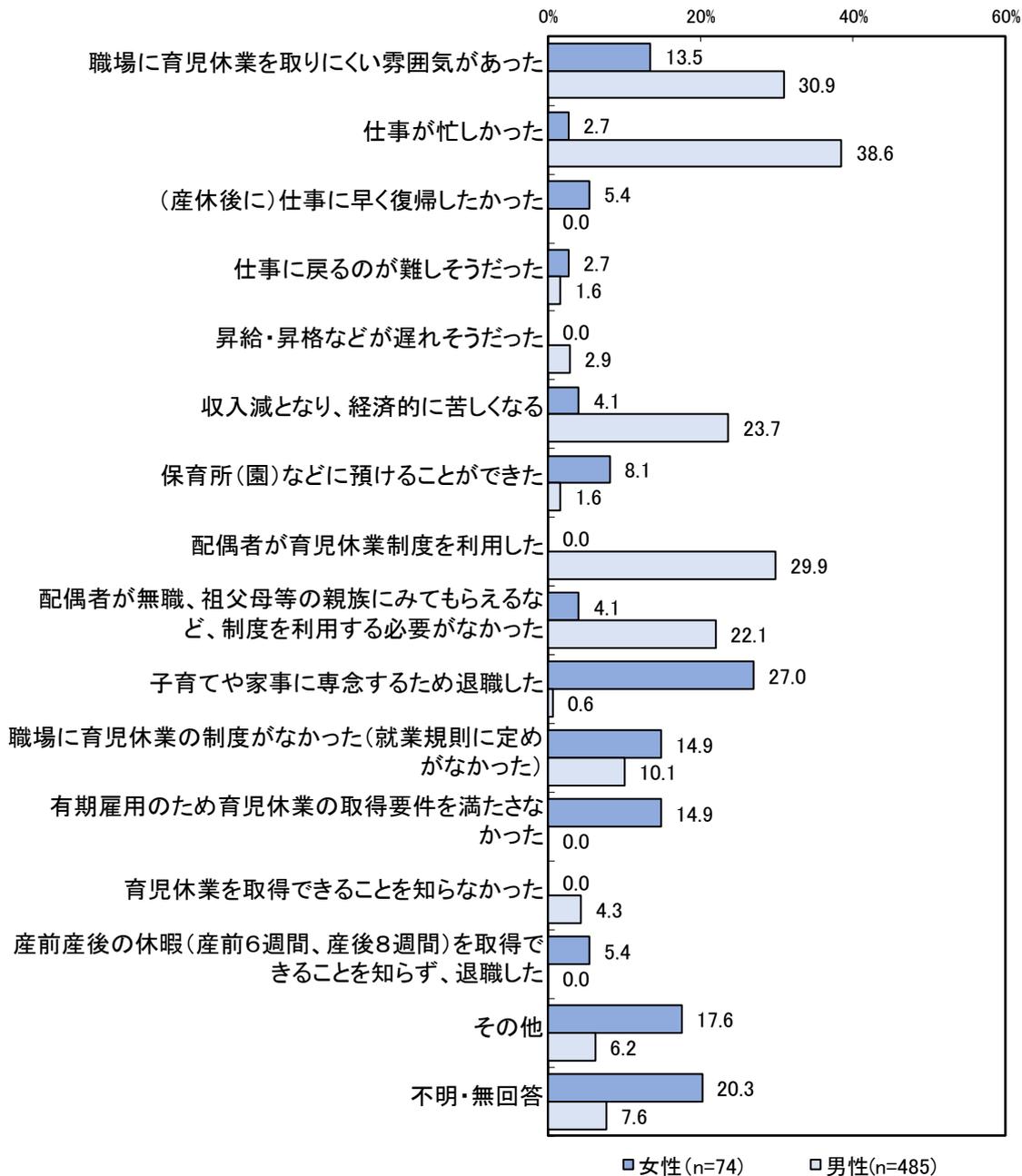
男性では、「配偶者が育児休業制度を利用した」「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」が多くなっています。



■就学児童

育児休業の未取得理由は、女性は「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が多くなっています。

男性では、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「配偶者が育児休業制度を利用した」「収入減となり、経済的に苦しくなる」が多くなっています。



(9) 重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策

■就学前児童

	第3期	第2期
1位	子育てに伴う経済的支援の充実 (57.5%)	子育てに伴う経済的支援の充実 (47.2%)
2位	産後支援の充実 (36.7%)	保育園、児童館など子育て支援関連 施設の整備 (40.7%)
3位	子ども・子ども連れの親が安全・安 心に通行できる道路交通環境の整 備 (36.2%)	子ども・子ども連れの親が安全・安 心に通行できる道路交通環境の整 備 (35.4%)

○産後支援の充実は、こどもの年齢が低い保護者のニーズが多くなっています。

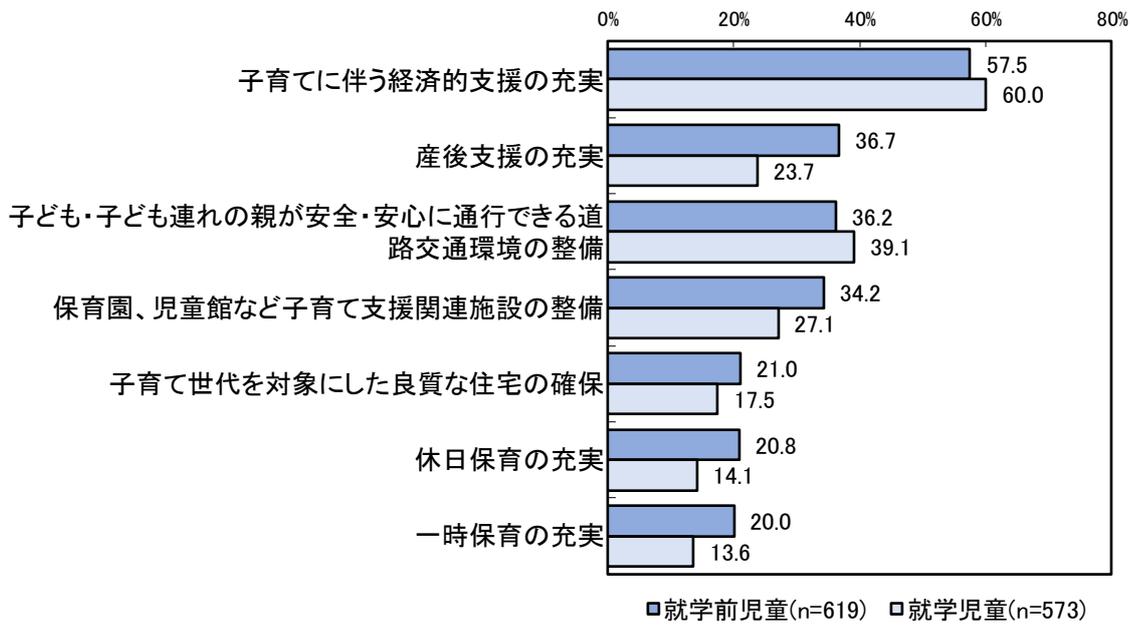
○子ども・子ども連れの親が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備は、こどもの年齢が上がるとともに保護者のニーズが多くなっており、6歳の保護者のニーズが最も多くなっています。

■就学児童

	第3期	第2期
1位	子育てに伴う経済的支援の充実 (60.0%)	子育てに伴う経済的支援の充実 (49.1%)
2位	子ども・子ども連れの親が安全・安 心に通行できる道路交通環境の整 備 (39.1%)	子ども・子ども連れの親が安全・安 心に通行できる道路交通環境の整 備 (37.4%)
3位	保育園、児童館など子育て支援関連 施設の整備 (27.1%)	保育園、児童館など子育て支援関連 施設の整備 (35.1%)

○「保育園、児童館など子育て支援関連施設の整備」は、徳田小学校区において他の地域よりもニーズが多くなっています。

■重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策

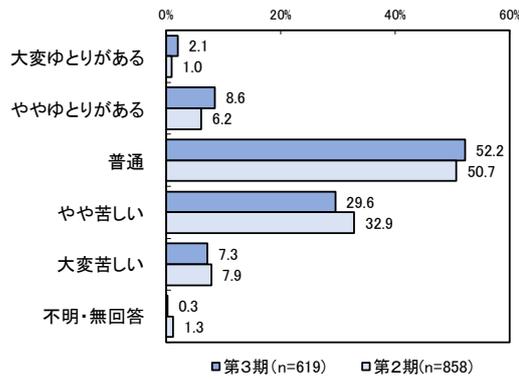


(10) 暮らしの経済状況

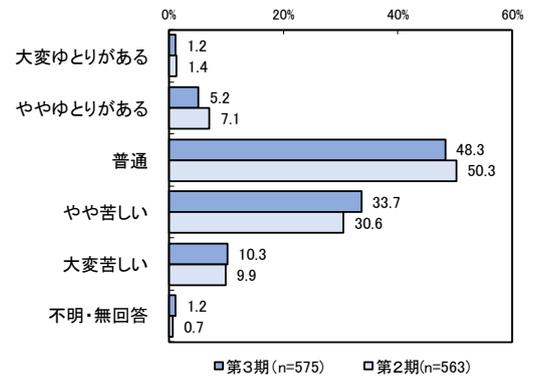
【経済状況】

「大変苦しい」「やや苦しい」と答えた割合は、就学前児童では36.9%、就学児童では44.0%となっており、就学児童の方が7.1ポイント多くなっています。

■就学前児童



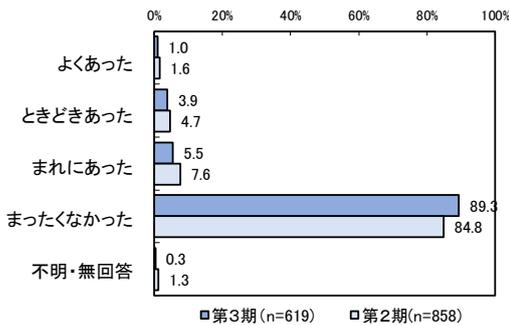
■就学児童



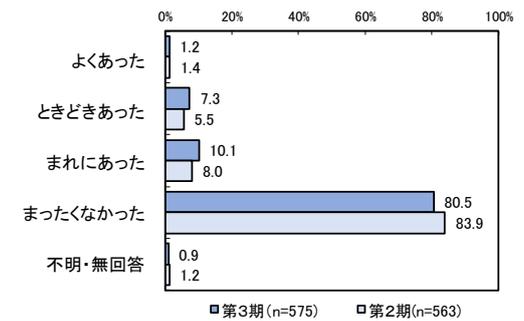
【生活困難状況（食料品購入）】

「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と答えた割合は、就学前児童では10.4%、就学児童では18.6%となっており、就学児童の方が8.2ポイント多くなっています。

■就学前児童



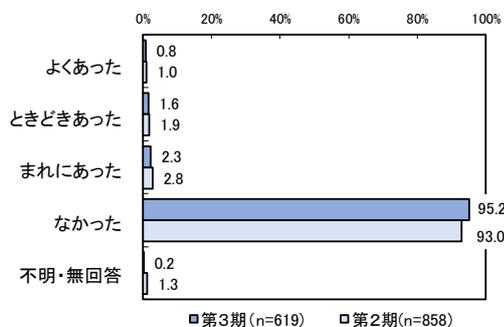
■就学児童



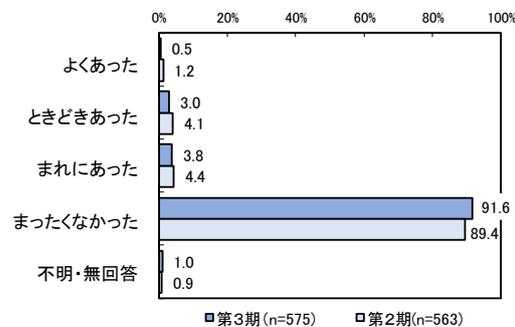
【生活困難状況（光熱水費）】

「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と答えた割合は、就学前児童では4.7%、就学児童では7.3%となっており、就学児童の方が2.6ポイント多くなっています。

■就学前児童



■就学児童

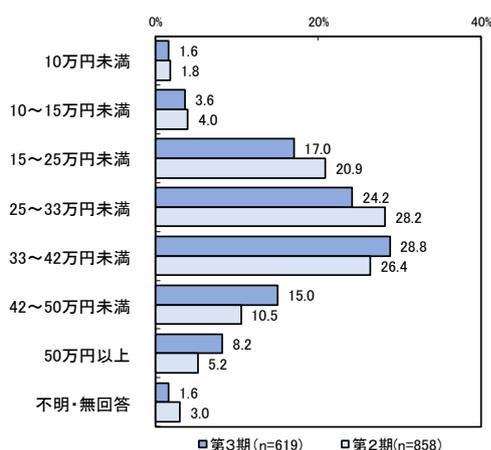


【月ごとの世帯収入額】

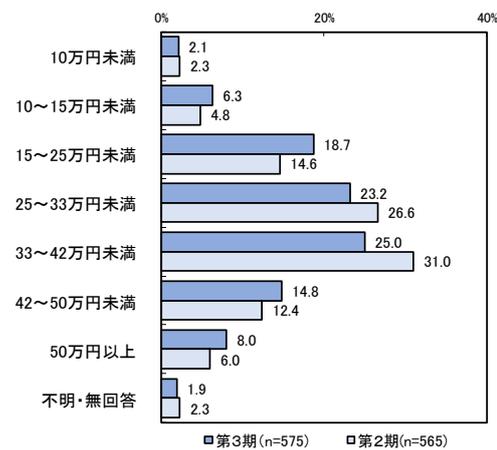
就学前児童では、第2期の調査時と比べて33万円以上の割合が増加し、33万円以下の割合が減少しています。

就学児童では、第2期の調査時と比べて25～42万円未満の割合が減少し、25万円未満と42万円以上で割合が増加しています。

■就学前児童



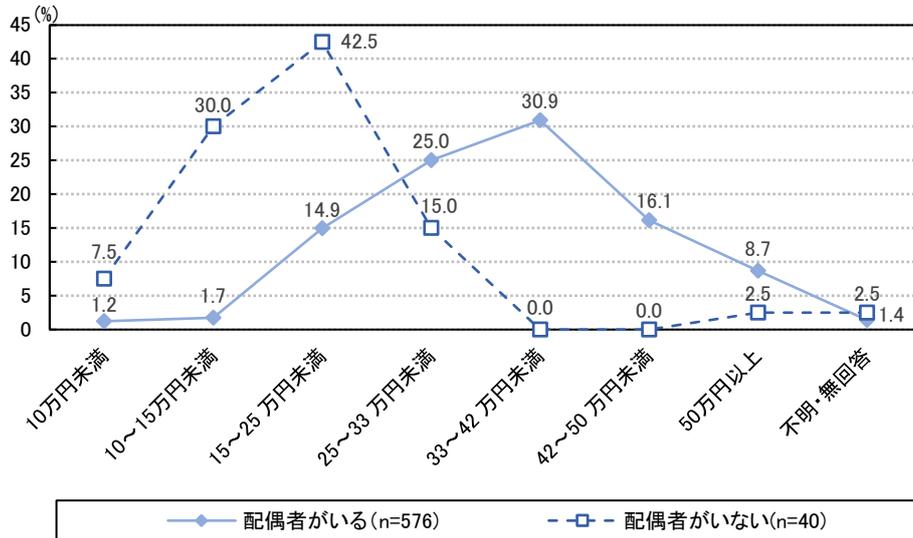
■就学児童



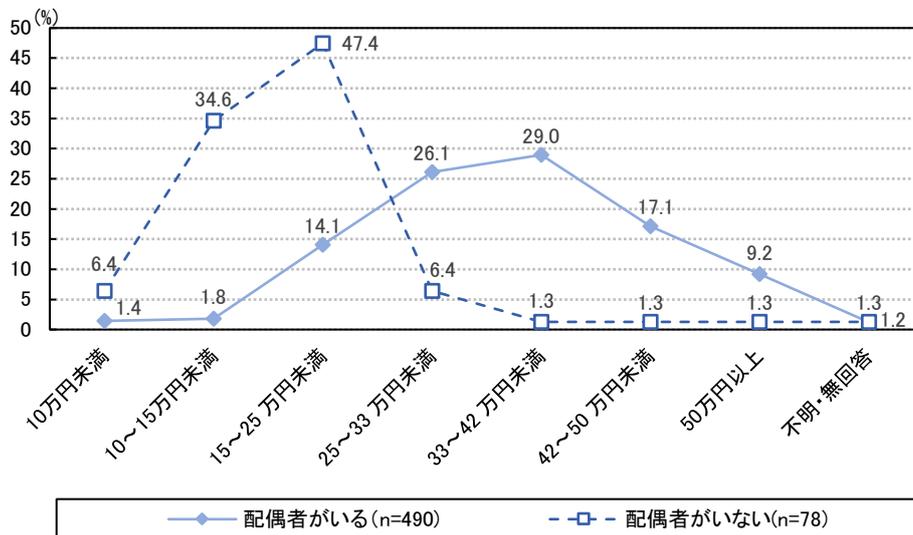
【配偶者の有無による月ごとの世帯収入額】

就学前児童と就学児童ともに、配偶者がいる世帯では 33～42 万円未満の割合が多くなっているのに対し、配偶者がいない世帯では 15～25 万円未満が最も多くなっています。

■就学前児童



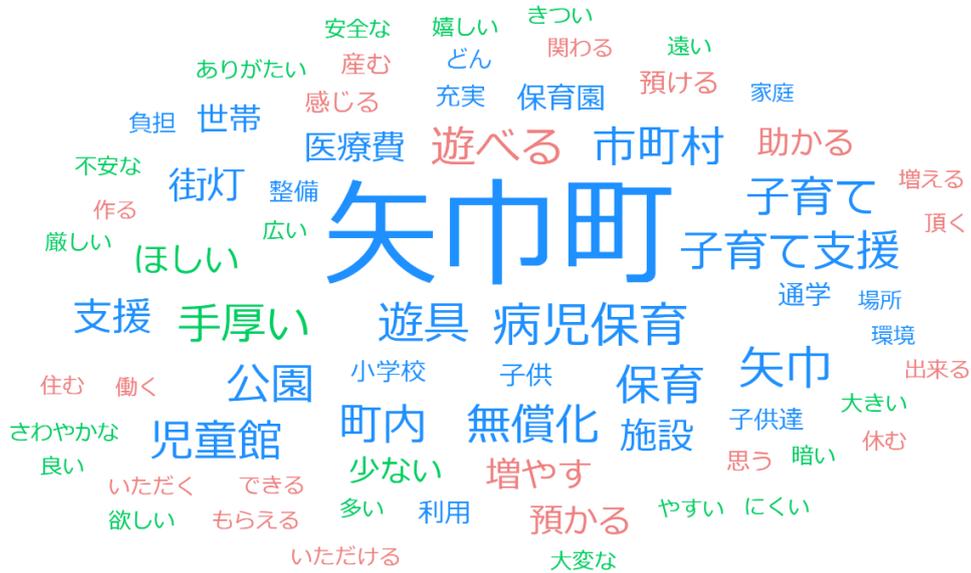
■就学児童



(11) ニーズ調査自由記載項目のテキストマイニング分析

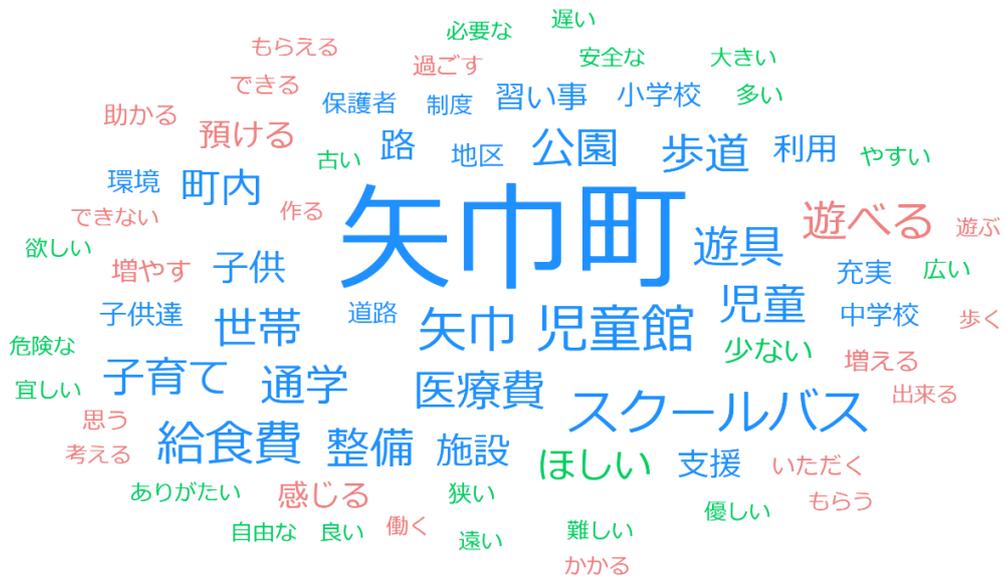
ニーズ調査の自由記載内容を、AI技術の自然言語処理を使って解析を行い、文章を単語や文節で区切り、出現頻度や相関分析関係を図示しました。

■就学前児童



使用ツール:User Local AI テキストマイニング

■就学児童



使用ツール:User Local AI テキストマイニング

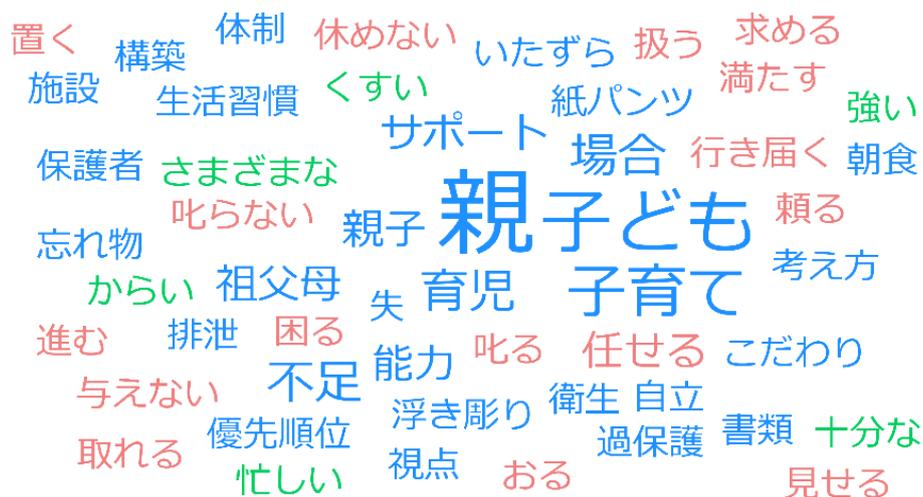
8 子ども・子育て支援に関するヒアリング及びワークショップの実施

「第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、本町の子育て関連施設の施設長、保護者及び児童館を利用する児童にヒアリング及びワークショップ調査を実施しました。

(1) 施設長等ワークショップ

①不安に思うこと

- ・親の育児能力やサポート体制の不足、生活習慣に関する問題、親子関係の構築の難しさなど、様々な視点から施設の不安が浮き彫りになります。
- ・親の育児に対する姿勢や考え方、楽しく子育てするために何を求めているのかが不明。
- ・子育てを楽しんでいる親が少ない。
- ・子育ての優先順位や生活の中心がこどもではない。
- ・親のこだわりが強く、いたずらをしたり、叱るべき時に叱らない。
- ・こどもを無駄に側に置いている親がいる。
- ・忙しさからか忘れ物が多かったり、こどもの衛生管理が行き届いていなかったり（洗濯、お風呂、布団干し）、朝食を食べて来ない子がいる。親子の時間も十分に取れていない。
- ・こどもが病気でも、仕事のために休めない親が多い。
- ・親の都合で紙パンツを使い続けている家庭もあり、排泄の自立が進んでいない。
- ・親の育児能力や責任感が不足しており、書類を提出できない、書類をなくす保護者が多い。
- ・親が過保護で失敗の経験を与えなかったり、逆に決断をこども任せにしすぎる。
- ・子育てを保育園に頼りすぎている親が多い。
- ・保護者が困っていても誰に言ってもいいかわからず、相談できない。
- ・祖父母などの周囲のサポートの不足もある一方で、子育てが祖父母任せになっている例もある。
- ・家族で協力して生活するも、親が子どもに何を期待しているのか不明。
- ・スマホやタブレットを一人で扱う子が多い。
- ・子どもが満たされていないような様子を見せている場合がある。



使用ツール:User Local AI テキストマイニング

②施設ができること

【親とのコミュニケーションの強化】

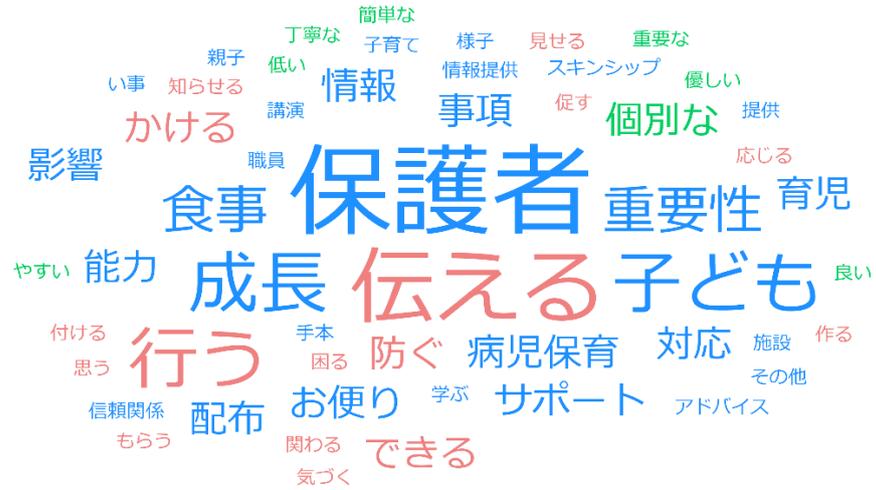
- ・保護者の性格や育児能力に応じて個別対応を行い、こどもの成長や様子を伝えるとともに、こどもの成長のために家族の協力の重要性をアドバイスします。
- ・保護者に対して優しく声をかけ、応援していることを伝えます。また、困ったことがあれば相談しやすい環境を作ります。
- ・子育て講演会を開催し、学ぶ機会を提供します。
- ・良い事・悪い事について保護者からもこどもに伝えることの重要性を知らせます。

【サポート体制の強化】

- ・スキンシップの重要性を伝え、親子の信頼関係を強化するサポートを行います。
- ・職員がこどもと関わる姿を保護者に見せ、育児の手本になります。
- ・病児保育施設や他の利用できる場所を紹介し、情報提供を行います。
- ・お便りで病児保育やその他のサポートの情報を定期的にお知らせしています。また、こどもの成長に影響する重要事項（食事、睡眠等）を伝え、食事については、簡単にできる食事のレシピや栄養に関する情報を配布します。

【育児サポートの工夫】

- ・今後の成長過程に影響する事項を保護者に理解してもらい、行動を促します。
- ・提出物の期限や忘れ物を防ぐため、お便りや手紙に強調箇所を付けて配布します。
- ・衣類や持ち物について、気づいた時にさりげなく声をかけます。
- ・養育能力が低いと思われる保護者には、丁寧に個別対応を行い、ネグレクトを防ぎます。



使用ツール:User Local AI テキストマイニング

(2) 保護者ヒアリング

①職場復帰後や施設利用に対する不安、育児支援の希望

- ・職場復帰後、こどもが病気になった場合に、有給休暇などの制度では不十分なので、病児保育などの支援策の充実が求められています。ただ、病児保育の利用希望はあるものの、予約の取りにくさや施設の利用条件が課題となっているため、利用しやすい体制の確立が必要です。
- ・特にフルタイム勤務の保護者にとって、家事・育児の両立が負担となるため、ファミサポ等の支援事業の活用を促進するため、利用しやすい環境を整えることが必要です。
- ・父親の育休が無かったり、帰りが遅い場合があるため、母親が1日中こどもの世話をしていることもあります。仕事と育児などの家庭のバランスがとれるよう、職場の理解や働き方の改善が求められています。

②子育てイベントの充実や施設・設備の利便性

- ・子育て広場が頻繁にあると感じ、先生の相談しやすい雰囲気や親同士が交流できている一方で、週に1回・1時間だと時間が足りない、もっと広さがほしいと感じている保護者もいます。
- ・こどもに習い事をさせたいが何を習わせたらいいか悩んでいる親がいます。こどもが参加できる英語や音楽、ダンスなど子育てに関するイベントの充実が求められています。
- ・産後ケアやイベント参加時に、上のこどもを同伴できる環境の提供が求められています。
- ・公園の草取りなどの環境整備や日陰になる場所、上のこどもも遊べる複合遊具などが求められています。また、天気によって左右されずにこどもが遊べる場所の不足が指摘されていることから、親子の安全面への配慮や施設・設備の充実を強化する必要があります。

③経済的支援

- ・おたふく風邪などの予防接種の負担が大きいと感じる保護者が多く、予防接種の費用の助成が求められています。
- ・医療費助成やおむつ・ミルク購入の負担軽減のための経済的支援の充実が求められています。
- ・タクシーチケットをもらっても利用できないケースがあったため、利用に関するわかりやすい周知が必要です。

(3) 児童ヒアリング

①児童館でのこどもたちの活動内容

- ・遊び（折り紙、パズル、ヨーヨー、けん玉、レゴブロック、カプラ、くみくみスロープ）
- ・カードゲームやボードゲーム（UNO、トランプ、人狼、サッカー盤、マンカラ等）
- ・スポーツ等（卓球、サッカー、野球、バスケットボール、鉄棒、滑り台、鬼ごっこ）
- ・漫画、宿題、お絵かき、塗り絵

②児童館で楽しいと感じること

- ・友達との交流、新たな友達づくり
- ・家ではできない様々な遊びの体験（外遊び、室内遊び、クラフト教室）
- ・勉強の時間（宿題が進められること）

③児童館の利用で困っていること、こうなればいいな、こうなればもっと楽しくなると思うこと

- ・施設や設備（トイレが遠いこと、児童館のスペースがもっと広くなればという意見）
- ・外遊びの安全性（外で鬼ごっこ中に木の根や石につまずき、けがをすることもいること）
- ・おもちゃの管理（おもちゃの片付けを乱暴に行うこどもがいること。レゴを作り続けているため、次に遊びたいときに使えないこと）
- ・新しい遊具の導入（サッカー盤を新しくしてほしいという要望）
- ・活動時間（休憩時間が長いこと）
- ・体育館の利用（下級生のこどもたちももっとボール遊びをしたいという意見）
- ・騒音（読書に集中できないこと、先生が話しているときに静かにならないこと）
- ・友達関係（いつも同じ友達なので他の子とも遊べる環境が欲しいという意見）

④長期休みの際の昼食について（家庭から持参か、児童館のお弁当か）

■家から持ってくるお弁当が良いという意見

多くのこどもが、家で親が作ってくれるお弁当が好きだと答えています。特に、親が作る特定のおかず（エビフライ、唐揚げ、焼肉、グラタン、たこ焼きなど）が好きで、それを楽しみにしているという声が目立ちます。また、家のお弁当は、こどもの好みに合わせて作られるため、好きなものを食べられることが良いと感じており、アレルギーにも対応できるため、家で作る方が安心という意見があります。

■児童館でお弁当が出るのが良いという意見

親の負担が軽減されることを喜ぶこどももいます。また、全員が同じものを食べるため、「誰かと比べずに」「みんな一緒に楽しい」という声もありました。

■どちらでも良い、又はどちらも良いという意見

家のお弁当も児童館のお弁当もどちらも楽しめると感じているこどももいます。「美味しければどちらでも良い」という意見や、日によって選べると良いという声もあります。

⑤放課後や休日に望む居場所や休みの日にしたいこと

- ・スポーツや身体を動かす場所（体育館や運動施設、公園や屋外の遊具施設、釣り、室内アスレチック、トランポリン、プール）
- ・リラックスできる場所（漫画を読みながらお菓子や飲み物を楽しめるゆったりできる場所）
- ・遊園地やゲームセンター
- ・こどもが楽しめる様々なイベント
- ・友達や家族と楽しめる場所（児童館、体育館等）
- ・動物や自然とふれあえる場所（動物園、海）
- ・別の児童館（仲の悪い友達がいる場合）

⑥矢巾町は好きか。好きなところ

- ・自然が豊か（緑が多い、田んぼの景色、空）
- ・静かで落ち着いた環境、のんびりできること
- ・遊べる場所や施設の充実（公園、やはぱーく、田園ホール、図書館、スーパー、ジャンパランド、温泉）
- ・イベントが多い（お祭り、クラフト教室、田園ホールなど）
- ・仲の良い友達がたくさんいること、友達と遊べること
- ・食べ物や給食
- ・一部のこどもは、矢巾町に特に好きなところはない、又はあまり好きではないと答えています。

⑦普段の生活で困っていること

- ・親の仕事や家事との両立の大変さを感じていて、家事を手伝いたいと思いながら自分ではできなくて困っているというこどもや、親の帰りが遅く寂しいと思っているこどももいます。
- ・兄弟関係で、下の子が言うことを聞かない、けんかが起きることに困っています。
- ・友達との関係でいじめやけんかがなくなってほしいという声があり、友達と遊んでいる時に自分の好きなことができないと感じている子もいます。
- ・友だちの家が遠く、遊びに行くのが難しいという声があります。
- ・学校生活について、担任の先生が嫌いという意見や、掃除が面倒という声も見られました。また、宿題をやりたくないと感じているこどもも多く、特に夏休みの勉強が難しいと感じることがあるようです。
- ・暑さによる睡眠の悩みとして、寝る前に暑いことや、寝るときも暑くて困っている子もいます。
- ・休日の過ごし方として、家でゆっくりしたいという声もありました。
- ・特にないという意見も一定数ありました。

9 子ども・子育て支援に関するこども調査結果

「第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、こども大綱に定めるこども施策に関する基本的な方針に基づき、当事者であるこどもの意見を把握するために、アンケート調査を実施しました。

■調査の対象

調査の種類	調査対象者
小学生アンケート調査	町内小学校に通う小学生4～6年生の児童
中学生アンケート調査	町内中学校に通う中学生1～3年生の生徒

■配布・回収の結果

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率
小学生アンケート調査	696 件	430 件	61.8%
中学生アンケート調査	699 件	601 件	86.0%

(1) 主な調査結果

①矢巾町に取り組んでほしいこと、アイデア

Q1. みなさんの環境をよくするために矢巾町に取り組んでほしいこと、アイデアや思いなどを教えてください。

「なにを、どのように、どうしてほしい。理由は○○だからです。」など、具体的に教えてください。よろしくお願いします。

種別	件数	主な回答
道路環境	182	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路のデコボコ道を歩きやすくしてほしい。理由は自転車で通るときにあぶないと思ったから。自転車で段差を通るときに振動が来て自転車の一部が取れたからです。 ・街灯をもっと増やしてほしい。理由は帰るときに暗いから。 ・街灯が少ない方の地域に街灯を増やしてほしいです。理由は秋くらいから自転車で帰るとき街灯がないと暗くて見えにくいからです。 ・歩道のところに自転車道を増やしてほしい。道が狭く歩行者とぶつかってしまうのが心配だから。 <p style="text-align: right;">など</p>
ごみ	129	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ拾いを積極的に行う活動をしてほしい。ごみが落ちていると気分が悪くなるから。 ・ポイ捨てを絶対しないような対策をした方がいいと思います。 ・ポイ捨てなどを無くすために、注意するポスターを作ってほしい。理由はごみが散らばっているのをたまに見かけるからです。 ・ごみが沢山落ちているので、通学路にごみ箱を設置してほしいです。 ・ごみ拾いや草刈りをする回数を増やしてほしいです。理由はごみや草が目立つと思ったからです。 <p style="text-align: right;">など</p>

種別	件数	主な回答
施設	114	<ul style="list-style-type: none"> ・イオンなどのショッピングモールや、飲食店、観光地などを増やしてほしい。盛岡までいかないとチェーン店がないし、矢巾町には楽しめる場所が少ないから。 ・お店を不動地区にも建てて欲しいです。 ・サッカー場を作ってほしい。 ・矢巾町について、遊ぶところを増やしてほしい。理由は、遊ぶところが少なく盛岡に行くのが大変だから。理由は遊ぶ場所が少なく、家でゲームをしている時間が多いから。 ・静かに勉強できる公共施設を増やしてほしい。理由はやはパークだけだと少ないと思ったから。 ・雨の日でも遊べる場所がほしい。雨の日でも外で遊びたいから、中では遊ぶ事が少ないから。 <p style="text-align: right;">など</p>
学校	51	<ul style="list-style-type: none"> ・校則が厳しすぎます。理由は恋愛禁止やスマホ禁止など都会の学校に比べ遅れていて、将来への経験などを学べないと思ったからです。 ・ジャージ登校にして欲しい。ジャージの方が動きやすいからです。 ・クロームブックで、音楽や動画などを条件付きなどで見られるようにしてほしい。 ・置き勉を有りにしてほしい。理由は中学生になってから荷物が多くて腰を痛めたからです。 <p style="text-align: right;">など</p>
公園施設	49	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな公園や遊び場がほしいです。最近僕や弟が運動不足なので解消するために作ってほしいです。空き地や空き家があるのでそこに作って欲しいです。 ・ボールで遊べる公園を作って欲しい。 ・公園をもっと多くしてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>
公園遊具	33	<ul style="list-style-type: none"> ・公園について遊具を増やしてほしい。 ・公園の遊具がなくなって、なにもない状態のままなので少し遊具を増やしてほしい。 ・矢巾町にバスケットゴールをおいてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>

種別	件数	主な回答
自然環境	30	<ul style="list-style-type: none"> ・環境について、もっと自然を大切にし、少しでも自然を残して欲しい。 ・矢巾町の自然環境を生かした活動に取り組むのもいいと思います。なぜなら、矢巾町は自然に恵まれた土地なのでそこをもっと活用した方がいいと思ったからです。 ・花壇など、もう少し花などの自然を増やしてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>
学校設備	16	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットの回線をもっと良くしてほしい。 ・まだ暑いからエアコンをもう1個つけてほしいです。 <p style="text-align: right;">など</p>
学校給食	15	<ul style="list-style-type: none"> ・デザートを増やして欲しい。 ・給食について、もう少し給食を減らしてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>
体育館 エアコン	14	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館にエアコンをつけてほしい。 ・体育館にエアコンの取り付けをお願いします。理由は夏など暑い時期に全校生徒を体育館に集めると蒸し暑いし、運動すると熱中症になる人もいるからです。 <p style="text-align: right;">など</p>
あいさつ	13	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなであいさつ運動をしてほしい。 ・あいさつについて、町内でもあいさつ運動をしてほしいです。理由は矢巾町を明るく豊かなところにしたかったからです。 <p style="text-align: right;">など</p>
学校施設 修繕	13	<ul style="list-style-type: none"> ・プールサイドのタイルの貼り替えをお願いしたい。 ・学校の雨漏りや、プールの割れているところを直してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>
信号機	13	<ul style="list-style-type: none"> ・信号の無い横断歩道に信号をつける。 ・信号にもっと歩行者用押ボタンを設置してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>
スクール バス	10	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季スクールバスの運行をよろしくをお願いします。 ・スクールバスを中学生にも運行してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>

10 こども・若者意識調査結果

令和8年度を始期とする「矢巾町こども計画」を策定するにあたり、こども・若者の普段の生活状況や教育状況、経済状況等についてお聞きし、課題や新たなニーズを把握するため、「こども・若者意識調査」を実施しました。

■調査の対象

調査の種類	調査対象者
こども・若者意識調査	令和7年7月1日現在、本町在住の16歳から39歳までの方

■調査方法

郵送による配布・回収

■調査期間

令和7年7月～8月

■配布・回収の結果

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
こども・若者意識調査	2,000件	350件	17.5%

※調査結果について

- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

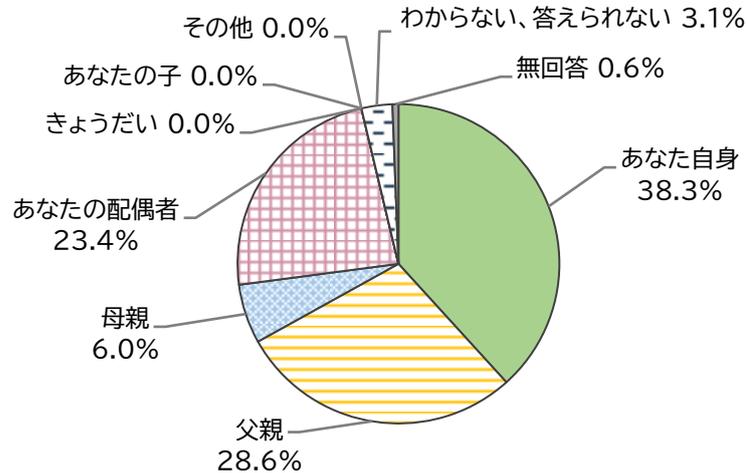
(1) 生計を支えている方について

生計を支えている方は、「あなた自身」が38.3%と最も多く、次いで「父親」(28.6%)、「あなたの配偶者」(23.4%)、「母親」(6.0%)となっています。

また、「わからない、答えられない」は3.1%となっています。

■生計を支えている方について

【n=350】

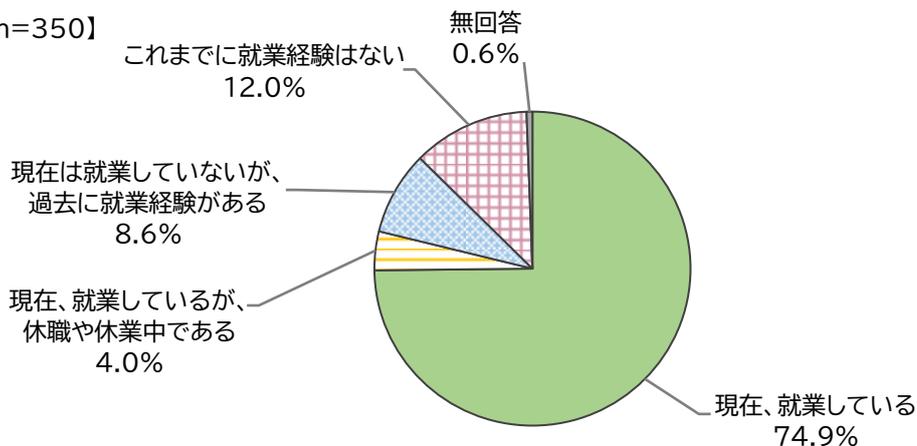


(2) 就業経験について

就業経験は、「現在、就業している」が74.9%と最も多く、次いで「これまでに就業経験はない」(12.0%)、「現在は就業していないが、過去に就業経験がある」(8.6%)、「現在、就業しているが、休職や休業中である」(4.0%)となっています。

■就業経験について

【n=350】

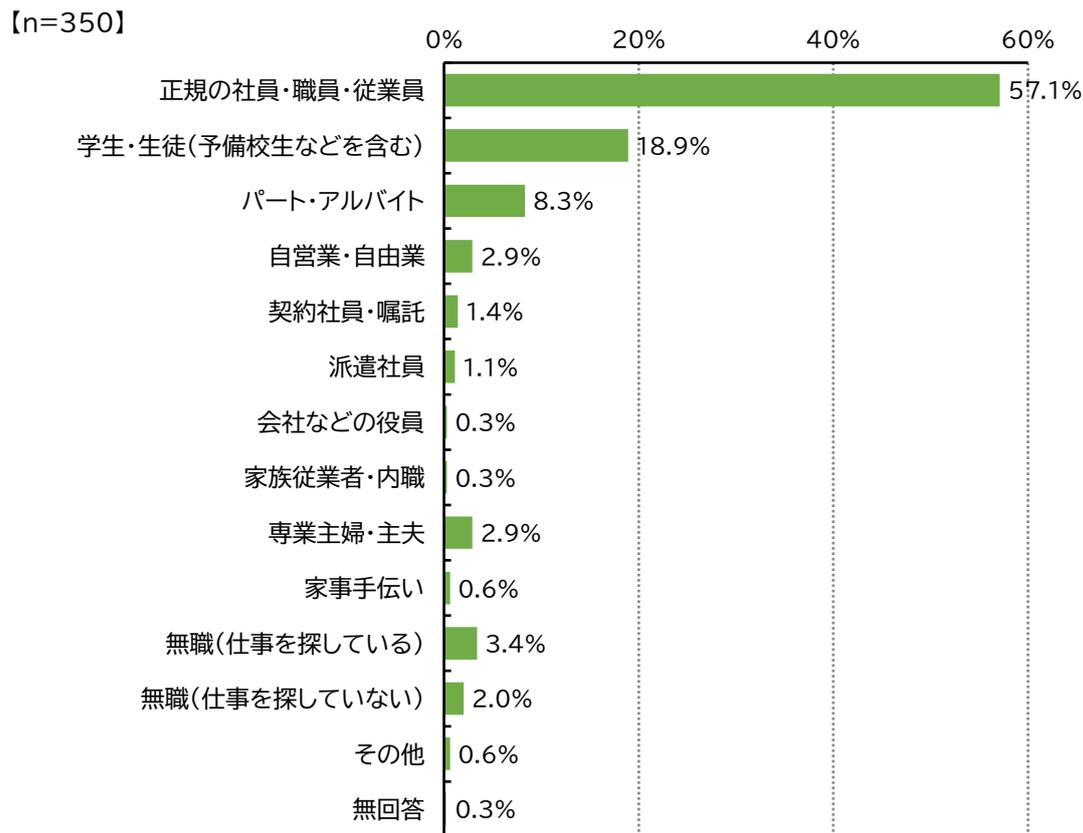


(3) 現在の仕事について

現在の仕事は、「正規の社員・職員・従業員」が57.1%と最も多く、次いで「学生・生徒（予備校生などを含む）」（18.9%）、「パート・アルバイト」（8.3%）、「自営業・自由業」「専業主婦・主夫」（ともに2.9%）と続いています。

また、『無職』（「無職（仕事を探している）」と「無職（仕事を探していない）」の合計）の割合は5.4%となっています。

■現在の仕事について



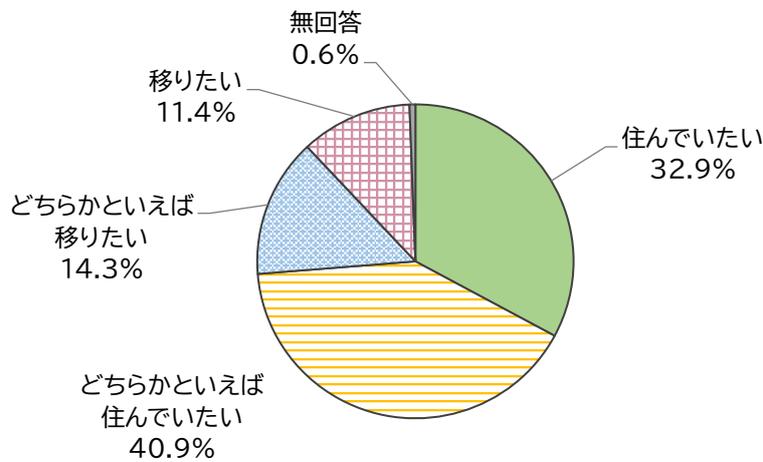
(4) 将来も矢巾町に住みたいと思うか

将来も矢巾町に住みたいと思うかは、「住んでいたい」が32.9%、「どちらかといえば住んでいたい」が40.9%、「どちらかといえば移りたい」が14.3%、「移りたい」が11.4%となっています。

また、『住んでいたい』（「住んでいたい」と「どちらかといえば住んでいたい」の合計）の割合を年齢別にみると、「35歳～39歳」が88.8%と最も多く、次いで「30歳～34歳」（83.5%）、「25歳～29歳」（71.8%）、「20歳～24歳」（61.2%）、「16歳～19歳」（40.0%）となっています。

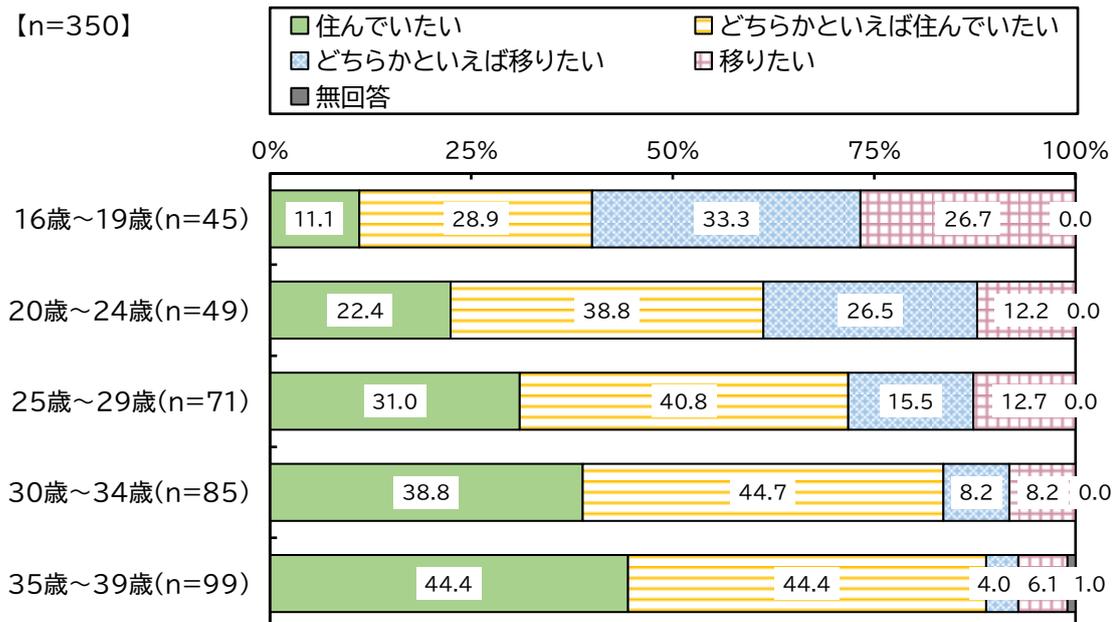
■将来も矢巾町に住みたいと思うかについて

【n=350】



■将来も矢巾町に住みたいと思うかについて（年齢別）

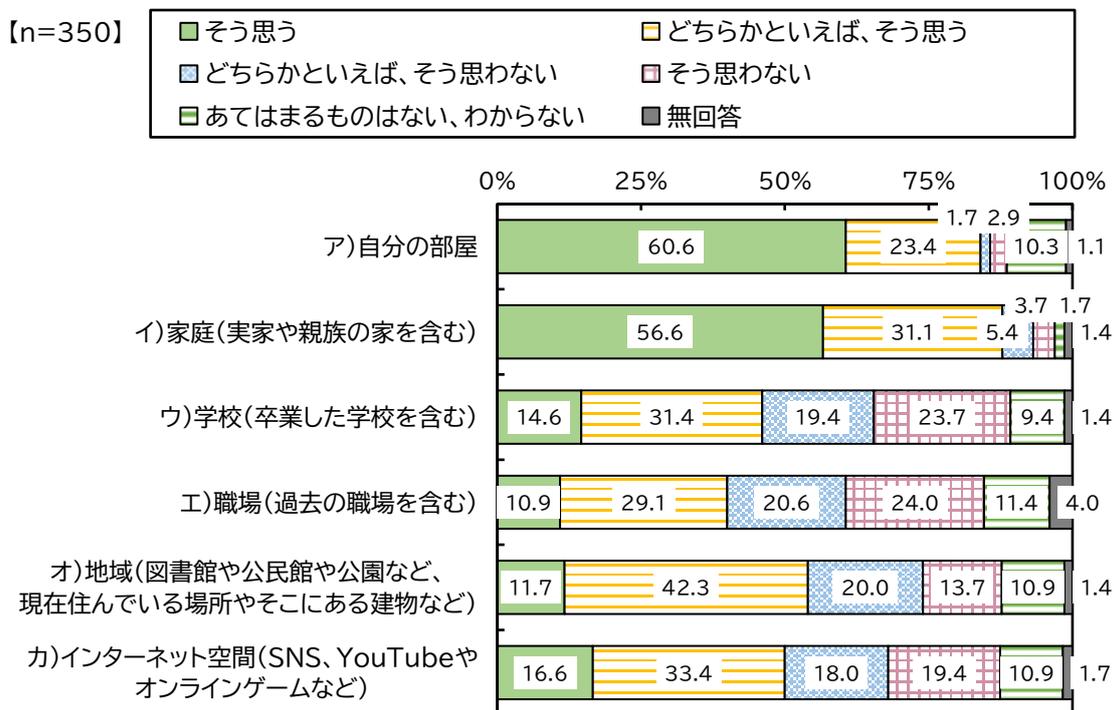
【n=350】



(5) 自分にとって居心地の良い居場所について

自分にとって居心地の良い居場所について、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）の割合は、「イ）家庭（実家や親族の家を含む）」が87.7%と最も多く、次いで「ア）自分の部屋」（84.0%）、「オ）地域（図書館や公民館や公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物など）」（54.0%）、「カ）インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）」（50.0%）、「ウ）学校（卒業した学校を含む）」（46.0%）、「エ）職場（過去の職場を含む）」（40.0%）となっています。

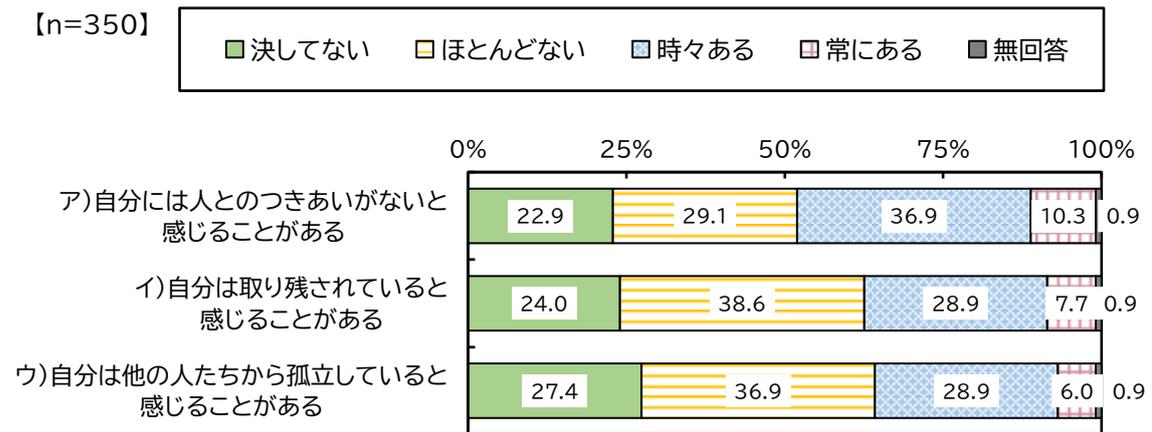
■自分にとって居心地の良い居場所について



(6) 人とのつながりについて

人とのつながりで感じることに『ある』（「時々ある」と「常にある」の合計）の割合は、「ア）自分には人とのつきあいがないと感じることもある」が47.2%と最も多く、次いで「イ）自分は取り残されていると感じることがある」（36.6%）、
「ウ）自分は他の人たちから孤立していると感じることがある」（34.9%）となっています。

■人とのつながりについて

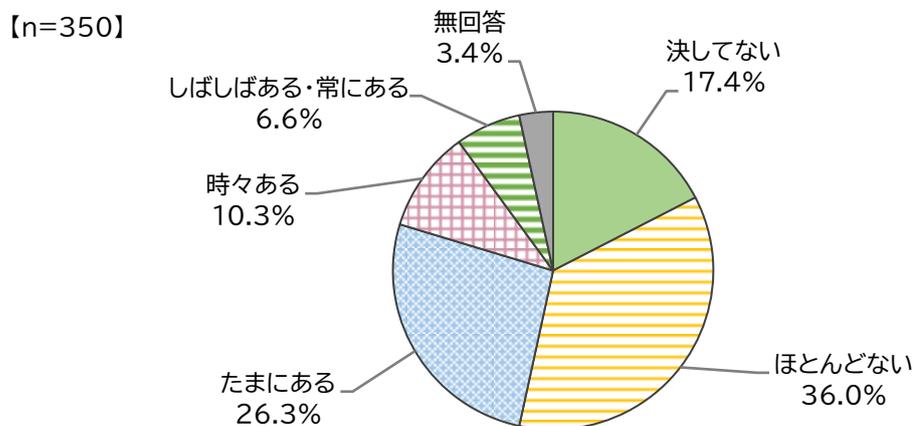


(7) 孤独を感じることもあるか

どの程度、孤独であると感じることがあるかは、「たまにある」が26.3%と最も多く、「時々ある」（10.3%）、「しばしばある・常にある」（6.6%）と合わせた約4割が孤独であると感じることが『ある』と回答しています。

一方で、「ほとんどない」（36.0%）と「決してない」（17.4%）を合わせた約5割は孤独であると感じることが『ない』と回答しています。

■孤独を感じることもあるか

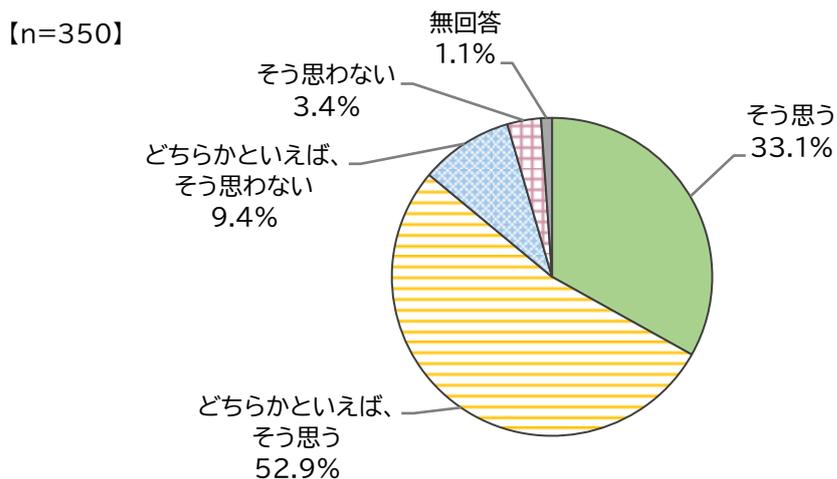


(8) 社会のために役立つことをしたいと思うか

「社会のために役立つことをしたい」と思うかは、「どちらかといえば、そう思う」が52.9%と最も多く「そう思う」(33.1%)と合わせた8割以上が『そう思う』と回答しています。

一方で、「どちらかといえば、そう思わない」(9.4%)と「そう思わない」(3.4%)を合わせた約1割は『そう思わない』と回答しています。

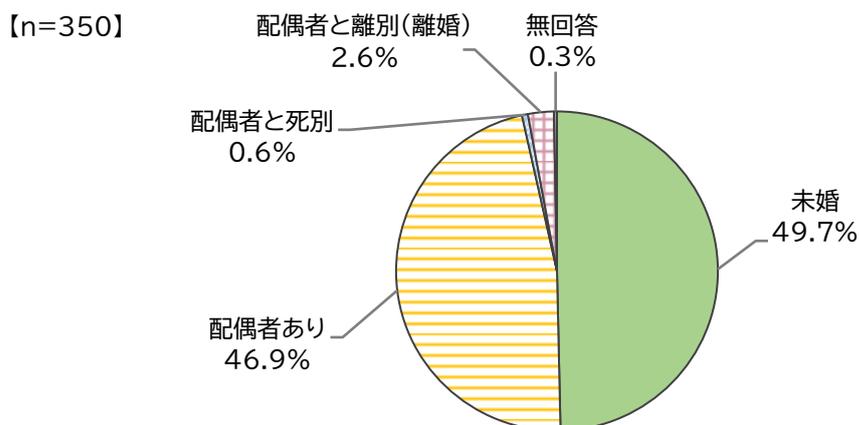
■社会のために役立つことがしたいと思うか



(9) 現在の婚姻状況について

婚姻状況は、「未婚」が49.7%、「配偶者あり」が46.9%、「配偶者と死別」が0.6%、「配偶者と離別（離婚）」が2.6%となっています。

■現在の婚姻状況について

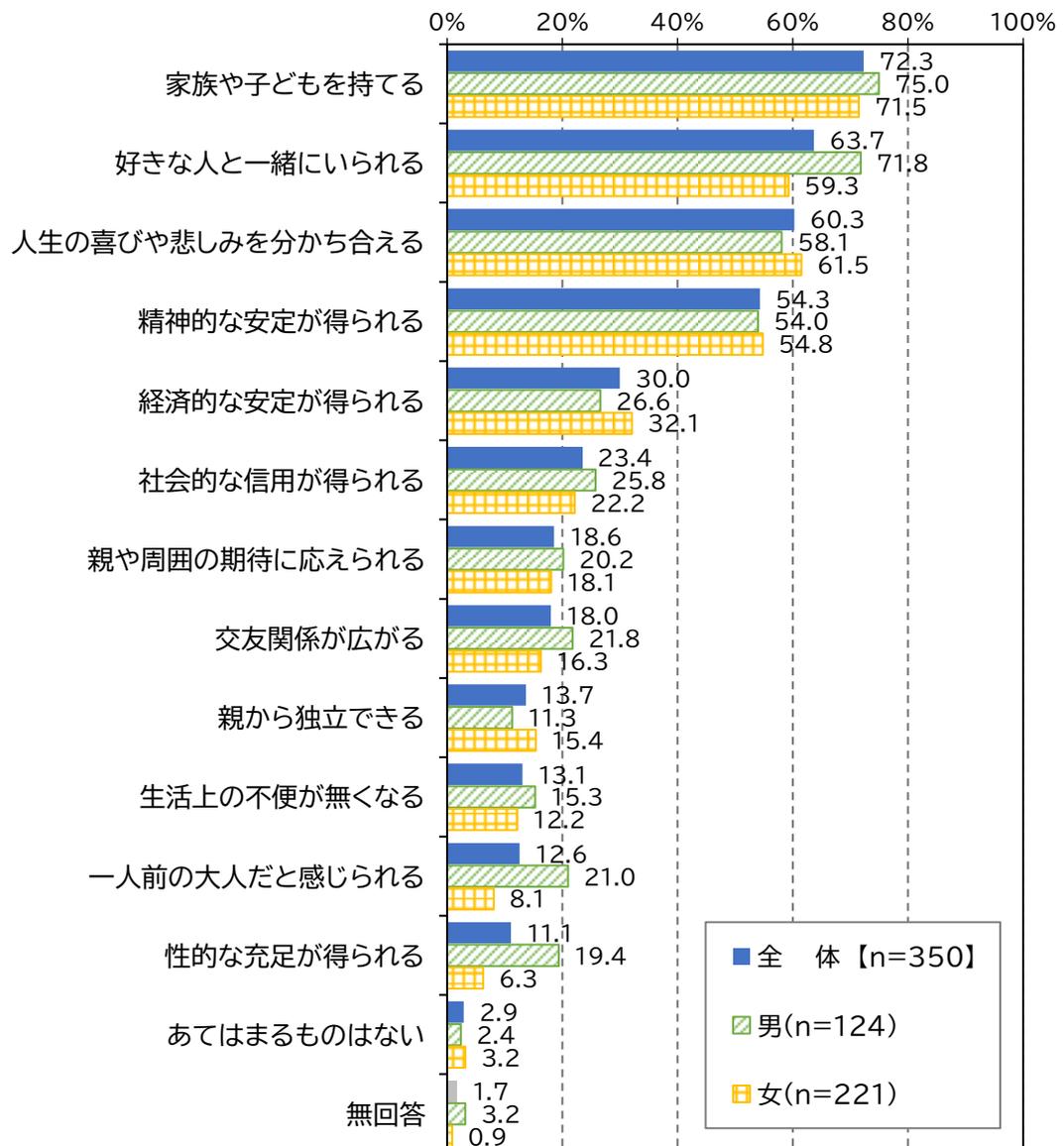


(10) 結婚の良い点・メリットについて

結婚の良い点・メリットについて、「家族や子どもを持てる」が72.3%と最も多く、次いで「好きな人と一緒にいられる」(63.7%)、「人生の喜びや悲しみを分かち合える」(60.3%)、「精神的な安定が得られる」(54.3%)、「経済的な安定が得られる」(30.0%)と続いています。

男女別でみると、男性は「家族や子どもを持てる」が75.0%と最も多く、次いで「好きな人と一緒にいられる」(71.8%)と続いており、女性は「家族や子どもを持てる」が71.5%と最も多く、次いで「人生の喜びや悲しみを分かち合える」(61.5%)と続いています。

■結婚の良い点・メリットについて

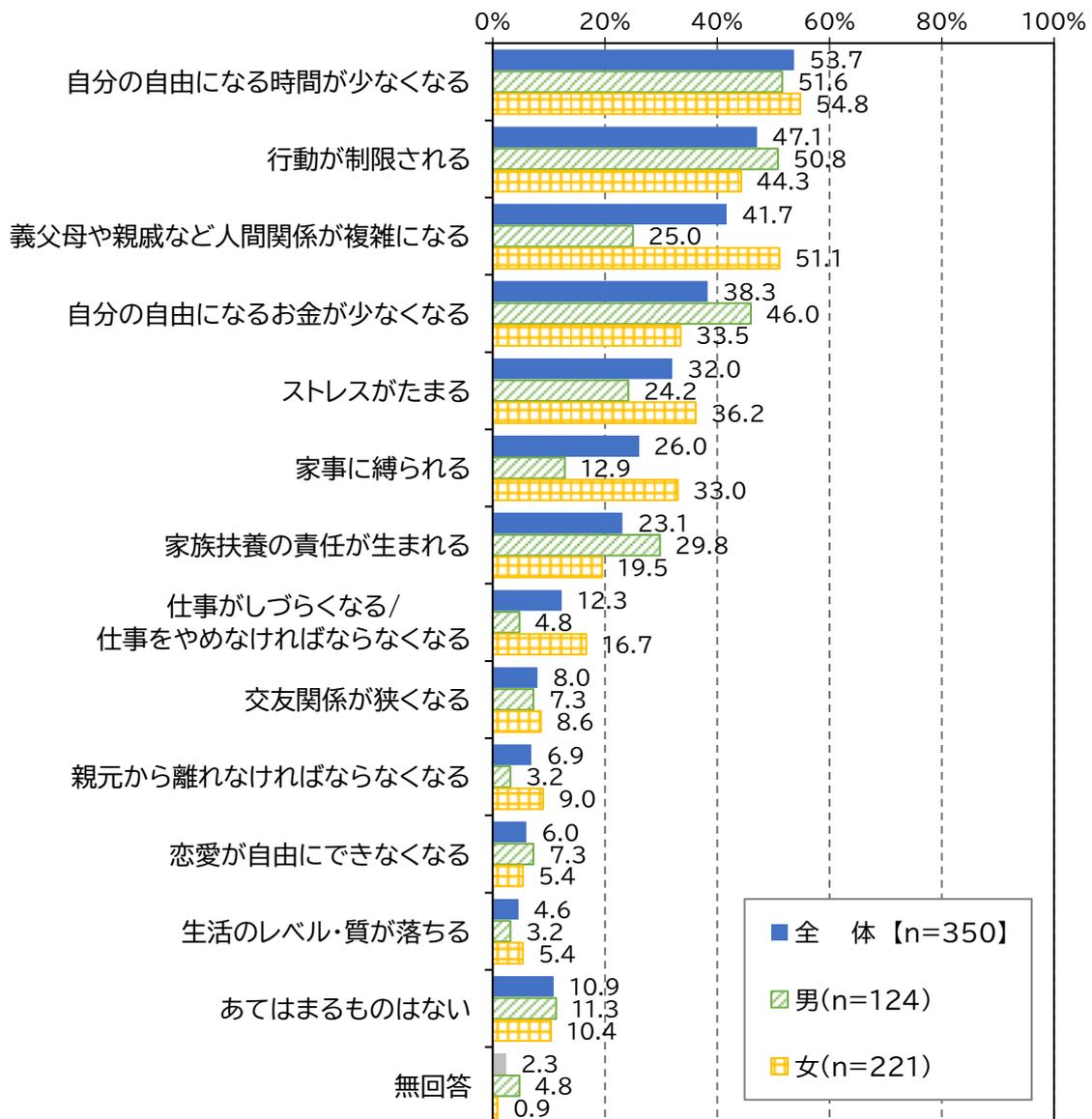


(11) 結婚の良くない点・デメリットについて

結婚の良くない点・デメリットについて、「自分の自由になる時間が少なくなる」が53.7%と最も多く、次いで「行動が制限される」(47.1%)、「義父母や親戚など人間関係が複雑になる」(41.7%)、「自分の自由になるお金が少なくなる」(38.3%)、「ストレスがたまる」(32.0%)と続いています。

男女別でみると、男性は「自分の自由になる時間が少なくなる」が51.6%と最も多く、次いで「行動が制限される」(50.8%)と続いており、女性は「自分の自由になる時間が少なくなる」が54.8%と最も多く、次いで「義父母や親戚など人間関係が複雑になる」(51.1%)と続いています。

■結婚の良くない点・デメリットについて

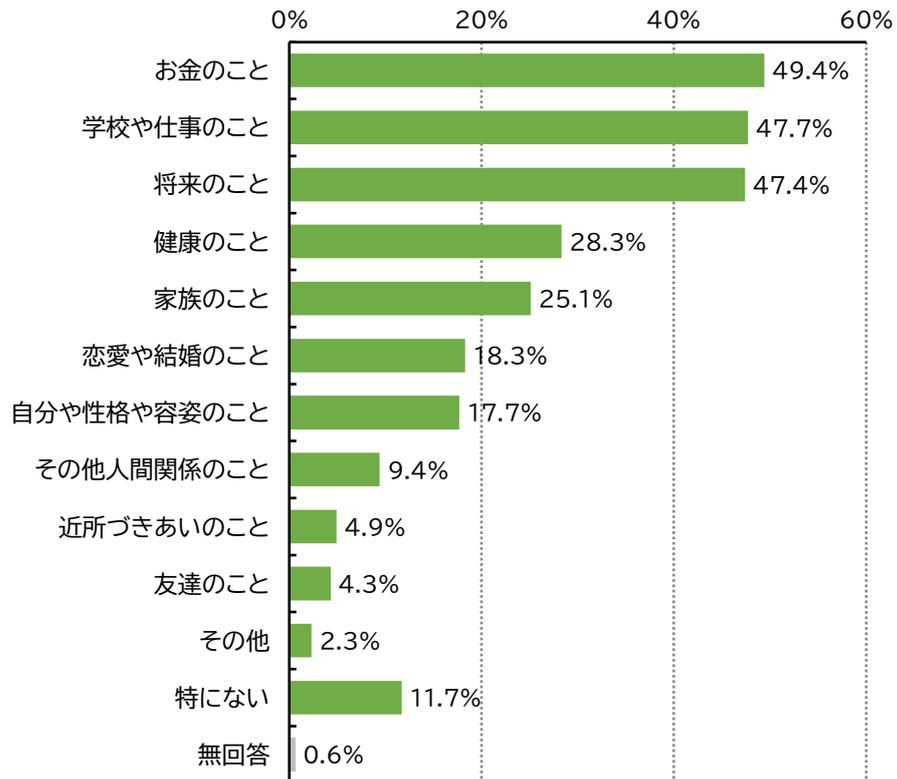


(12) 現在の悩みについて

現在の悩みを尋ねると、「お金のこと」が49.4%と最も多く、次いで「学校や仕事のこと」(47.7%)、「将来のこと」(47.4%)、「健康のこと」(28.3%)、「家族のこと」(25.1%)と続いています。

■現在の悩みについて

【n=350】

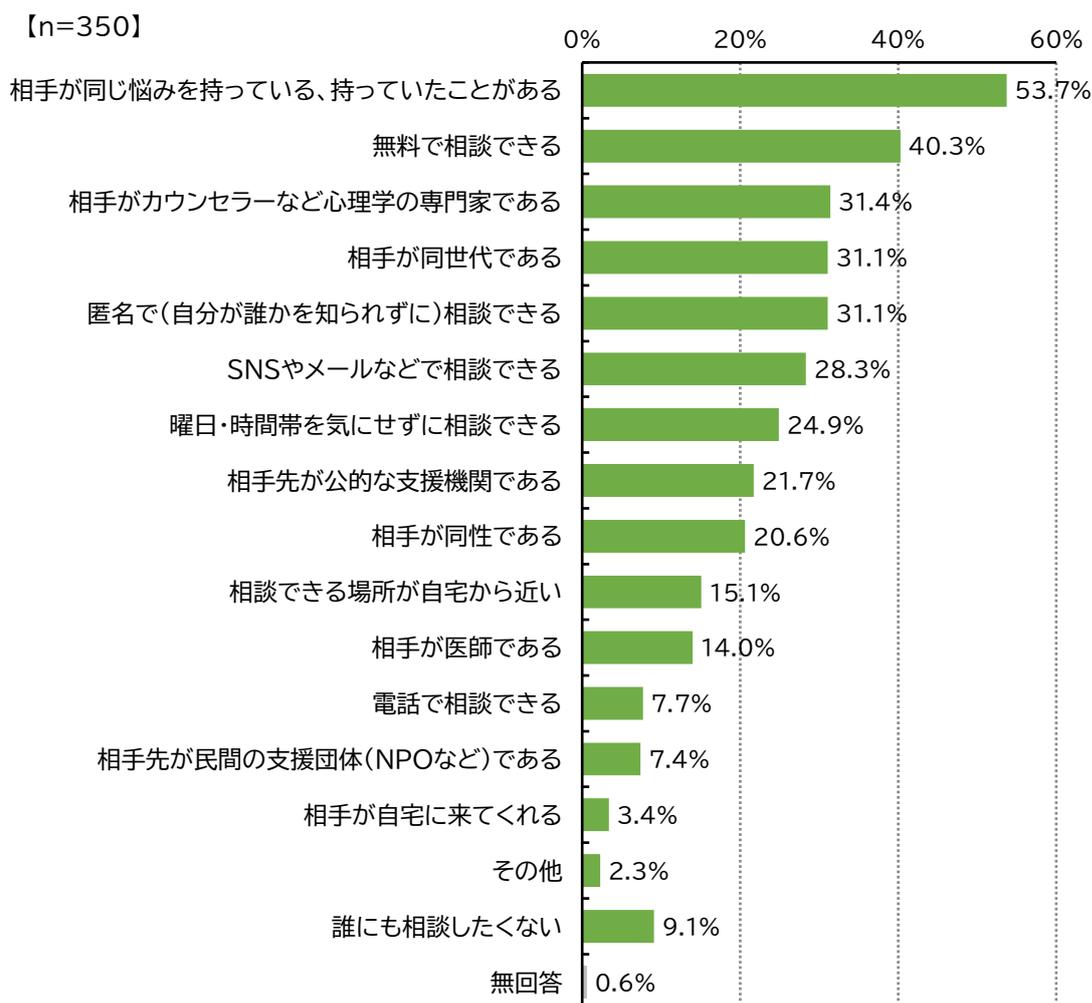


(13) 困難に直面した場合の相談先に求めることについて

困難に直面した場合の相談先に求めることは、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が53.7%と最も多く、次いで「無料で相談できる」(40.3%)、「相手がカウンセラーなど心理学の専門家である」(31.4%)、「相手が同世代である」「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」(ともに31.1%)と続いています。

なお、「誰にも相談したくない」は9.1%となっています。

■困難に直面した場合の相談先に求めることについて

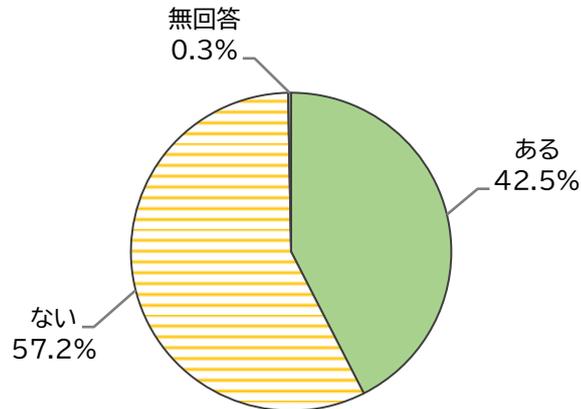


(14) 育成支援機関等を利用したことがあるか

育成支援機関等を知っていると回答した方の299人にこども・若者を対象とした育成支援機関等を利用したことがあるかを尋ねると、「ない」が57.2%、「ある」が42.5%となっています。

■育成支援機関等を利用したことがあるか

【n=299】



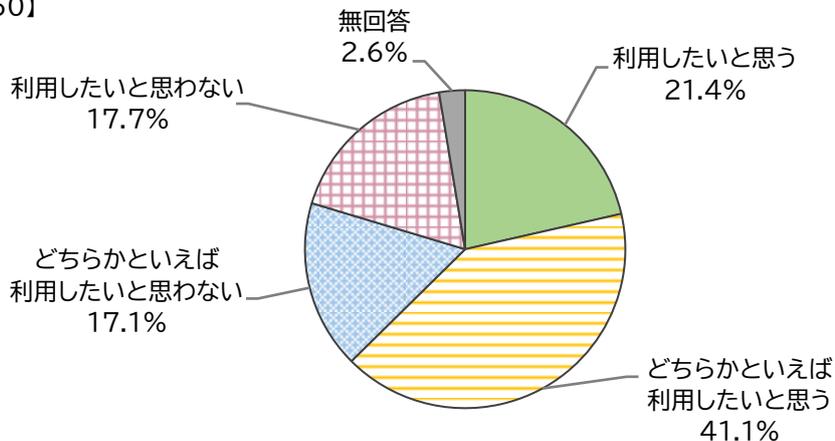
(15) 育成支援機関等を利用したいと思うか

育成支援機関等を利用したいと思うかは、「どちらかといえば利用したいと思う」が41.1%と最も多く、「利用したいと思う」(21.4%)と合わせた6割以上は『利用したいと思う』と回答しています。

一方で、「どちらかといえば利用したいと思わない」(17.1%)と「利用したいと思わない」(17.7%)を合わせた約4割は『利用したいと思わない』と回答しています。

■育成支援機関等を利用したことがあるか

【n=350】



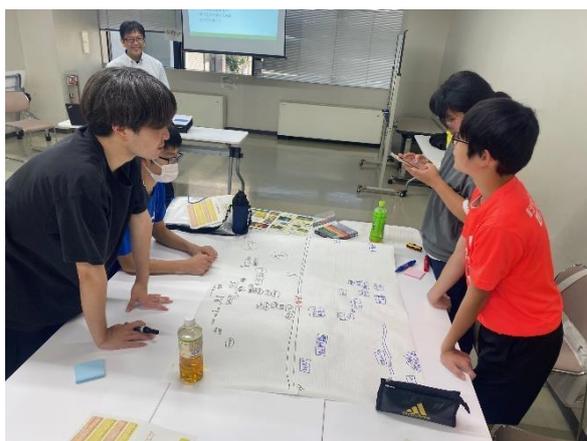
11 矢巾町こども・若者ワークショップの実施

令和8年度を始期とする「矢巾町こども計画」を策定するにあたり、こども・若者から広く意見を聴取するため「矢巾町こども・若者ワークショップ」を3回開催しました。フューチャーデザイン¹²という手法を活用し、将来世代に立った長期的な視点で本町のこども・若者施策について話し合いました。

(1) 第1回矢巾町こども・若者ワークショップ

日時	令和7年7月13日(日) 13:00~15:00
場所	矢巾町公民館2階 第1研修室
参加者	ジュニアリーダー5名、シニアリーダー2名、文化スポーツ課職員1名(子育て事務局) 合計8名を4人ずつ2グループに分けて実施
ワークテーマ	1 矢巾町の地図を書こう 2 まちの思い出 3 まちを作った先人へのメッセージ
最終的な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・外で遊べる場所や遊具がほしい ・飲食店をもっと充実させてほしい ・こどもが参加しやすいイベントの充実 ・町内の東側と西側、地域格差がある

■第1回矢巾町こども・若者ワークショップの様子



¹² 様々な課題に対し、現役世代だけでなく、その課題の影響が及ぶ将来世代の立場も踏まえて議論をしようという取組。

(2) 第2回矢巾町こども・若者ワークショップ

日時	令和7年7月19日(土) 10:30~12:30
場所	矢巾町公民館2階 第1研修室
参加者	ジュニアリーダー1名、シニアリーダー3名、文化スポーツ課職員1名(子育て事務局) 合計5名を1グループで実施
ワークテーマ	1 「こどもまんなか社会」の項目に対し、矢巾町のできている・できていないを判断する 2 フューチャーデザインの実践 3 2060年の矢巾町について
最終的な意見	<p>テーマ1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談できる、頼りになる大人がいる ・学校の先生に悩みを相談できていた(担任以外でも) ・職場で月1回メンタルサポートミーティングがある ・家族と連絡を頻繁に取れている ・金銭面でも生活面でも両親に支えられている <p>テーマ2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライブに出かけたが土砂降りだった ・1年診ている患者さんの状態が良くなった ・国試に合格した <p style="text-align: right;">等</p> <p>テーマ3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットがさらに充実 ・フルリモート、在宅ワークが主流になった ・多くの学校が統合、学校選びに迷わなくなった ・木が少なくなって建物ばかりになった <p style="text-align: right;">等</p>

■第2回矢巾町こども・若者ワークショップの様子



(3) 第3回矢巾町こども・若者ワークショップ

日時	令和7年7月26日(土) 9:30~11:30
場所	矢巾町公民館2階 第2研修室
参加者	ジュニアリーダー3名、シニアリーダー4名、文化スポーツ課職員1名(子育て事務局) 合計8名を2グループで実施
ワークテーマ	1 未来のこども・若者たちからのメッセージ 2 フューチャーデザインの実践 3 2060年の矢巾町について
最終的な意見	<p>【町全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口増加 ⇒ 町内のイベントが増えた ・住みやすい街No.1 <p>【公共交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4号線が8車線になっている ・矢幅駅から新幹線に乗車できる <p>【観光】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やはタワーができて、観光客が増えた ・プロジェクションマッピングで徳丹城を再現している <p>【こども、ジュニア、学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊び場が増えた ・学校の黒板が撤去され、タブレット投影に完全にシフトした ・不動小と徳田小が統合され、1つの小学校区になった

■第3回矢巾町こども・若者ワークショップの様子





第3章
計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

矢巾町こども計画 基本理念

**こどもの未来をみんなで支え、こどもが安心して成長
できる、ウェルビーイングが持続するまち やはば**

「こどもの未来」「夢」「喜び」「こどもの成長」をみんなで支え、「こどもの尊重」と「安心して成長できる環境」を守り、一人ひとりのウェルビーイング¹³（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の持続をめざす町としての姿勢を打ち出しています。

2 計画の基本方針

こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約¹⁴の精神にのっとり、6つの柱をこども施策に関する基本的な方針と定めていますが、本計画においても同様の6つの方針をもとに基本理念の実現に向けて計画を推進します。

- ① こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図ります。
- ② こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます。
- ③ こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこどもが幸せな状態で成長できるようにします。

¹³ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

¹⁴ 「児童の権利に関する条約」のことで、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満を子どもと定義し、世界のすべての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを約束している。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准した。

- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組みます。
- ⑥ 施策の整合性を確保するとともに、関係機関、庁内組織等との連携を図ります。

3 施策分野

1. こども・若者の権利や尊厳を守る取組

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ります。

2. こども・子育て家庭への支援の充実

すべての家庭が安心して子育てができるよう、子育て支援サービスの充実に努め、保育サービスの体制を強化し、働く保護者が安心してこどもを預けられる環境を整えます。

また、地域における多様なネットワークを活用し、行政、教育機関、地域が連携しながら、こどもと家庭に対する支援を進めていきます。これにより、家庭や地域が持つ教育力を向上させ、こどもたちが健やかに成長できる環境づくりを目指します。

3. 母性と乳幼児等の健康の確保と増進

母子の健康を守るために、切れ目のない支援を提供し、安心して子育てができる環境を整えることを目指します。

また、学童期や思春期から成人期に向けて、各ライフステージ¹⁵に応じた保健対策を充実させ、成長の過程での正しい健康管理を支援します。

さらに、小児医療の充実を図り、病気や怪我の早期発見と早期治療を推進し、こどもたちが安全で健やかに成長できる環境を提供していきます。

4. こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

こどもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、学校における学習環境の改善を図り、こどもが自ら考え、行動する「生きる力」の育成に加え、持続可能な社会の創り手として、多様な人々と協働しながら、変化を前向きに受け止め、予測が困難で変化の激しい社会を自立的に生きていく資質・能力を育む教育を推進します。

また、家庭や関係機関との協力によって、安全で安定した育成環境を整備し、こどもたちが安心して学べ、生活できる環境づくりを目指します。

¹⁵ 乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などの人の生涯における各段階をいう。

5. こどもや子育てのための安全・安心な生活環境の整備

良質な居住環境の整備により家族が快適で健やかに暮らせるとともに、こどもたちが安全に外で遊べる場所の充実を図ります。

また、こどもや保護者が安心して利用できる、安全で快適な道路交通環境の整備を推進するとともに、地域の見守り活動や防犯対策を強化し、増加する交通量や犯罪等からこどもを守るための取組を推進します。

6. 子育て当事者の職業生活と家庭生活との両立の推進

働く保護者が安心して仕事に取り組みながら、家庭での育児や家事にも十分な時間を確保できるよう、柔軟な働き方や育児支援制度の周知啓発に努め、家庭と職業生活のバランスを確保できる社会を目指します。

7. 要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

要保護児童¹⁶に対する支援では、関係機関が連携し、虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭の早期発見に努め、適切な支援を提供するとともに、子育てに困難を抱える家庭に寄り添い、児童虐待防止を図ります。ヤングケアラー¹⁷については必要な支援につながるよう、周知活動や相談窓口の充実を図ります。

また、障がい児施策では、教育・保育施設等での受入れ体制の確保や相談体制の充実に努めます。

8. 青年期のライフイベントを支える取組

青年期は、人生における様々なライフイベント¹⁸が重なる時期となっており、自らの価値観や生き方を確立する過程で、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるよう努めます。

9. こどもの生活支援対策の推進

貧困家庭におけるこどもの学習や体験活動の機会損失のほか、食事などの日常生活支援が課題となっていることから、学習の場や居場所づくり、食糧などの生活支援に努めます。

また、経済的支援を継続するほか、特にひとり親家庭に対し、手当や福祉資金貸付などを通じた自立支援を行い、貧困の連鎖を断ち切るよう努めます。

¹⁶ 要保護児童は、児童福祉法に基づいた保護的支援を要する児童で、児童福祉法第6条の3第8項に「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」と定義されています。

¹⁷ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

¹⁸ 生活上の様々な出来事。特に、結婚・就職・出産・大病など、その後の人生に影響のある、大きな出来事。

4 施策体系

施策分野	基本施策
1. こども・若者の権利や尊厳を守る取組	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 (2) こども・若者の自殺対策
2. こども・子育て家庭への支援の充実	(1) こども・子育て支援サービスの充実 (2) 教育・保育サービスの充実 (3) 地域における多様なネットワークの活用と充実
3. 母性と乳幼児等の健康の確保と増進	(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (3) 小児医療の充実
4. こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 (2) こどもの健全な育成に係る環境の整備
5. こどもや子育てのための安全・安心な生活環境の整備	(1) 良質な居住環境等の整備 (2) 安全・安心な道路交通環境の整備 (3) こどもの交通安全確保・犯罪等の被害防止のための活動の推進
6. 子育て当事者の職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
7. 要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進	(1) 児童虐待防止・ヤングケアラー対策の充実 (2) 障がい児施策の充実
8. 青年期のライフイベントを支える取組	(1) 就学・就労・結婚等の支援の充実
9. こどもの生活支援対策の推進	(1) 生活支援の推進 (2) 経済的支援の推進 (3) ひとり親家庭の自立支援の推進



第4章
分野別施策の推進

第4章 分野別施策の推進

1 こども・若者の権利や尊厳を守る取組

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

①現状と課題

近年、こども・若者の権利が社会全体で注目される一方で、その重要性や具体的な内容が十分に浸透していない状況にあります。国では、こども基本法やこどもの権利条約に基づき、こどもの権利を尊重し、侵害を防ぐための取組が進められていますが、こども・若者自身や保護者、教育現場、地域社会において、こども・若者の権利に関しての理解や普及が十分ではありません。また、いじめ、体罰、虐待、性暴力などの権利侵害が発生しているにもかかわらず、こども・若者が自ら助けを求められない状況があります。

【事業】

- こども・若者や保護者、教育関係者を対象に、こども基本法やこどもの権利条約の内容を分かりやすく伝える啓発活動を推進するとともに、こども・若者が自身の権利や権利侵害から身を守る方法を学べるよう、学校教育や地域活動で人権教育を推進する必要があります。
- 権利侵害が発生した場合に迅速かつ正確に対応することができる体制の整備・周知を進め、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で認識することが大切です。

【こども・若者意識調査】

- 社会生活等を円滑に送ることができなかった経験が『あった』と回答した方にその原因を尋ねると、学校に関することについては、「いじめを受けた」が29.5%と最も多い回答となっています。

②施策の方向

- こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するため、公共施設の窓口や公民館、広報媒体などを活用し、こども・若者の権利に関する理解促進や人権教育を推進します。
- 小中学生に対しては、一人一台端末を活用し、こども・若者の権利に係る周知や共有、相談窓口の案内等を進めます。
- 道徳教育・人権教育の積極的な授業公開等、家庭・地域が一体となった道徳性の向上に取り組みます。
- 人権尊重の視点に立った授業実践、研修会等の開催、支援を行います。
- 障がい者やLGBTQなど、多様性を尊重した教育の推進に努めます。
- こども・若者の権利の擁護を図るため、年齢にかかわらず互いの人格と個性を尊重しながら安心して過ごせる、多様な「居場所」づくりを推進します。
- 権利侵害が発生した場合の相談・支援体制を整備し、周知します。
- 若い世代の意見を聞く場を設けるとともに、若者向けイベントの開催支援などを通じて、若者が地域社会の中でいきいきと活躍できる環境づくりを進めます。

③主な取組

- 道徳教育、人権教育の充実
- 学校適応支援事業（適応支援員の配置）
- 学校適応指導事業（町教育支援センター「こころの窓」）
- こどもの権利に関するワークショップ等の開催
- 人権擁護委員による特設相談会の開催

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
いじめはいけないと思う児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 97.0% 中学生 100%	小学生 100% 中学生 100%	学校教育課
将来の夢や目標を持っている児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 82.0% 中学生 79.0%	小学生 90.0% 中学生 76.0%	学校教育課

(2) こども・若者の自殺対策

①現状と課題

小中高生の自殺者数は増加傾向にあり、かけがえのない多くの命が自殺に追い込まれています。こども・若者が自殺に追い込まれることがないように、生きることの包括的な支援として自殺対策を強力に推進する必要があります。

平成29年から令和3年までの本町の自殺者数は、20代男性、30代男性が多く、若年層への対策を強化する必要があります。「第2期矢巾町自殺計画」(令和4年度)策定の際に実施した住民意識調査において、うつ病・自殺予防のためのスクリーニング質問票の気分障害・不安障害リスクの可能性のある人の割合、「自殺をしようと思ったことがある」と回答した人の割合は、30歳未満の男女、30代の女性が高く、若年層において、悩んだ際の相談窓口の周知啓発の強化、メンタルヘルス対策が必要です。

【事業】

- メンタルヘルスに対する理解を深め、その重要性を広く周知するための取組が必要です。
- 悩んだ際にすぐ相談窓口がわかるような情報発信や、相談しやすい環境づくりを進める必要があります。

【こども・若者意識調査】

- どの程度、孤独であると感じることがあるかは、「たまにある」が26.3%と最も多く、「時々ある」(10.3%)、「しばしばある・常にある」(6.6%)と合わせた約4割が孤独であると感じることが『ある』と回答しています。

②施策の方向

- 大人がこどもに寄り添い、相談しやすい環境を整えることが重要です。教育関係者、保護者、地域関係者等がこども・若者のSOSに気づき、受け止め、適切な支援へつなぐことができる人材育成を推進します。
- 若者が使用頻度の高いSNS等を活用して、相談窓口やメンタルヘルスについての知識等情報発信を推進していきます。
- 現在起きている危機的状況や、今後起こり得る危機的状況に対応できるようにするため、「相談してよい」ことや、自己肯定感の醸成を「SOSの出し方教室」を通して働きかけていきます。
- 自殺の危険を示すサインに気づき、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材(ゲートキーパー¹⁹、心のサポーター、傾聴ボランティア、精神保健ボランティア等)の養成を推進します。

¹⁹ 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。

③主な取組

- ゲートキーパー養成講座
- 思春期保健教室
- SOS の出し方教室（中学1年生、一部小学生）
- 不登校やひきこもりへの対策と相談支援
- 重層的支援体制整備事業

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
自分にはよいところがあると思う 児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 73.0% 中学生 81.0%	小学生 80.0% 中学生 83.0%	学校教育課
困ったときは助けてくれる人が いる（肯定回答）の割合	家族 93.2% 学校 71.5% 職場 68.0% (令和7年度)	家族 100% 学校 80.0% 職場 80.0%	こども家庭課 文化スポーツ課

2 こども・子育て家庭への支援の充実

(1) こども・子育て支援サービスの充実

①現状と課題

ニーズ調査によると、保護者の5割以上が子育てについて何らかの不安や負担を感じるとともに、様々な悩みを抱えています。これまで、子育てに関する相談や情報提供など支援体制の強化を図りながら、地域子ども・子育て支援事業を中心に、子育て家庭への支援を行ってきました。

また、子育てに関する正しい知識の普及のため、乳児家庭全戸訪問や各種教室、集団健診の機会を通してライフステージに応じた支援・事業を行ってきました。

令和6年度からこども家庭センターを設置し、すべての妊産婦、こども及び子育て世帯に対し、児童福祉・母子保健が一体となり相談支援を行っています。

【事業】

○子育て関連事業に参加できない家庭に対しても支援が行き届くよう留意する必要があります。

【ニーズ調査】

○保護者の5割以上が、子育てについて何らかの不安や負担を感じるとともに、様々な悩みを抱えています。父母や周囲の友人・知人等へ相談する割合が高く、より身近な人に相談する傾向があります。

②施策の方向

○妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう正しい知識の普及を図るため、引き続き、乳児家庭全戸訪問や各種教室、相談事業に取り組んでいくとともに、育児不安を抱えないよう支援の充実に努めます。

○母子手帳交付やマタニティひろば等の事業において、男性の家事・育児参加の啓発に努めます。

○地域子育て支援拠点事業や各種健診、乳児訪問などの様々な機会において、子育て家庭が抱える悩み等を察知し、支援を必要とする家庭が適切な支援を受けられるよう、引き続き、関係機関との連携を図ります。

○こどもとの関わり方や子育てに悩む保護者を対象に、CAREプログラム（子どもと大人の絆を深めるプログラム）による講義やグループワークを実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

○すべての子育て家庭に支援が行き届くよう、広報やホームページ、SNS等を通じて子育て支援事業に関する周知の強化に努めます。

③主な取組

- 母子保健事業（マタニティひろば、産前産後サポート事業、のびのび Baby 教室、1歳6か月児健診、2歳児キッズ教室、3歳児健診、5歳児健診）
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 親子関係形成支援事業
- 乳児等通園支援事業

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人、また相談できる場所がないと回答した割合	就学前児童 4.2% 就学児童 8.7%	就学前児童 0% 就学児童 0%	こども家庭課

(2) 教育・保育サービスの充実

①現状と課題

本町では、サービス業従事者が7割を超えており、保護者の就労状況によっては通常保育に合った就労時間、曜日とはなっていない世帯も増えていると考えられます。また、女性の就業率が52.8%を超え、多様な保育サービスのほか、放課後健全育成事業の環境改善、子育てと就労が両立できる環境づくりなどが求められています。

町内には、令和7年4月時点で公立保育所1か所、私立保育所3か所、幼保連携型認定こども園が5か所、小規模保育事業所が5か所あり、それぞれの施設において通常保育のほかに、延長保育、休日保育等に取り組んでいます。

教育・保育施設等の利用料については、令和5年度から、いわて子育て応援保育料無償化事業を開始し、第2子以降まで無償化を拡大、副食費については、町独自の支援を行うなど経済的支援に努めてきました。

また、こども家庭庁から令和6年12月20日付けで「保育政策の新たな方向性」が示されたことから、各種取組を推進していく必要があります。

【事業】

- 多様かつ潜在的な教育・保育ニーズの要望に対し、子育て世帯やこどもの視点に立ったきめ細やかで柔軟な教育・保育サービスの提供が求められています。
- 保育士や放課後児童支援員等の人材確保が難しくなっています。
- 小学校で作成するスタートカリキュラム（小学校へ入学した児童が円滑に学校生活へ適応していけるように編成した入学当初のカリキュラム）について、組織として取り組む体制を構築できるよう改善していく必要があります。
- 児童館、放課後健全育成事業（児童のびのび教室）における利用者増加への対応が急務となっています。

【ニーズ調査】

- 子育てに関して悩んでいることでは、就学前児童調査で「病気や発育・発達に関すること」が2位（33.4%）、就学児童調査で「子どもの教育に関すること」が3位（30.7%）となっています。
- 病児保育利用者の増加に伴い、病児保育の町内設置に関する要望がみられます。

【ヒアリング等】

- 育休中の保護者が職場復帰後、こどもが病気になった場合でも仕事に対応できるよう、病児保育など支援策の充実が求められています。

②施策の方向

- 教育・保育ニーズを的確に把握し、誰一人取り残さない教育・保育サービスの提供及び質の向上に努めます。
- 教育・保育施設等に対し保育士のほか、保育補助者や保育支援員の配置に対する支援を行い、教育・保育体制の強化を図ります。
- 町内の教育・保育施設等に就業している保育士に対する奨学金返済支援や、宿舍借上げ支援による人材確保、定着及び離職防止のほか、産休代替職員に対する補助等を行っていくことで、安定的な教育・保育の提供に努めます。
- 教育・保育施設等や子ども・子育て支援事業など多様な子育て支援に従事する子育て支援員の育成に努めます。
- 各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境整備に努めます。
- 病児保育については、盛岡市、滝沢市、紫波町と広域連携協定を締結し事業を継続するとともに、町内への設置に向けて、引き続き、医師会等と連携し先駆的な取組事例などの情報収集に努めます。
- 経済的支援については、副食費助成等、町独自の支援対象者の拡大について検討を進めていきます。
- 教育・保育施設等においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿²⁰」を意識した就学前教育の取組を、小学校においては、生活科を中心に年長児までの学びを生かした学習活動の展開に努めます。
- 保育者が「幼児期の教育において育みたい資質・能力」についての理解を深めるとともに、保育者として身に付けたい資質等に関する研修を実施します。
- 就学前教育において育まれた資質・能力が継続して、小学校以降の学校教育につながるよう、今後策定される「学びの架け橋プログラム²¹」により、取組を推進します。
- 放課後児童等が安全で安心して過ごせる居場所づくりに努めます。
- 町立児童館において、空調・暖房設備の設置・更新や照明設備のLED化、トイレの改修など、こどもが安全で快適に過ごすことができるよう、環境整備を行います。
- 町立児童福祉施設を利用するこどもたちの安全を確保して、安心して施設を利用することができるよう、「矢巾町児童福祉施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を行います。

²⁰ 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」で示された、幼稚園教育や保育所保育等において育みたい資質・能力が育まれているこどもの具体的な姿を示した。「健康な心と体」「自立心」など10項目からなり、幼稚園教諭や保育士等が指導を行う際に考慮するもの。ただし、到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではない。

²¹ 町立小学校に入学するこども一人ひとりの望ましい成長と発達に向けて、保育所、認定こども園、小学校の関係者が一堂に会して、幼児教育・保育と小学校教育との連携の在り方を協議し、「矢巾町スタートカリキュラム」に基づく質の高い教育・保育の提供を実施するために策するプログラム。

③主な取組

- 私立保育園等運営費助成、整備費補助事業
- いわて子育て応援保育料無償化事業
- 幼保小（教育・保育施設等と小学校）担当者協議会及び交流
- 学びの架け橋プログラム開発協議会
- 児童館運営事業及び児童のびのび教室事業

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
現在の矢巾町の状況への満足度 (出産・子育て・育児への支援)	28.1% (令和5年度)	50.0%	こども家庭課
この地域で子育てをしたいと思 う親の割合	97.5%	98.0%	こども家庭課

(3) 地域における多様なネットワークの活用と充実

①現状と課題

核家族化、少子化、地域におけるつながりの希薄化等を背景に、子育ての知識やノウハウが少なく、子育てに不安を抱える家庭が増えています。

乳幼児や保護者が交流を行う場所として、地域子育て支援拠点を3か所開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行ってきました。

【事業】

○少子高齢化、デジタル化が進み、人と人との関わりや地域コミュニティの希薄化が課題となっています。

○子どもたちが健やかに成長するためには、学校はもとより、家庭や地域が教育の場としての役割を担い、地域全体で子どもたちを育てる必要があります。

【ニーズ調査】

○子育て環境の満足度では、「満足度が低い」「満足度がやや低い」を合わせた割合は、就学前児童調査で18.3%、就学児童調査で24.6%となっています。

○重点的に取り組む必要がある子育てに関する施策で、「子どもの居場所づくりの推進」が就学前児童調査で3位(40.7%)、就学児童調査でも3位(36.5%)となっており、ニーズが高くなっています。

【ヒアリング等】

○施設長等ワークショップでは、不安に思うことについて、親の育児能力やサポート体制の不足、生活習慣に関する問題、親子関係の構築の難しさが挙げられています。

②施策の方向

- 地域子育て支援拠点事業において、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実を図るとともに、子育てに関する様々な相談・助言や情報提供等に努めます。
- 教育振興運動、コミュニティスクールなどを通して学校と地域の連携体制を確立するとともに、地域の人材を活用し、地域社会全体の教育力の向上を図りながら、青少年の健全育成に努めます。
- 学校や公民館などを拠点として地域の教育資源を結びつけ、多様な人々のネットワーク・協働体制を確立するとともに、社会全体でこどもたちを健全に育み、将来にわたって地域を支え創造するひとづくりを目指します。
- 家庭教育に関する支援の充実を図り、子育て中の保護者が悩みや不安感を解消し、家庭教育に取り組むことができるように支援します。
- 学びを支える家庭・地域と学校が課題を共有し、パートナーとして連携しながら、こどもたちが地域社会との様々な関わりを通じて、安心して活動できる居場所づくりや地域全体でこどもたちを育む学校づくりに取り組みます。
- 地域の様々な資源（団体、イベント、地域活動等）の掘り起こしを行い、子育て及び教育に関する支援の拡充を図ります。
- 「孫育てガイドブック」を活用し、祖父母ならではの豊かな経験や知恵を活かし、地域・家族で子育て家庭をサポートできるよう周知・啓発に努めます。

③主な取組

- 地域子育て支援拠点事業
- コミュニティスクールの推進
- 地域コミュニティ活動と学校行事などとの連携
- 地域人材の学校教育への効果的活用
- 地域・保護者への情報発信
- 放課後子ども教室
- 教育振興運動の実践活動
- 孫育てガイドブックの見直し

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
学校経営への参画における満足度(4段階)	3.1	3.2	学校教育課
子育てに不安や負担を感じている保護者の割合	就学前児童 53.3% 就学児童 53.9% (令和5年度)	就学前児童 42.6% 就学児童 43.1%	こども家庭課
自分の住む地域には良いところがあると思う児童生徒の割合	小学生 90.0% 中学生 88.0%	小学生 100% 中学生 100%	学校教育課

3 母性と乳幼児等の健康の確保と増進

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

①現状と課題

妊娠から乳幼児期の子育てまでの期間は、身体的・精神的に不安定で、育児不安を抱える保護者が多くみられます。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目的に、安心して子育てができるよう保健師、助産師、栄養士などの専門スタッフが身近で子育てのサポートを行ってきました。

また、令和5年度からは国の出産・子育て応援事業を、令和7年度からは妊婦のための支援給付事業を活用し、妊娠期及び出産期における面談・アンケート等を実施し、伴走型の相談支援に努めてきました。

【事業】

○妊娠届出数及び出生数は年々減少していますが、支援を必要とする妊産婦が増加傾向にあります。

【ニーズ調査】

○子育ての不安感・負担感について、就学前児童調査で、「不安や負担を感じる」と回答した人は53.3%（「非常に不安や負担を感じる」8.1%、「なんとなく不安や負担を感じる」45.2%）となっています。

○重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策について、就学前児童調査で「産後支援の充実」が2位（36.7%）となっています。

【ヒアリング等】

○施設長等ワークショップで不安に思うことについて、子育てを楽しんでいる親が少ないという意見が挙げられています。

②施策の方向

○すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から子育て期にわたり一貫した切れ目のない相談や支援の充実に努めます。

○産後ケアに係るサポートの充実や、産後の家事援助などの支援を行い、安心して子育てができる環境の確保に取り組みます。

③主な取組

- 母子保健事業（マタニティひろば、産前産後サポート事業、のびのび Baby 教室、1歳6か月児健診、2歳児キッズ教室、3歳児健診、5歳児健診）
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業
- 乳児家庭全戸訪問事業

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた割合	97.1%	97.0%	こども家庭課
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	85.1%	80.0%	こども家庭課

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

①現状と課題

近年、若年層において薬物乱用や過量服薬が社会問題となっており、指導方法の工夫や指導内容の充実が求められています。

学校保健計画に基づき、毎年1回、各学校で思春期保健教室を開催し、性教育や薬物乱用の危険性、飲酒及び喫煙が心身に与える健康への被害等について指導を行ってきました。

【事業】

- 児童生徒の発達段階に応じた保健事業の実施により健康に関する知識を身に付けることが重要です。

【ニーズ調査】

- 重点的に取り組む必要がある子育てに関する施策について、「子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進」が就学前児童調査で2位（47.2%）、就学児童調査でも2位（40.0%）となっています。また、「性、喫煙や薬物等に関する正しい知識の普及など思春期保健対策の充実」は就学前児童調査と就学児童調査ともに21.8%となっています。

②施策の方向

- 健康、性、心の問題などについて幅広い知識の普及を図るため、小中学生を対象に思春期保健教室を開催します。
- 性について保護者が家庭で子どもと対話ができるよう、保護者等からも意見を聞きながら、学校と連携し有効な情報提供の仕方について検討します。
- 性に関する教育については、年齢や理解力など発達段階に応じて、幼児期からの家庭教育と、就学後の学校教育の両輪で、教育・保育所等施設及び学校と連携し、包括的性教育²²の推進に努めます。
- 若い世代層を対象とした事業などの機会を活用し、不妊・不育治療に対する支援、性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発などのプレコンセプションケア²³の推進に努めます。

²² 身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福などに関する教育。

²³ 若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと。早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来のこどもの健康の可能性を広げる。

③主な取組

- 思春期保健教室

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
「性、喫煙や薬物等に関する正しい知識の普及など思春期保健対策の充実」を求めている保護者の割合	就学前児童 21.8% 就学児童 21.8%	就学前児童 16.0% 就学児童 18.0%	こども家庭課

(3) 小児医療の充実

①現状と課題

本町に岩手医科大学附属病院が移転したことに伴い、小児・周産期、救急部門の機能が強化されました。

ニーズ調査によると、「病気や発育・発達に関すること」に対する悩み等が就学前児童調査では33.4%、就学児童調査では22.3%となっています。

【事業】

- 小児科医・産婦人科医が限られており、夜間救急等の当番医の負担が大きくなっています。
- 発達面に心配のあるこどもの相談を行い、必要に応じて専門医療機関や療育の場を紹介していますが、利用に至るまで時間を要する場合があります。

【ニーズ調査】

- 重点的に取り組む必要がある子育てに関する施策について、「小児救急医療など小児医療の充実」が就学前児童調査で1位(49.9%)、就学児童調査でも1位(44.5%)となっています。
- 子育てに関して悩んでいることでは、就学前児童調査で「病気や発育・発達に関すること」が2位(33.4%)となっています。

②施策の方向

- 乳幼児健診等各種母子保健事業を実施し、必要時に適切な医療につながるよう相談体制を確保します。
- 令和7年度から実施している5歳児健診において、こどもの特性の早期発見及び特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する助言を行い、幼児の健康の保持、増進及び就学への不安解消が図られるよう取り組みを進めます。
- こどもを取り巻く環境の変化、価値観の多様化によりニーズが複雑化しているため、丁寧な聞き取りと関係機関との連携に努めます。

③主な取組

- 小児救急受入病院の確保
- 妊産婦健康診査
- 乳児一般健康診査
- 新生児聴覚検査助成
- 1歳6か月児健診
- 3歳児健診
- 5歳児健診
- 発達相談
- 教育相談

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
こどものかかりつけ医を持つ親の割合	94.1%	97.0%	こども家庭課
子育てに関する悩みで、「病気や発育・発達に関すること」と回答した保護者の割合	就学前児童 33.4% 就学児童 22.3% (令和5年度)	就学前児童 30.0% 就学児童 20.0%	こども家庭課

4 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

①現状と課題

不登校児童生徒数は、年々増加傾向にあり、中学校において令和元年度から令和5年度までの5年間で、21人から45人と約2倍、小学校においては、4人から28人と7倍であり、特に小学校の増加が著しい状況となっています。

いじめの認知件数は、令和元年度から令和4年度にかけては600件前後で推移していますが、令和5年度は342件と少なくなっています。

【事業】

- 児童生徒からの訴えやアンケートから判断したいじめの認知件数が減っている一方、教員のいじめ事案に対する把握力の低下が懸念され、改めて「いじめ見逃し0」をめざす必要があります。
- 児童生徒が能力や可能性を最大限に伸ばし、満足感や達成感を持ちながら学校生活を送ることができるよう、教育・保育施設等や学校のみならず、保護者、医療、福祉等の関係機関との連携を一層強化することが求められています。
- こどもを取り巻く社会環境の変化に伴い、運動習慣、生活習慣、食習慣が多様化しており、食育の充実や、安全・安心な給食の提供など、健康的な生活を送る基盤づくりの推進が求められています。

【ニーズ調査】

- 重点的に取り組む必要がある子育てに関する施策について、「豊かな心・健やかな体の育成などこどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備」と回答した人は、就学前児童調査で29.7%、就学児童調査で31.6%となっています。

【ヒアリング等】

- 施設長等ワークショップでは、不安に思うことについて、こどもの生活習慣に関する問題が挙げられています。

②施策の方向

- 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、こどもが落ち着いて学習できる環境を提供できるよう、適切な指導及び必要な支援を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。
- 生きる力を育てていくといった視点を持ち、いじめや不登校などに対する相談体制の充実や居場所づくりなど、生徒指導や適応指導対策の強化や環境の確保に努めます。
- 家庭や地域社会との連携を図り、様々な活動の体験を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、こどもたちに豊かな人間性と社会性を育みます。
- 町内小中学校、県立南昌みらい高等学校、星北高等学園といった地域資源を強みとして、学校間の連携に努めるとともに、町内で活動するジュニアリーダー等を活用し、課題解決に取り組みます。
- 公民館をあまり利用していない若い世代を中心に、幅広い世代のニーズに応じた多様な学習機会の提供に努めます。
- 町内小中学校において栄養教諭による食育に関する授業・講義のほか、保護者に対する食育に関する周知・啓発を進めていきます。

③主な取組

- 学校適応支援事業（スクールソーシャルワーカー²⁴、スクールカウンセラー²⁵の配置、適応支援員の配置）
- 学校適応指導事業（町教育支援センター「こころの窓」）
- 小中連携事業（小中連携推進会議、小中児童生徒交流会）
- 教育研究所運営事業
- 教育支援委員会
- 未就学児ことばの教室運営事業
- SOS の出し方教室（中学1年生、一部小学生）
- 教職員対象ゲートキーパー養成講座
- ジュニアリーダーの育成及び活動支援
- 食育授業の実施

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
いじめはいけないと思う児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 97.0% 中学生 100%	小学生 100% 中学生 100%	学校教育課
認知したいじめが解消した割合	小学生 95.0% 中学生 96.0%	小学生 100% 中学生 100%	学校教育課
学校が楽しいと思う児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 82.0% 中学生 84.0%	小学生 86.0% 中学生 92.0%	学校教育課
人が困っているときは進んで助けようと思う児童生徒（積極肯定回答）の割合	小学生 62.0% 中学生 64.0%	小学生 65.0% 中学生 67.0%	学校教育課

²⁴ 教育と福祉に関して専門的な知識・技術をもち、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働き掛けや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、保護者や教職員等に対する支援・相談・情報提供等を行う。

²⁵ 児童生徒や保護者の悩みを受け止めるため学校に配置される、臨床心理に知識・経験を有する専門家。

(2) こどもの健全な育成に係る環境の整備

①現状と課題

少子化、情報化、国際化が進む中、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。同時に、核家族化の進行やひとり親家庭の増加などに伴い、家庭において家族のふれあいも不足する傾向があります。

また、インターネットの普及や情報化の進展によって、多種多様な情報に触れることができる一方で、受け取る情報量が過重となり、自ら考えて行動する力が弱まることが懸念されているとともに情報通信機器の長時間利用による生活リズムの乱れやコミュニティサイト²⁶等に起因する犯罪被害等が問題となっています。

【事業】

○学校では、個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実のため、ICTや先端技術をより効果的に活用できるような環境を整備し、教職員及び児童生徒へのICT利活用促進や情報手段の正しい利用を促す「情報モラル教育」の推進が求められています。

【ヒアリング等】

○保護者ヒアリングでは、SNS等を介した様々な犯罪の増加を受けて、防犯意識を高める教育が求められています。

②施策の方向

- 各小中学校においては、発達段階に応じた情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着に向けた家庭教育の取組を推進します。
- 各小中学校において、情報モラルに関する授業のほか、保護者への啓発活動も実施します。
- メディア（テレビ、ゲーム、スマートフォンなど）の使用時間をコントロールする取組を実施します。

③主な取組

- ICT環境等を活用した教育の推進
- 情報モラル教室
- 教育施設整備事業

²⁶ 共通の目的や関心等を持つ人々が情報交換や交流を行うためのウェブサイト。

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
授業等で ICT 機器を活用し、児童生徒に ICT 活用について指導できる教員の割合	78.0%	85.0%	学校教育課
スマートフォンやインターネットを使うときは、危険に巻き込まれる可能性があることを理解している児童生徒の割合	小学生 99.0% 中学生 99.0%	小学生 100% 中学生 100%	学校教育課

5 こどもや子育てのための安全・安心な生活環境の整備

(1) 良質な居住環境等の整備

①現状と課題

ニーズ調査によると、重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策として、就学前児童調査、就学児童調査ともに、「子育て世代を対象にした良質な住宅の確保」がそれぞれ2割程度挙げられています。

また、本町への定住ニーズも高まっており、希望する人に適切な住宅供給が図られるよう、総合的な観点から住宅政策を推進することが求められています。

あわせて、ニーズ調査の自由記載において、公園の整備や遊具の設置を希望する意見が数多くみられ、こどもたちの遊び場の確保が求められています。

【事業】

○子育て支援に特化した町営住宅入居条件等の検討が求められています。

【ニーズ調査】

○重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策で、「子育て世代を対象にした良質な住宅の確保」と回答した割合は、就学前児童調査で21.0%、就学児童調査で17.5%となっています。

○重点的に取り組む必要がある子育てに関する施策で、「子どもの居場所づくりの推進」が就学前児童調査で3位(40.7%)、就学児童調査でも3位(36.5%)となっており、ニーズが高くなっています。

○自由記載欄において、公園の整備や遊具の設置を希望する意見が数多くみられます。

【ヒアリング等】

○児童ヒアリングでは、スポーツや身体を動かす場所の整備が求められています。

【子ども調査（小中学生アンケート）】

○公園や遊び場、ボールを使って遊べる場所、公園の遊具が撤去されたため整備してほしいといった意見が数多くありました。

②施策の方向

- 既存の町営住宅に関しては、入居者の状況にも配慮しつつ適切な維持管理に努めます。
- 供給戸数を含め町営住宅の在り方を見直すとともに、その具体的な供給方法について方策を検討するほか、住宅セーフティネットとして、引き続き、子育てしやすい住環境づくりについて検討します。
- こどもたちが安全に外で遊べる場所の充実を図るため、公園等への遊具を整備します。

③主な取組

- 住宅管理事業
- 都市公園事業

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策として、「子育て世代を対象にした良質な住宅の確保」と回答した割合	就学前児童 21.0% 就学児童 17.5%	就学前児童 16.8% 就学児童 14.0%	こども家庭課
子ども調査（小中学生アンケート）において、「公園施設」「遊具」の整備を希望する意見を出した児童生徒数	82人	41人	こども家庭課

(2) 安全・安心な道路交通環境の整備

①現状と課題

こども及び子育て家庭の交通安全確保は重要な課題です。主要幹線道路の整備により生活道路の交通量も増加しているため、通学路の緊急点検を行い危険箇所の把握及び認識共有を図っています。

【事業】

- 岩手医科大学周辺の開発や矢巾スマートインターチェンジの利用者の増加、新たな宅地開発や国道4号盛岡南道路の整備等により自動車交通量のさらなる増加が見込まれています。
- 主要幹線道路のみならず生活道路においても歩行者が危険を感じる速度で走行する車両の増加が懸念されることから、交通安全対策の強化が必要となっています。

【ニーズ調査】

- 重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策で、「子ども・子ども連れの親が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備」と回答した割合は、就学前児童調査で3位（36.2%）、就学児童調査で2位（39.1%）となっています。

【ヒアリング等】

- 保護者ヒアリングでは、こどもが安全に通園・通学できるよう、樹木の管理や街路灯設置、歩行者・自転車の分離などの道路環境整備が求められています。

【子ども調査（小中学生アンケート）】

- 通学路（歩道、車道）における穴、くぼみなど道路の破損によりつまずいたり自転車のタイヤがパンクするなどの意見がありました。
- 秋以降、下校時暗くなるので、街路灯が少ない地域に街灯を増やしてほしいといった意見がありました。
- 通学路及びその周辺に、ごみのポイ捨ても多く散見され、ごみ拾いの活動の充実を求める意見がありました。

②施策の方向

- 将来的なまちづくりや国道4号盛岡南道路の整備に伴う交通量の変化等を見極めながら、信号機や横断歩道などの交通安全施設の設置、ゾーン30プラス²⁷の導入など必要な交通規制について、町交通安全対策協議会を通じ関係機関に要望していきます。
- 交通安全対策協議会と連携し、通学路における街路灯などの交通安全施設を含めた歩道整備を図ります。
- コミュニティと連携を図りながら、各地域における適切な防犯灯の設置位置の洗い出しを進め、必要箇所への設置が図られるよう努めます。
- 安全に通学できるよう、通学路等における道路上の障害への速やかな対応に努めます。
- 不法投棄パトロールの徹底と他の事業とタイアップしたごみ拾い活動の充実、ポイ捨てのないまちづくりの実現のため、啓発活動に努めます。

③主な取組

- 交通安全施設（通学路を含む。）の現況把握
- 交通安全対策協議会の開催
- 道路維持管理事業
- 交通安全施設整備事業
- 不法投棄未然防止事業
- 町をみんなできれいにする運動

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策で「子ども・子ども連れの親が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備」と回答した割合	就学前児童 36.2% 就学児童 39.1%	就学前児童 29.0% 就学児童 31.3%	こども家庭課

²⁷ 生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度30km/hの区域規制とハンパ等物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域。

(3) こどもの交通安全確保・犯罪等の被害防止のための活動の推進

①現状と課題

交通安全に関しては、紫波警察署交通課をはじめ、各地区交通安全協会、交通指導隊等関係機関・団体との連携により、学校、教育・保育施設等における交通安全教室や各種交通安全イベントを開催し、交通安全に対する意識啓発を図るとともに、通学路の緊急点検による危険箇所の把握及び認識共有を行い、その是正に努めています。

防犯に関しては、地域の治安情勢を踏まえた上で、紫波警察署生活安全課をはじめ、町防犯協会、町学校警察連絡協議会や地域安全推進隊等、防犯関係機関・団体との連携により、こどもや女性を犯罪から守る対策や少年の非行防止・健全育成活動を推進し、犯罪の未然防止、防犯意識の啓発に努めています。

また、こどもへの性被害を防止する目的で「こども性暴力防止法」が令和6年6月に成立・公布され、学校や教育・保育施設等の従事者の性犯罪歴の確認が義務づけられることとなり、性犯罪者の就労を事実上制限する取組が令和8年12月25日に施行となります。

【事業】

- 交流人口が増加傾向にあることから、これまで取り組んできた防犯体制の強化や防犯活動の支援を継続するとともに、防犯対策のさらなる強化、犯罪発生状況の情報提供などを実施し、学校・家庭・地域の連携を強め、町全体の防犯意識を高める必要があります。
- 少年の非行等の状況及び女性、こどもに対するつきまとい・声かけ事案等は増加傾向にあり、同種事案は重大事件の予兆とも考えられることから、防犯パトロール活動による抑止活動の継続のほか、地域住民による見守りが重要となっています。

【二一ズ調査】

- 重点的に取り組む必要がある子育てに関する施策で、「子どもの交通安全を確保するための活動の推進」と回答した割合が、就学前児童調査で38.4%、就学児童調査で31.4%となっています。また、「防犯パトロールなど子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」は、就学前児童調査で31.7%、就学児童調査で25.8%となっています。

【ヒアリング等】

- 保護者ヒアリングでは、こどもが安全に通園・通学できるよう、パトロールの継続や交通ルールの徹底が求められています。

②施策の方向

- 交通安全について、引き続き、関係機関・団体と連携し、交通安全意識を高めるための啓発活動を行うとともに、交通事故多発箇所等を含めた危険箇所についての対応に努めます。
- スクールガードによる見守りとその人員確保、スクールガードリーダーによる施設防犯点検や見守り活動の強化、イベント開催時等における地域安全推進隊による防犯パトロール、矢巾っ子すくすくネットワークや町学校警察連絡協議会による防犯パトロールを行い、犯罪の未然防止、防犯意識の高揚を図ります。
- 地域ぐるみで子どもたちを見守ることができるよう、地域住民一人ひとりが無理のない、できる範囲での見守り活動の推進に努めます。
- ツキノワグマなどの野生鳥獣の出没や被害が相次いでいることから、関係機関・団体と連携し、安全確保・対策に努めます。
- 国が進める子どもへの性被害防止対策を踏まえ、学校や教育・保育施設等の現場に周知を図り、性犯罪・性暴力防止に向けた取組を推進します。

③主な取組

- 交通安全教室（教育）の実施
- 交通安全活動（横断歩道の日、自転車ヘルメット装着啓発活動）の実施
- 交通安全施設（通学路を含む）の現況把握
- 交通安全対策協議会
- 春の見守りあいさつ運動
- 自転車盗難防止活動
- 私の主張紫波地区大会参加
- 地域安全運動、防犯・非行防止パトロール
- 新1年生のための防犯交通安全教室
- 「子ども110番の家」「スクールガード」等との連携による学校安全の確保

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
交通事故（人身事故）の発生	44 件	30 件以内	総務課
少年非行	14 件	15 件以内	総務課
重点的に取り組む必要がある子育てに関する施策で、「子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進」と回答した割合	就学前児童 47.2% 就学児童 40.0% (令和5年度)	就学前児童 40.0% 就学児童 38.0%	こども家庭課

6 子育て当事者の職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

①現状と課題

ニーズ調査では、育児休業を取得していない母親は、就学前児童調査 6.8%、就学児童調査 12.9%に対し、父親は、就学前児童調査 81.6%、就学児童調査 84.6%となっています。

また、育児休業を取得していない理由として、母親で最も多いのは「子育てや家事に専念するために退職した」（就学前児童調査 28.6%、就学児童調査 27.0%）、父親については就学前児童調査「配偶者が育児休業制度を利用した」40.2%、就学児童調査「仕事が忙しかった」38.6%が最も多くなっています。父親、母親ともに「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」も高くなっています。

【事業】

○働き方に関するセミナー等の開催により、育児休業に関する周知や理解促進を図る必要があります。

【ニーズ調査】

○子育てに関して悩んでいることについて、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が就学前児童調査で1位（36.7%）、就学児童調査で2位（37.3%）となっています。

【ヒアリング等】

○施設長等ワークショップでは、忘れ物やこどもの衛生管理、生活習慣が身に付いていないことについて、保護者の忙しさによることが挙げられました。また、親子の時間も十分に取れていないとの意見もあります。

○保護者ヒアリングでは、父親の育児休業がなかったり、帰りが遅い場合があるため、母親が1日中こどもの世話をしていたりするという声もありました。

②施策の方向

○県や企業、労働団体、子育て支援活動を行う団体などと連携し、働き方に関するセミナー等の開催や情報提供を行います。

○企業等へのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）²⁸に関する普及、啓発の促進に努めます。

○男性の家事・育児への参加を促し、父親であることを楽しみながら積極的に育児に取り組めるよう、意識啓発を行います。

²⁸ 男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

③主な取組

- 関係機関と連携した情報提供事業
- 男女共同参画推進事業

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
「育児休業を取得した」と回答した保護者の割合(母親)	59.7%	69.0%	こども家庭課
「育児休業を取得した」と回答した保護者の割合(父親)	7.2%	15.5%	こども家庭課
子育てに関する悩みで、「子どもとの時間を十分にとれないこと」と感じている割合	就学前児童 36.7% 就学児童 37.3%	就学前児童 30.0% 就学児童 30.0%	こども家庭課
現在の生活や社会において男女が平等であると感じている人の割合	20.4% (令和7年度)	28.0%	文化スポーツ課

7 要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止・ヤングケアラー対策の充実

①現状と課題

ニーズ調査によると、子育てに関して悩んでいることについて、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが、就学前児童調査では29.1%、就学児童調査では30.0%となっています。

また、保護者の5割以上が子育てに関し不安感や負担感を抱いており、こうした不安感が核家族化のもとで家にこもり、児童虐待等に結びつくことが懸念されます。

令和6年度からこども家庭センターを設置し、すべての妊産婦、こども及び子育て世帯に対し、児童福祉・母子保健が一体となり相談支援を行っています。

【事業】

- 児童家庭相談において、養育支援の必要なケースが増加しており、児童虐待の予防的支援が必要となっています。
- ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出るなど、個人の権利に侵害が生じるにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しにくい傾向があります。また、ヤングケアラーの理解度も低く、正しい知識や相談先等を周知する必要があります。

②施策の方向

- 児童虐待発生の未然防止、早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応がますます重要となっていることから、要保護児童対策地域協議会など、こどもに関わる関係者とも連携して、子育てに困難を抱える家庭に寄り添い、児童虐待再発防止に向け、切れ目のない支援に努めます。
- 児童虐待防止に関する周知については、児童虐待防止推進キャンペーンに合わせて啓発活動を行います。
- ヤングケアラーについては、定期的の実態調査を行うとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、早期の発見・把握、こどもの意向を確認し、必要な支援につなげていきます。また、家族の世話などの負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより、世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

③主な取組

- 地域子育て支援拠点事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 児童家庭相談
- 要保護児童対策地域協議会

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
子育てに関する悩みで、「子どもを叱りすぎているような気がする」と回答した割合	就学前児童 29.1% 就学児童 30.0%	就学前児童 28.0% 就学児童 28.0%	こども家庭課

(2) 障がい児施策の充実

①現状と課題

「第7期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び第3期矢巾町障がい児福祉計画」(令和5年度)では、障がいのある子どもが学ぶための環境について望ましいことは、「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導をすること」「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させること」「個別指導を充実させること」が50%を超えており、ニーズが多くなっています。

また、相談に関する困りごとについて「誰に相談していいかわからない」「相談しても満足いく回答が得られない」がそれぞれ34.3%と多くなっています。

一方、関係機関と連携を図り相談体制を充実させるとともに、講習会を開催するなど、障がい児及びその家族への支援を図ってきました。

【事業】

- 特別な支援を必要とする子どもが増えており、教育・保育施設等での障がい児の受入れに影響が出ています。
- 町内の医療的ケア児が増えていることから、教育・保育施設等の体制強化及び受入れ拡大が必要となっています。
- 行政機関以外の地域団体等による相談体制の充実が求められています。

【ニーズ調査】

- 「誰に相談していいかわからない」という回答が多数あり、支援を必要としている人にサービスが結びついていないケースもあり得ることから、より一層の相談体制の強化及び周知が求められます。

【ヒアリング等】

- 施設長等ワークショップにおいて、不安に思うことで、保護者が困っていても誰に話していいかわからず、相談できないという意見がありました。

②施策の方向

- 年長児を対象とした教育相談を行い、幼児期から学童期にかけてスムーズな接続を推進するとともに、教育研究所において適切な相談対応にあたります。
- 障がい児の教育・保育施設等への受入れについては、引き続き、施設と連携し、人員の確保と適切な支援を行います。
- 医療的ケア児の教育・保育施設等への受入れについては、引き続き、町立保育施設で受入れを行うとともに、民間の教育・保育施設等で受入れ体制を整えることができるよう支援します。
- 相談体制については、学校や通所先、役場関係課のほか、紫波地域障がい者基幹相談支援センターなどで対応し、相談体制の充実に努めます。
- 障がい児を持つ親が集い、親同士の相談や情報交換、交流ができるような地域活動団体の把握に努め、周知を図ります。
- 町内小中学校における特別支援教育の体制強化や障がいのある子どもの支援強化のため、特別支援学校等と連携し、障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取り組みを推進します。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒と町内小中学校の児童生徒との交流及び共同学習を行い、地域とのつながりを持ち、互いに支え合いながら共に学び合い経験を広め、多様性を尊重する心を育みます。

③主な取組

- 発達相談
- 教育相談
- 園巡回相談事業
- 障害児福祉事業
- 重層的支援体制整備事業

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
子育てに関する悩みで、「病気や発育・発達に関すること」と回答した割合	就学前児童 33.4% 就学児童 22.3%	就学前児童 29.1% 就学児童 19.4%	こども家庭課

8 青年期のライフイベントを支える取組

(1) 就学・就労・結婚等の支援の充実

①現状と課題

青年期は、心理的及び社会的に発達し、成人期へと移行するための重要な準備期間となっており、大学等への進学や就職を通じて新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付けるとともに、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸ばす時期でもあります。

また、青年期は人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあり、自らの価値観や生き方を確立しようとしながらも、社会的な役割や責任に対する不安やプレッシャーを感じる事が少なくなく、本町では、ひきこもり状態となっているこども・若者の割合は1.1%となっています。

【事業】

○青年期の若者が自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められています。

【こども・若者意識調査】

○婚姻状況は、「未婚」が49.7%、「配偶者あり」が46.9%、「配偶者と死別」が0.6%、「配偶者と離別（離婚）」が2.6%となっています。

○無職の割合は全体の約5%となっています。

○困難に直面した場合の相談先に求めることは、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が53.7%と最も多く、次いで「無料で相談できる」(40.3%)、「相手がカウンセラーなど心理学の専門家である」(31.4%)などとなっています。

②施策の方向

○若者が家庭の経済状況に関わらず高等教育を受けられ、質の高い学びを得られるよう支援します。

○若者が安心して働ける環境を整えるため、就職支援や再就職支援などにより、経済的安定とキャリアの選択を支援するとともに、地域の小・中・高・大学と連携し地元定着と多様な人材が活躍できる就労環境を整えます。

○結婚を支援するため、出会いの場創出のほか、結婚に伴う新生活のスタートアップ支援を推進し、結婚を望む人々が希望を叶えられる環境を整えます。

○進学や就職、人間関係に関する不安や孤独感を軽減するため、若者が安心して悩みを打ち明け、相談できるよう、悩みを抱える若者やその家族への相談体制の充実、相談窓口の活用、心の健康情報の周知、相談支援へのサポート体制の強化を図ります。

③主な取組

- 奨学金貸付事業
- 小・中・高・大学生向けインターンシップ事業
- 結婚新生活支援補助金制度
- 包括的相談支援体制の構築

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
社会のために役立つことをしたいと思う人（肯定回答）の割合	86.0%	100%	こども家庭課 文化スポーツ課
自分の将来について明るい希望を持っている人（肯定回答）の割合	70.2%	85.0%	こども家庭課 文化スポーツ課

9 こどもの生活支援対策の推進

(1) 生活支援の推進

①現状と課題

生活に困難を抱えている家庭は、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多様な課題を抱えていることが多く、また、そのような状況にあるこどもは、社会的に孤立し必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

また、家庭の経済状況により十分な教育の機会を確保することができず、教育においても格差が生じてしまう場合があります。

【事業】

- 子どもの学習・生活支援事業において、こどもの悩みに関する相談・支援等を行いながら、居場所づくりに取り組んでいますが、想定した家庭のこどもや親の参加が乏しい状況もあり、参加に向けた取組が重要です。
- コミュニティ食堂などを開催し、保護者を含む居場所づくりに取り組みながら、社会的孤立の防止を図っていますが、より一層の周知が必要となっています。

【二一ズ調査】

- 暮らしの経済状況で「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した割合は、就学前児童調査では 36.9%、就学児童調査では 44.0%となっています。

②施策の方向

- 家庭の経済状況により社会的孤立に陥らないよう、関係機関と連携し必要な支援につなげます。
- 問題を家族だけで抱え込み、周囲からは困難が見えにくい世帯もあることから、学校、教育・保育施設等、地域、その他関係機関が様々な機会において状況を察知し、必要な支援につなげることができるよう、引き続き、連携を図ります。
- 重層的支援体制整備事業と連動し、属性や世代、相談内容に関わらず様々な生活相談に対応できる包括的な相談支援体制の構築を進め、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各専門部署や関係機関が連携を図りながら支援に取り組みます。
- 中間支援を担う団体や多様な取組を行っている地域活動団体と意見交換を行いながらつながりを構築し、多様な居場所の創出について検討します。
- 長期失業等、様々な生活の課題を抱える保護者に対して、自立に向けた相談支援を行います。
- コミュニティ食堂について、情報発信や情報提供などの支援を行うとともに、こどもの居場所づくりの取組が各地域に広がるよう支援に努めます。
- 離職等により住居を喪失した世帯又はその恐れのある世帯に対し、住居確保給付金や住居の確保支援等の制度が活用できるよう相談支援を行います。
- 県で実施している子どもの学習・生活支援事業の事業受託者と連携し、こどもの居場所づくりや生活支援を推進します。

③主な取組

- 自立相談支援
- 重層的支援体制整備事業
- 子どもの学習・生活支援事業
- 母子寡婦福祉事業

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
現在の暮らしの経済状況について「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した世帯の割合	就学前児童 36.9% 就学児童 44.0%	就学前児童 36.0% 就学児童 40.0%	こども家庭課

(2) 経済的支援の推進

①現状と課題

家庭の経済状況により生活に困難を抱えている子育て世帯への支援を進めるにあたっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付等を組み合わせた形で家庭の生活の基礎を支えていく必要があります。

また、保護者等の就労は、生活の安定を図るうえで重要なことはもちろんのこと、家族がゆとりを持って接する時間の確保や、保護者が働く姿をこどもに示すことにより、こどもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながり、生活困窮の連鎖を防止するための教育的意義からも重要です。相談者一人ひとりに寄り添いながら丁寧な対応に努め、必要な支援につながるよう取り組んでいます。

【事業】

- 生活困窮に関する課題は、経済的困窮など多岐にわたり複雑化していることから、行政に限らず関係機関や民間等のより一層の連携強化が必要となっています。
- 保護者等の就労は、生活の安定をはじめ、家族との時間の確保や、こどもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながり、生活困窮の連鎖を防止するための教育的意義からも重要です。

【ニーズ調査】

- 食料品購入の生活困難状況について、過去1年の間に、お金が足りなくて家族が必要とする食料を買えないことが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した割合は、就学前児童調査では 10.4%、就学児童調査では 18.6%となっています。

【ヒアリング等】

- 医療費や予防接種費用の助成、おむつ・ミルク購入の負担軽減のための経済的支援の充実が求められています。

②施策の方向

- 就労希望者の生活の安定が図られるよう、ハローワーク（公共職業安定所）などと連携し、相談者のニーズに対応した就労の支援に取り組みます。
- 経済的理由で就学が困難と認められる小中学校に通学している児童・生徒の保護者に対して、就学援助事業として学校でかかる経費の一部を援助します。
- 経済的理由により修学が困難な世帯に対して修学機会の確保及び有用な人材を養成するため、学費の一部を無利子で貸与又は給付する町奨学金制度を推進します。
- 保護者の経済的負担を軽減するとともに、こども・保護者の健康保持を図るため、ひとり親家庭等の親子や小・中・高校生、乳幼児等の医療費の一部を給付します。
- 教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満のこどもの保育料や実質徴収となった3歳以上のこどもの副食費について、経済的負担を軽減します。
- 町立小中学校に通学する児童・生徒が3人以上いる世帯に対し、3人目以降の学校給食費を無償化します。

③主な取組

- 就学援助事業
- 奨学金貸付事業
- 子ども医療費助成事業
- 遠距離通学費補助事業
- 生活福祉資金の貸付けによる就学支援

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
過去1年間に経済的な理由で水道・電気料金の未払いが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した世帯の割合	就学前児童 4.7% 就学児童 7.3%	就学前児童 3.8% 就学児童 5.8%	こども家庭課
過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した世帯の割合	就学前児童 10.4% 就学児童 18.6%	就学前児童 8.0% 就学児童 15.0%	こども家庭課

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

①現状と課題

ひとり親家庭は年々増加しており、令和2年の国勢調査では984世帯と20年前の平成12年(624世帯)の約1.58倍となっています。令和2年では親族世帯のうちひとり親世帯は13.5%を占めています。

ニーズ調査では、ひとり親の月ごとの収入額を見た場合、就学前児童調査では37.5%が、就学児童調査では41.0%が15万円未満となっています。

こどもの健全育成のためにも、経済的支援のほか就労支援、キャリア形成のための支援などを含め、ひとり親家庭が自立した生活を営めるような支援が求められています。

【事業】

○ひとり親家庭の世帯収入は、配偶者がいる家庭と比べ低い傾向があり、こどもの教育や経験に格差が生じていることが考えられるため、どのような家庭に生まれても公平に機会を確保できるよう支援していくことが重要です。

【ニーズ調査】

○配偶者の有無による月ごとの世帯収入額について、就学前児童と就学児童ともに、配偶者がいる世帯では33～42万円未満の割合が多くなっているのに対し、配偶者がいない世帯では15～25万円未満が最も多くなっています。

②施策の方向

- 仕事と子育てを両立しながら経済的に自立することができるよう、各種手当、給付金のほか、母子父子寡婦福祉資金貸付などの支援に繋がります。
- ひとり親家庭の保護者の就労に関する支援として、相談支援包括化推進員を任用し、関係機関ネットワークを基に相談支援のノウハウを培い、多様な相談支援を実施します。
- 「いわて県央生活支援相談室」による自立相談支援事業において、長期失業等、様々な生活の課題を抱える相談者に対し、自立に向けた包括的、継続的な支援を受けられるよう連携を図ります。
- ひとり親家庭等の多様なニーズへの対応、必要な支援サービスへ確実につなげることができるよう、「ひとり親家庭等応援サポートセンター」との連携を図ります。

③主な取組

- 母子父子寡婦福祉資金貸付制度
- 児童扶養手当給付制度
- ひとり親家庭医療費助成事業
- 寡婦医療費助成事業

④指標及び目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
現在の暮らしの経済状況について「大変苦しい」「やや苦しい」と回答したひとり親世帯の割合	就学前児童 52.5% 就学児童 64.1%	就学前児童 42.0% 就学児童 51.3%	こども家庭課
過去1年間に経済的な理由で水道・電気料金の未払いが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答したひとり親世帯の割合	就学前児童 12.5% 就学児童 15.4%	就学前児童 10.0% 就学児童 12.0%	こども家庭課
過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答したひとり親世帯の割合	就学前児童 32.5% 就学児童 38.5%	就学前児童 28.0% 就学児童 30.0%	こども家庭課

第5章

第3期子ども・子育て支援事業計画

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域とは

(1) 教育・保育事業の提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設等や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進しています。

(2) 教育・保育提供区域の設定

本町は、町域全体を教育・保育提供区域としてとらえ、1区域に設定し町全体の需要量を推計し、この需要に対する供給量と供給の方法を定めます。

2 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

■これまでの取組

本町では、公立保育所1か所、私立保育所3か所、幼保連携型認定こども園5か所、小規模保育事業所5か所あります（令和7年4月時点）。これまで、教育・保育の質の向上を図るとともに、待機児童の解消に努めてきました。

■今後の取組の方向性

女性の就業率が46.2%を超え、子育てと就労が両立できる環境づくりなどが求められています。また、ニーズ調査では現在就労していない母親のおよそ7割が就労意向を示していることから、潜在的な保育ニーズもみられます。そのため、今後も多様な、かつ潜在的な保育ニーズの要望に対し、こどもの視点に立ったきめ細やかで柔軟な質の高い保育サービスの提供を図ることが必要です。

■認定区分と量の見込み

令和7年度から11年度までの計画期間における教育・保育の量の見込みは、ニーズ調査結果と人口推計結果をもとに認定区分ごとに算出します。ただし、ニーズ調査結果と実態に乖離があると考えられる数値については、必要な補正を行い、子ども・子育て会議における審議を経て設定しました。

■認定区分と対象児童・施設

認定区分	対象となるこども	利用できる施設・事業
1号認定	3～5歳、教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育を希望	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育を希望	保育所、認定こども園、地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

■幼児期の教育・保育の量の見込み

		実績値		推計値				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	人口推計	559	507	477	519	570	598	600
	量の見込み	119	101	86	93	86	85	87
2号認定	人口推計	559	507	477	519	570	598	600
	量の見込み	412	383	389	425	476	504	506
3号認定	人口推計	447	408	459	513	553	559	590
	量の見込み	274	258	374	400	443	455	482

(2) 提供体制の確保、内容、実施時期

設定した量の見込みに対し、教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制、確保内容及び実施時期（確保方策）を認定区分別に設定します。

施設名	施設区分	運営主体	定員（人）		所在地域
			分類	合計	
煙山保育園	保育所	矢巾町	120	120	上矢次
徳田保育園	保育所	(社福) 土淵朗親会	110	110	東徳田
北川保育園	保育所	(社福) 土淵朗親会	60	60	流馳ヶ南
ニチイキッズやはば駅前保育園	保育所	(株) ニチイ学館	60	60	駅東
北高田こども園	幼保連携型認定こども園	(社福) 吉祥会	1号 14 2号 81 3号 69	164	高田
こずかたこども園	幼保連携型認定こども園	(社福) 敬愛会	1号 6 2号 54 3号 46	106	又兵衛田
矢巾中央幼稚園・ 矢巾中央保育園	幼保連携型認定こども園	(学) 紅葉学園	1号 45 2号 54 3号 26	125	南矢幅
やはばこども園	幼保連携型認定こども園	(社福) 矢巾親和会	1号 10 2号 30 3号 40	80	南矢幅
ふどうこども園	幼保連携型認定こども園	(社福) 矢巾親和会	1号 15 2号 62 3号 48	125	室岡
なないろ保育園	小規模保育事業所B	(一社) なないろ	3号 19	19	流馳ヶ南
ぐらんまえん	小規模保育事業所B	個人	3号 10	10	白沢
ニコニコ保育園 矢巾	小規模保育事業所B	(一社) 未来へのおくりもの	3号 12	12	南矢幅
未来保育園	小規模保育事業所B	(株) KIZ	3号 12	12	駅東
ピート南やはば保育園	小規模保育事業所A	横田ケアシステム (株)	3号 19	19	南矢幅

① 1号認定（3～5歳、教育ニーズ）

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

		実績値		推計値				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		119	101	86	93	86	85	87
②確保方策	認定こども園	161	161	90	90	90	90	90

【確保方策の内容】

共働き世帯が増え、保育ニーズが高まっている状況ではありますが、教育ニーズにも対応できるよう、引き続き、認定こども園の定員確保に努めます。

②2号認定・3号認定（保育ニーズ）

・2号認定（3～5歳）

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

		実績値		推計値				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		412	383	389	425	476	504	506
②確保方策	保育所認定こども園	549	482	392	464	494	524	524
	認可外保育施設※	0	0	0	0	0	0	0

※市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設となります。

【確保方策の内容】

現状で量の見込み分については確保できていますが、保育ニーズの高まりや住宅地の造成等により町外からの流入も見込まれるため、定員数の検討を進めるとともに、令和8年度に新規保育所の開設を見込んでいます。

なお、令和7年度及び8年度において、他市町からの広域利用を考慮した確保内容となっています。

・3号認定（0歳）

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

		実績値 （3月1日時点）		推計値				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		89	92	103	117	120	127	129
②確保方策	保育所認定こども園	103	103	105	112	112	112	112
	特定地域型保育事業※	18	18	24	24	24	24	24
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0

※特定地域型保育事業とは、0歳児から2歳児までを対象とした少人数のこどもを保育する事業で、以下の4種類があります。

小規模保育事業：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設できめ細やかな保育を行うサービス

家庭的保育：利用定員5人以下で保育を行う者の居宅など、家庭的な雰囲気で行う保育サービス

居宅訪問型保育：保護者の居宅で1対1の保育を行うサービス

事業所内保育：事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育するサービス

・3号認定（1～2歳）

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

		実績値		推計値				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1歳	108	111	136	151	160	169	179
	2歳	134	121	135	149	172	159	174
	合計	274	258	271	300	332	328	353
②確保方策	保育所 認定こども園	312	279	258	295	295	295	295
	特定地域型保育 事業*	35	35	43	48	48	48	48
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現状で量の見込み分については確保できていますが、ニーズ量の増加に対応していくため定員数の引き上げとともに、保育士の確保や保育支援員、保育補助者の活用を推進するなど、保育体制を整えていきます。

なお、令和7年度において、他市町からの広域利用を考慮した確保内容となっています。

3 地域子ども・子育て支援事業

■これまでの取組

地域子ども・子育て支援事業(13事業…①利用者支援、②地域子育て支援拠点、③一時預かり、④乳児家庭全戸訪問、⑤養育支援訪問、⑥子育て短期支援、⑦子育て援助活動支援、⑧時間外保育、⑨病児保育、⑩放課後児童健全育成事業、⑪妊婦健診、⑫実費徴収補足給付、⑬多様な事業者の参入促進・能力活用)に取り組んできました。

具体的には、家庭訪問や各種教室、集団健診の機会を通してライフステージに応じた支援及び事業による子育てに関する正しい知識の普及啓発、保育対策としての特別保育事業や放課後児童健全育成事業、経済的支援として保育料の無償化対象者の拡大や副食費の助成、医療費助成のほか、各種給付金・支援金を給付し昨今の物価高騰等に対する支援にも取り組んできました。

■今後の取組の方向性

これまでの取組を継続しながら、さらに多様化する子育て支援、保育ニーズに対応するため、町内施設における病児保育事業の実現に向けて関係機関との調整を図るとともに、こどもの居場所づくりや育児不安を軽減できる事業について充実を図ります。

■令和5年度実績と令和11年度推計

給付区分	令和5年度（実績）			令和11年度（推計）		
	実施の有無	人数	か所数	実施の有無	人数	か所数
利用者支援事業	実施	—	1	実施	—	1
地域子育て支援拠点事業	実施	4,401	3	実施	4,700	3
乳児家庭全戸訪問事業	実施	116	—	実施	189	—
養育支援訪問等事業	実施	67	—	実施	100	—
子育て短期支援事業	実施	2	5	実施	5	5
子育て援助活動支援事業	実施	250	1	実施	210	1
一時預かり事業（教育施設）	実施	6,271	—	実施	6,300	—
一時預かり事業（保育施設）	実施	319	—	実施	300	—
時間外保育事業	実施	426	—	実施	554	—
病児・病後児保育事業	実施	258	—	実施	474	—
放課後児童健全育成事業 （登録児童数）	実施	679	6	実施	678	6
低所得者に対する実費徴収に係る 補足給付を行う事業	実施	—	—	実施	—	—
多様な事業者の参入促進・能力活用 事業	実施	—	—	実施	—	—
子どもを守る地域ネットワーク機能 強化事業	実施	—	—	実施	—	—
【新規】子育て世帯訪問支援事業	未実施	—	—	検討	0	—
【新規】児童育成支援拠点事業	未実施	—	—	検討	0	—
【新規】親子関係形成支援事業	未実施	—	—	実施	20	—
【新規】妊婦等包括相談支援事業	未実施	—	—	実施	568	—
【新規】乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	未実施	—	—	実施	13	—
【新規】産後ケア事業	実施	24	—	実施	33	—

令和7年度から11年度までの計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、ニーズ調査結果と人口推計結果をもとに算出します。ただし、ニーズ調査結果と実態に乖離があると考えられる数値については、必要な補正を行い、子ども・子育て会議における審議を経て設定しました。

また、提供体制、確保内容及び実施時期（確保方策）を事業別に設定します。

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設等や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置し、令和6年度には子ども家庭総合支援拠点と統合した「こども家庭センター」として妊婦や子育て中の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行っています。

【量の見込み・確保方策】

(単位：か所)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1	1

【確保方策の内容】

こども家庭センターにおいて、相談対応や情報提供、調整を行う体制で実施し、今後も適切な支援を継続できるように取り組みます。

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、相談員等が専門的な見地から相談支援等を実施し、個々に応じた切れ目のない支援体制を構築します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児や保護者が交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人、か所)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	4,401	4,600	4,600	4,700	4,700	4,700
②確保方策（か所）	3	3	3	3	3	3

【確保方策の内容】

地域子育て支援拠点事業については、支援拠点を3か所設置し、子育て相談、情報提供、助言などの支援を行っています。利用者数は大幅に増加している状況ですが、現状の体制で量の見込み分については対応できることから、現行の体制を維持するよう努めます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供につなげます。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	116	151	172	176	186	189
②確保方策	116	151	172	176	186	189

【確保方策の内容】

事業実施については、こども家庭課の専門職員による訪問を行っており、今後も同様の体制で実施し、100%の実施を目指します。

(4) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が強い家庭や、児童虐待の恐れを抱えている家庭、若年妊婦等の妊娠期からの継続的な養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談・助言・指導その他必要な支援を行います。

【量の見込み・確保方策】

(単位：%)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	67	100	100	100	100	100
②確保方策	67	100	100	100	100	100

【確保方策の内容】

事業実施については、こども家庭課の専門職員による訪問を行っており、今後も同様の体制で実施し、100%の実施を目指します。

(5) 子育て短期支援事業

保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由、育児疲れ等により、育児や養育が一時的に困難になった家庭の児童を短期間（原則7日間）児童養護施設等で預かる事業です。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	2	5	5	5	5	5
②確保方策(契約施設数)	5	5	5	5	5	5

【確保方策の内容】

現在5か所の施設と短期入所の委託契約を締結しており、過去の利用状況を見ると親の体調不良や出産による入院などで一時的に子育てができない場合に利用されています。

今後も現行の体制を維持するよう努めます。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児に関する相互支援を行う会員組織活動を推進する事業です。

【量の見込み・確保方策】

(単位：件)

		実績値	推計値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (活動件数)	就学前児童	80	100	100	110	110	110
	就学児童	170	100	100	100	100	100
②確保方策(活動件数)		250	200	200	210	210	210

【確保方策の内容】

令和2年度から事業を開始しており、令和5年度の会員数は101名（依頼会員76名、援助会員23名、両方会員2名）、マッチング（活動）件数は、令和2年度14件、令和3年度65件、令和4年度93件、令和5年度250件と年々増加しています。今後のニーズに合わせて対応できるよう、引き続き援助会員の確保に努めます。

(7) 一時預かり事業**①幼稚園1型（認定こども園における在園児を対象とした預かり保育）**

認定こども園に在籍する満3歳以上の児童（1号認定）で教育時間の前後又は長期休業等に認定こども園において、一時的に園児を預かります。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	6,271	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
②確保方策（延べ人数）	6,271	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300

【確保方策の内容】

現状の体制で量の見込み分については対応できることから、体制の維持に努めます。

②一般型

教育・保育施設等に通っていない、又は在籍していない乳幼児を対象として、1歳以上の未就学児童をこども園等において、一時的に園児を預かります。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	319	300	300	300	300	300
②確保方策（延べ人数）	319	300	300	300	300	300

【確保方策の内容】

現状の体制で量の見込み分については対応できることから、体制の維持に努めます。

(8) 時間外保育事業

保護者の就労状況等により、基本保育時間を延長して児童を預かる事業です。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	426	436	457	511	533	554
②確保方策	426	436	457	511	533	554

【確保方策の内容】

利用児童数の増加に伴い、時間外保育（延長保育）の利用も増加傾向となっています。

量の見込みの増加分については現状の体制で対応できることから、体制の維持に努めます。

(9) 病児・病後児保育事業

保育所通所中の児童が病気等の際に、集団保育が困難な期間、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペースなどで一時的に預かるサービスです。

【病児・病後児保育事業を実施する施設一覧】

施設名	住所
紫波中央病児保育室	紫波町紫波中央駅前二丁目 3-94
たんぽぽ病児保育所	盛岡市上田字松屋敷 11-14
虹っ子ケアルーム	盛岡市津志田 26-30-1
病児保育室ままぼけっと	盛岡市向中野三丁目 10-6
病児保育室フレンズ	盛岡市緑ヶ丘四丁目 1-50 アスティ緑ヶ丘 1階
キッズケアルーム風船	滝沢市穴口 377-1
グレイス病児保育室	滝沢市葉の木沢山 373-1

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	258	373	411	447	460	474
②確保方策	258	373	411	447	460	474

【確保方策の内容】

平成29年度から紫波町と広域連携の協定を締結し、紫波中央病児保育室において病児保育事業を実施しています。令和元年度からは盛岡市・滝沢市と広域連携の協定を締結し、盛岡市4施設、滝沢市2施設で事業を実施しています。

また、保育中に体調不良となったこどもを一時的に教育・保育施設等において預かる体調不良児対応型病児保育については、町内5か所（煙山保育園、北高田こども園、こずかたこども園、ふどうこども園、やはばこども園）において実施しています。

現在、町内施設において病児・病後児保育事業を実施していないことから、当面は広域的な連携を基に対応していきながら、ニーズの増加を考慮し、町内への設置に向けて、引き続き医師会等と連携し、先駆的な取組事例などの情報収集に努めます。

(10) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等で昼間留守にしている家庭の小学校児童に対し、授業の終了後などに児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

【放課後児童健全育成事業を実施する施設一覧】

施設名	住所
徳田児童館	大字西徳田 3-108
煙山児童館	大字北矢幅 1-27-4
煙山キッズクラブ	大字北矢幅 1-2
不動児童館	大字室岡 12-223-1
矢巾東児童館	医大通二丁目 3-1
矢巾東キッズクラブ	医大通二丁目 3-1

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

		実績値	推計値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (登録児童)	合計	679	694	663	685	673	678
②確保方策	1年生	160	143	118	152	141	157
	2年生	165	148	133	122	148	137
	3年生	128	141	139	127	115	138
	4年生	98	123	124	126	111	100
	5年生	80	81	88	92	90	79
	6年生	48	58	61	66	68	67
	合計	679	694	663	685	673	678

【確保方策の内容】

平成27年度から放課後児童健全育成事業の対象児童（登録児童）を3年生までから6年生までに拡大しており、また、核家族化、共働き家庭が増えており、全体の登録児童数は増加傾向となっています。

平均利用児童は登録児童の50%未満となっていますが、すべての施設において年々利用児童が増加していることから、放課後児童等が安全で安心して過ごせる居場所づくりや利用体制等を引き続き検討します。

(11) 低所得者に対する実費徴収に係る給付を行う事業

令和元年度から、副食材料費の実費徴収に係る補足給付事業として、新制度未移行幼稚園²⁹に通う児童の給食費のうち、副食材料費（おかず代等）相当額を給付しています。

対象児童は、年収360万円未満相当の世帯の児童、又は所得にかかわらず第3子以降の児童となります。新制度未移行幼稚園の減少と合わせ対象者も減少傾向にありますが、対象児童に対し引き続き適切な補助を実施します。

²⁹ 「子ども・子育て支援新制度」に移行せず、従来の幼稚園としての運営を続けている幼稚園をさします。この新制度では、認定こども園や保育所とともに幼児教育や保育の質の向上を目指し、施設運営の仕組みや財政支援の在り方が見直されました。しかし、新制度に移行するかどうかは各幼稚園の自主的な選択に委ねられており、未移行の幼稚園も引き続き地域の幼児教育を担っています。

(12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要なこどもの受入れ体制構築の支援を行う事業です。

今後、新たな保育ニーズへの対応や新規事業の実施に向け、必要性を精査し、状況に応じて多様な事業者の能力を生かした、より質の高い支援体制の構築を推進します。

(13) 子どもを守る地域ネットワーク強化事業

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応するために、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと養育支援訪問事業が連携を図っていく必要があります。

本町では既の実施しており、引き続き、関係機関と連携したこどもの安全確保に努めます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	0	0	0	0	0
②確保方策	—	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

児童虐待の未然防止、育児負担の軽減を図るためニーズを把握し、調査や検討を進め適切に対応できる体制を確保します。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	－	0	0	0	0	0
②確保方策	－	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

児童虐待を防止し、こどもの最善の利益の保証と健全な育成を図るためニーズを把握し、調査や検討を進め適切に対応できる体制を確保します。

(16) 親子関係形成支援事業（新規）

親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業となります。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	－	20	20	20	20	20
②確保方策	－	20	20	20	20	20

【確保方策の内容】

令和7年度から、児童との関わり方や子育てに悩む保護者を対象に、CAREプログラム（子どもと大人の絆を深めるプログラム）による講義やグループワークを実施しており、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等と面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談その他援助など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

(単位：回)

	実績値	推計値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	－	453	516	528	558	568
②確保方策	－	453	516	528	558	568

【確保方策の内容】

令和6年度までは「すこやか応援出産・子育て応援事業」として同様の事業を行っており、面談等の際に情報提供や相談対応等を行いながら、必要に応じて支援を行ってきました。

引き続き、乳児家庭全戸訪問事業や妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に寄り添った相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行います。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、町内の教育・保育施設等において、0歳6か月から満3歳未満までのこどもを対象に、就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で、保育を提供する事業です。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

		実績値	推計値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児	－	7	8	8	9	9
	1歳児	－	2	2	2	2	2
	2歳児	－	2	2	2	2	2
	合計	－	11	12	12	13	13
②確保方策	0歳児	－	7	9	9	9	9
	1歳児	－	2	2	2	2	2
	2歳児	－	2	2	2	2	2
	合計	－	11	13	13	13	13

【確保方策の内容】

令和7年度から町立煙山保育園において取り組んでおり、今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

(19) 産後ケア事業

産後、安心して子育てができる支援体制の確保を図るため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人日)

		実績値	推計値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		24	27	30	31	33	33
②確保方策		24	27	30	31	33	33

【確保方策の内容】

現在、日帰り型の産後ケア事業行っていますが、現行の体制を維持しつつ、利用者のニーズに合わせて、支援内容や体制の充実を図ります。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及び推進方策

核家族化や仕事と子育ての両立が困難な状況にある中、教育・保育事業において本町では認可保育所や幼保連携型認定こども園、特定地域型保育事業により子育て支援を行っていますが、3歳児未満の保育については供給が不足となっていることから、引き続き、保育体制を整えます。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業や地域で子育て世代の支援を行うファミリー・サポート・センター事業、町内施設における病児保育事業の実現に向け、取り組めます。

(2) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園及び保育所と小学校との連携の推進方策

幼児期の教育・保育を担う認定こども園及び保育所には、すべてのこどもが健やかに成長するよう良質かつ適切な支援が求められており、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、幼児期の教育・保育は、統合が図られてきました。

これまで、「矢巾町幼保小接続プログラム」に基づき、幼保小連携協議会の実施や、就学支援に関わる保育見学、また、園児と児童の交流会を行うなど、連携について取り組んでまいりました。引き続き、これまでの取組を継続するとともに、今後策定される「学びの架け橋プログラム」により、一層の幼保小連携が図られるように努めます。

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の町が行う必要な支援

今後も矢巾町保育協議会において開催されている幼稚園教諭と保育士の合同研修と連携し、支援していきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

(1) 公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法についての検討

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始となり保育料とともに、幼稚園や認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等の利用費なども無償化の対象となっています。

項目	内容	
幼稚園（新制度未移行園）	月額 25,700 円を上限として無償	※利用日数に応じて金額が変動します。
預かり保育事業（幼稚園、認定こども園の教育・保育1号認定）	幼稚園の利用料に加え、月額 11,300 円（施設等利用給付3号認定の場合は月額 16,300 円）を上限として無償	
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	左記施設の利用料の合算について 3歳から5歳までの児童は月額 37,000 円を上限として無償 0歳から2歳までの児童は月額 42,000 円を上限として無償（ただし住民税非課税世帯に限る）	※教育保育施設等に入所していない児童が対象です。

(2) 県との連携の方策

新たな施設の開所等について、今後とも県との連携を図り、対象施設の把握に努めます。



第6章
計画の推進と進行管理

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画推進体制

こども・若者支援や子育て支援に関する施策・事業が多岐にわたっていることから、子育て支援関連分野の部署だけでなく、他の関連分野の部署、関係する行政機関との横断的な体制を構築しながらこども施策全般を推進します。

また、ますます多様化していく子育てニーズに対応するため、子育て支援に関係する団体、個人との連携を密に支援等を推進するとともに、広域利用のニーズにも対応できるように近隣自治体との連携を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

計画の実効性を確保するためには、定期的な点検・評価を行うことが重要です。そのため、庁内の担当課としてこども家庭課及び文化スポーツ課が年度ごとに個別事業の進捗状況を整理し、矢巾町子ども・子育て会議及び矢巾町こども計画策定検討委員会において、個別事業の点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みが実績値と乖離している場合など、必要に応じた計画の見直しを行います。

3 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こども施策を実効あるものとするためには、行政が取り組むのみではなく、こども・若者や子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援を利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わずすべての人がこども・若者や子育て当事者を応援する意識の啓発、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮についての町民の理解・協力の促進など、社会全体の意識改革を進める必要があります。

本計画に位置付けた取組の推進により、こども・若者や子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

資料編

資料編

1 矢巾町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 3 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、矢巾町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事)

第6条 子ども・子育て会議の運営を補助する目的をもって幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の公布以後、初めての委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成27年12月22日条例第34号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月5日条例第50号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月16日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月19日条例第5号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 矢巾町子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

氏名	団体名	役職	選出区分
竹之下 典 祥	学校法人盛岡大学文学部児童教育学科	教 授	学職経験者
関 戸 文 則	矢巾町校長会	校 長	
田 中 健太郎	一般財団法人紫波郡医師会	理 事	
日 向 磨机子	盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課	課 長	
及 川 裕規子	社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会	児童館長	事業に従事 する者
田 口 和 子	矢巾町保育協議会	会 長	
半 澤 久 枝	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご	理事長	
菊 池 京 子	幼保連携型認定園こども園矢巾中央幼稚園・矢巾中央保育園	園 長	保護者
藤 原 公 哉	矢巾町PTA連絡協議会	会 長	
上北田 美香子	矢巾町保育園保護者会連絡協議会	会 長	
高 野 美恵子	矢巾町母子福祉協議会	会 長	その他
前 澤 光 男	矢巾町コミュニティ連合会	会 長	
佐々木 順 子	矢巾町民生児童委員協議会	会 長	
吉 田 美知子	矢巾町商工会女性部	副部長	

任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

氏名	団体名	役職	選出区分
石 川 悟 司	学校法人盛岡大学文学部児童教育学科	教 授	学職経験者
小 原 賢	矢巾町校長会	校 長	
田 中 健太郎	一般財団法人紫波郡医師会	理 事	
芳 賀 寛	盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課	課 長	
星 川 真由美	社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会	児童館長	事業に従事 する者
菊 池 浩 子	矢巾町保育協議会	会 長	
半 澤 久 枝	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご	理事長	
菊 池 京 子	幼保連携型認定園こども園矢巾中央幼稚園・矢巾中央保育園	園 長	保護者
遠 藤 史 弥	矢巾町PTA連絡協議会	会 長	
加 藤 千恵子	矢巾町保育園保護者会連絡協議会	会 長	
高 野 美恵子	矢巾町母子福祉協議会	会 長	その他
前 澤 光 男	矢巾町コミュニティ連合会	会 長	
名 取 泰 博	矢巾町民生児童委員協議会	会 長	
阿 部 真理子	矢巾町商工会女性部	部 長	
村 井 佳奈子	一般公募	—	

3 矢巾町こども計画策定検討委員会設置要綱

令和7年9月1日

告示第118号

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に定める市町村こども計画（以下「こども計画」という。）の策定等に係る意見を聴取するため、矢巾町こども計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語は、こども基本法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) こども計画の策定及び変更に関し、意見を述べること。
- (2) こども計画策定後の進捗管理に関すること。
- (3) その他こども計画に関して検討を要すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) こども施策に関し学識経験を有する者
- (2) こども施策に関する事業に従事する者
- (3) こどもの保護者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、または説明を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員会に出席した委員に対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化スポーツ課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年9月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日後初めての委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

4 矢巾町子ども計画策定検討委員会名簿

任期：令和7年11月1日から令和9年3月31日まで

氏名	所属	備考
深 作 拓 郎	岩手大学教育学部 准教授	委員長
女 鹿 隆 徳	矢巾町青少年健全育成町民会議 会長 岩手県立南昌みらい高等学校 PTA 会長	副委員長
佐々木 敏 之	矢巾町校長会（矢巾中学校長）	
菊 池 勝 彦	岩手県立南昌みらい高等学校 校長	
中 野 真 幸	岩手県立盛岡となん支援学校 校長	
田 中 耕之助	学校法人北日本高等学院 星北高等学園 校長	
菅 原 文 彦	矢巾町コミュニティ連合会	
佐 藤 由 子	矢巾町社会福祉協議会 事務局長	
半 澤 久 枝	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご 理事長	
西 澤 仁 美	矢巾町民生児童委員協議会主任児童委員 矢巾町子ども会育成会連合会 会長	
高 野 美恵子	矢巾町母子寡婦福祉協会 会長	
佐 藤 健 一	矢巾町商工会 事務局長	
吉 田 大 成	知識経験者（シニアリーダー）	

5 計画策定経過

開催日等	審議内容等
令和5年7月7日	令和5年度第1回 矢巾町子ども・子育て会議 1 特定教育・保育施設の利用定員について 2 第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画進捗状況について 3 第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和6年1月15日	令和5年度第2回 矢巾町子ども・子育て会議 1 特定教育・保育施設の利用定員について 2 第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画進捗状況について 3 矢巾町子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
令和6年7月4日	令和6年度第1回 矢巾町子ども・子育て会議 1 特定教育・保育施設の利用定員について 2 第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画進捗状況について 3 第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和6年10月10日	令和6年度第2回 矢巾町子ども・子育て会議 1 第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画基本理念について 2 第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画骨子（基本目標）案について 3 第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画分野別施策案について 4 第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画に新たに位置づけられる事業について 5 今後のスケジュールについて
令和6年12月10日から 令和7年1月15日まで	第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画（素案）に係る意見聴取（書面）
令和7年2月26日	令和6年度第3回 矢巾町子ども・子育て会議 1 第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画（案）について （1）経過報告 （2）分野別施策の推進について （3）子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策について 2（仮称）やはばこども計画の策定について
令和7年7月1日	令和7年度第1回 矢巾町子ども・子育て会議 1 特定教育・保育施設の利用定員について 2 第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画について（総括） 3 矢巾町立煙山保育園の在り方に係る検討について 4 矢巾町こども計画（仮称）の策定に係る意識調査について
令和7年10月21日	令和7年度第2回 矢巾町子ども・子育て会議 1 特定教育・保育施設の利用定員について 2 矢巾町立煙山保育園の在り方に係る検討について
令和7年11月18日	令和7年度第1回 矢巾町こども計画策定検討委員会 1 矢巾町こども計画の策定について
令和7年12月22日から 令和8年1月21日まで	矢巾町こども計画（素案）に係る意見聴取（書面）
令和8年2月24日	令和7年度第2回 矢巾町こども計画策定検討委員会 1 矢巾町こども計画（案）について （1）経過報告 （2）前回素案からの修正点等について （3）概要版（案）、やさしい版（案）について

令和8年2月27日	令和7年度第3回 矢巾町子ども・子育て会議 1 特定教育・保育施設の利用定員について 2 矢巾町立煙山保育園の在り方に係る検討について 3 矢巾町こども計画について
-----------	---

6 分野別施策の指標及び目標一覧

施策分野 1 こども・若者の権利や尊厳を守る取組

主要施策 (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	いじめはいけないと思う児童生徒（肯定回答）の割合（小学生）	成果	%	97.0	100	学校教育課
2	いじめはいけないと思う児童生徒（肯定回答）の割合（中学生）	成果	%	100	100	学校教育課
3	将来の夢や目標を持っている児童生徒（肯定回答）の割合（小学生）	成果	%	82.0	90.0	学校教育課
4	将来の夢や目標を持っている児童生徒（肯定回答）の割合（中学生）	成果	%	79.0	76.0	学校教育課
5	人権保護に関するイベント開催数	活動	回 (累積)	8	14	福祉課
6	若者の意見を聞く集会の開催回数	活動	回 (累積)	0	24	企画財政課 文化スポーツ課

主要施策 (2) こども・若者の自殺対策

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	自分にはよいところがあると思う児童生徒（肯定回答）の割合（小学生）	成果	%	73.0	80.0	学校教育課
2	自分にはよいところがあると思う児童生徒（肯定回答）の割合（中学生）	成果	%	81.0	83.0	学校教育課
3	困ったときは助けてくれる人がいる（肯定回答）の割合（家族）	成果	%	93.2 ※R7 調査	100	こども家庭課 文化スポーツ課
4	困ったときは助けてくれる人がいる（肯定回答）の割合（学校）	成果	%	71.5 ※R7 調査	80.0	こども家庭課 文化スポーツ課
5	困ったときは助けてくれる人がいる（肯定回答）の割合（職場）	成果	%	68.0 ※R7 調査	80.0	こども家庭課 文化スポーツ課
6	SNS を活用した情報発信	活動	回/年	1	2以上	福祉課
7	ゲートキーパー養成講座受講者の延べ人数	活動	人	153	150 (60)	福祉課

施策分野 2 こども・子育て家庭への支援の充実

主要施策 (1) こども・子育て支援サービスの充実

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人、また相談できる場所がないと回答した割合（就学前児童）	成果	%	4.2 ※R5 調査	0	こども家庭課
2	子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人、また相談できる場所がないと回答した割合（就学児童）	成果	%	8.7 ※R5 調査	0	こども家庭課
3	地域子育て支援拠点事業	活動	人	4,820	4,500	こども家庭課
4	乳児家庭全戸訪問事業	活動	人	122	189	こども家庭課
5	ファミリー・サポート・センター事業活動件数	活動	人	240	210	こども家庭課

主要施策 (2) 教育・保育サービスの充実

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	現在の矢巾町の状況への満足度（出産・子育て・育児への支援）	成果	%	28.1 ※R5 調査	50.0	こども家庭課
2	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	成果	%	97.5	98.0	こども家庭課
3	保育人材確保対策補助対象者数	活動	人	9	25	こども家庭課
4	子育て支援員研修受講者数	活動	人	9	10	こども家庭課
5	幼保小担当者協議会の参加者の満足度	活動	数値	3.6	4	学校教育課

主要施策 (3) 地域における多様なネットワークの活用と充実

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	学校経営への参画における満足度（4段階）	成果	数値	3.1	3.2	学校教育課
2	子育てに不安や負担を感じている保護者の割合（就学前児童）	成果	%	53.3 ※R5 調査	42.6	こども家庭課
3	子育てに不安や負担を感じている保護者の割合（就学児童）	成果	%	53.9 ※R5 調査	43.1	こども家庭課
4	自分の住む地域には良いところがあると思う児童生徒の割合（小学生）	成果	%	90.0	100	学校教育課
5	自分の住む地域には良いところがあると思う児童生徒の割合（中学生）	成果	%	88.0	100	学校教育課
6	教育振興運動振興区活動の生徒参加割合（小学生）	活動	%	100	65.0	文化スポーツ課
7	教育振興運動振興区活動の生徒参加割合（中学生）	活動	%	100	40.0	文化スポーツ課
8	放課後子供教室開催回数	活動	回	20	24	文化スポーツ課
9	教育振興運動の実践活動地域数	活動	団体	42	45	文化スポーツ課

施策分野 3 母性と乳幼児等の健康の確保と増進

主要施策 (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた割合	成果	%	97.1	97.0	こども家庭課
2	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	成果	%	85.1	80.0	こども家庭課
3	妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握する割合	活動	%	100	100	こども家庭課

主要施策 (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	「性、喫煙や薬物等に関する正しい知識の普及など思春期保健対策の充実」を求めている保護者の割合（就学前児童）	成果	%	21.8 ※R5 調査	16.0	こども家庭課
2	「性、喫煙や薬物等に関する正しい知識の普及など思春期保健対策の充実」を求めている保護者の割合（就学児童）	成果	%	21.8 ※R5 調査	18.0	こども家庭課
3	思春期保健教室 各校年1回の開催	活動	回	1	1	学校教育課

主要施策 (3) 小児医療の充実

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	こどものかかりつけ医を持つ親の割合	成果	%	94.1	97.0	こども家庭課
2	子育てに関する悩みで、「病気や発育・発達に関すること」と回答した保護者の割合（就学前児童）	成果	%	33.4 ※R5 調査	30.0	こども家庭課
3	子育てに関する悩みで、「病気や発育・発達に関すること」と回答した保護者の割合（就学児童）	成果	%	22.3 ※R5 調査	20.0	こども家庭課
4	1歳6か月児健康診査精密検査受診率	活動	%	100	100	こども家庭課
5	3歳児健康診査精密検査受診率	活動	%	76.9	100	こども家庭課
6	のびのび baby 教室受診率	活動	%	74.1	75.0	こども家庭課
7	1歳6か月児健診受診率	活動	%	102.2	100	こども家庭課
8	2歳児キッズ受診率	活動	%	100	100	こども家庭課
9	3歳児健診受診率	活動	%	101.9	100	こども家庭課
10	5歳児健診受診率（令和7年度から事業開始）	活動	%	未実施	100	こども家庭課

施策分野 4 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

主要施策 (1) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	いじめはいけないと思う児童生徒（肯定回答）の割合（小学生）	成果	%	97.0	100	学校教育課
2	いじめはいけないと思う児童生徒（肯定回答）の割合（中学生）	成果	%	100	100	学校教育課
3	認知したいじめが解消した割合（小学生）	成果	%	95.0	100	学校教育課
4	認知したいじめが解消した割合（中学生）	成果	%	96.0	100	学校教育課
5	学校が楽しいと思う児童生徒（肯定回答）の割合（小学生）	成果	%	82.0	86.0	学校教育課
6	学校が楽しいと思う児童生徒（肯定回答）の割合（中学生）	成果	%	84.0	92.0	学校教育課
7	人が困っているときは進んで助けようと思う児童生徒（積極肯定回答）の割合（小学生）	成果	%	62.0	65.0	学校教育課
8	人が困っているときは進んで助けようと思う児童生徒（積極肯定回答）の割合（中学生）	成果	%	64.0	67.0	学校教育課
9	SOS出し方教室の実施学校数	活動	校	4	4	福祉課
10	ゲートキーパー養成講座受講者の延べ人数	活動	人	153	150 (60)	福祉課
11	若い世代を対象とした講座の参加者数	活動	人/年	738	400	文化スポーツ課
12	食育授業の実施回数（小学校）	活動	回	42	34	学校給食 共同調理場
13	食育授業の実施回数（中学校）	活動	回	11	2	学校給食 共同調理場

主要施策 (2) こどもの健全な育成に係る環境の整備

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	授業等で ICT 機器を活用し、児童生徒に ICT 活用について指導できる教員の割合	成果	%	78.0	85.0	学校教育課
2	スマートフォンやインターネットを使うときは危険に巻き込まれる可能性があることを理解している児童生徒の割合（小学生）	成果	%	99.0	100	学校教育課
3	スマートフォンやインターネットを使うときは危険に巻き込まれる可能性があることを理解している児童生徒の割合（中学生）	成果	%	99.0	100	学校教育課
4	情報モラル教室の実施校数	活動	校	6	6	学校教育課

施策分野 5 こどもや子育てのための安全・安心な生活環境の整備

主要施策 (1) 良質な居住環境等の整備

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策として、「子育て世代を対象にした良質な住宅の確保」と回答した割合（就学前児童）	成果	%	21.0 ※R5 調査	16.8	こども家庭課
2	重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策として、「子育て世代を対象にした良質な住宅の確保」と回答した割合（就学児童）	成果	%	17.5 ※R5 調査	14.0	こども家庭課
3	子ども調査（小中学生アンケート）において、「公園施設」「遊具」の整備を希望する意見を出した児童生徒数	成果	人	82 ※R5 調査	41	こども家庭課
4	町営住宅への子育て世帯の入居率（18歳未満の子どもがいる世帯数）	活動	%	17.2	20.0	道路住宅課

主要施策 (2) 安全・安心な道路交通環境の整備

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策で「子ども・子ども連れの親が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備」と回答した割合（就学前児童）	成果	%	36.2 ※R5 調査	29.0	こども家庭課
2	重点的に取り組む必要がある子育て支援に関する施策で「子ども・子ども連れの親が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備」と回答した割合（就学児童）	成果	%	39.1 ※R5 調査	31.3	こども家庭課
3	交通安全対策協議会要望件数	活動	件	32	30	総務課

主要施策 (3) こどもの交通安全確保・犯罪等の被害防止のための活動の推進

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	交通事故（人身事故）の発生	成果	件	44	30 以内	総務課
2	少年非行	成果	件	14	15 以内	総務課
3	重点的に取り組む必要がある子育てに関する施策で、「子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進」と回答した割合（就学前児童）	成果	%	47.2 ※R5 調査	40.0	こども家庭課
4	重点的に取り組む必要がある子育てに関する施策で、「子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進」と回答した割合（就学児童）	成果	%	40.0 ※R5 調査	38.0	こども家庭課
5	交通安全教室の実施回数	活動	回	30	35	総務課
6	スクールガード人数	活動	人	127	130	学校教育課

施策分野 6 子育て当事者の職業生活と家庭生活との両立の推進

主要施策 (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	「育児休業を取得した」と回答した保護者の割合 (母親)	成果	%	59.7 ※R5 調査	69.0	こども家庭課
2	「育児休業を取得した」と回答した保護者の割合 (父親)	成果	%	7.2 ※R5 調査	15.5	こども家庭課
3	子育てに関する悩みで、「子どもとの時間を十分にとれないこと」と感じている割合 (就学前児童)	成果	%	36.7 ※R5 調査	30.0	こども家庭課
4	子育てに関する悩みで、「子どもとの時間を十分にとれないこと」と感じている割合 (就学児童)	成果	%	37.3 ※R5 調査	30.0	こども家庭課
5	現在の生活や社会において男女が平等であると感じている人の割合	成果	%	20.4 ※R7 調査	28.0	文化スポーツ課
6	男女共同参画コーナーのパネル展示回数	活動	回	1	3	文化スポーツ課

施策分野 7 要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

主要施策 (1) 児童虐待防止・ヤングケアラー対策の充実

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	子育てに関する悩みで、「子どもを叱りすぎているような気がする」と回答した割合 (就学前児童)	成果	%	29.1 ※R5 調査	28.0	こども家庭課
2	子育てに関する悩みで、「子どもを叱りすぎているような気がする」と回答した割合 (就学児童)	成果	%	30.0 ※R5 調査	28.0	こども家庭課
3	地域子育て支援拠点の設置か所数	活動	か所	3	3	こども家庭課
4	乳児家庭全戸訪問事業の訪問実施率	活動	%	85.9	100	こども家庭課
5	CARE プログラム参加実人数 (令和7年度から事業開始)	活動	人/年	-	20	こども家庭課

主要施策 (2) 障がい児施策の充実

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	子育てに関する悩みで、「病気や発育・発達に関すること」と回答した割合（就学前児童）	成果	%	33.4 ※R5 調査	29.1	こども家庭課
2	子育てに関する悩みで、「病気や発育・発達に関すること」と回答した割合（就学児童）	成果	%	22.3 ※R5 調査	19.4	こども家庭課
3	矢巾町教育相談会	活動	回	46	30	学校教育課
4	園巡回実施回数	活動	回	18	26	こども家庭課
5	児童発達支援センターの設置	活動	—	未設置	設置	福祉課
6	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置 及び医療的ケア児コーディネーターの配置	活動	—	未設置	継続設置	福祉課
7	ペアレントプログラムやペアレントトレーニング講習会の参加者数	活動	人	11	10	福祉課

施策分野 8 青年期のライフイベントを支える取組

主要施策 (1) 就学・就労・結婚等の支援の充実

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	社会のために役立つことをしたいと思う人（肯定回答）の割合	成果	%	86.0 ※R7 調査	100	こども家庭課 文化スポーツ課
2	自分の将来について明るい希望を持っている人（肯定回答）の割合	成果	%	70.2 ※R7 調査	85.0	こども家庭課 文化スポーツ課
3	小・中・高・大学生向けインターンシップ事業参加者数	活動	人 (累積)	285	1,680	産業観光課
4	受理した相談の終結率	活動	%	86.7	80.0	福祉課

施策分野 9 こどもの生活支援対策の推進

主要施策 (1) 生活支援の推進

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	現在の暮らしの経済状況について「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した世帯の割合（就学前児童）	成果	%	36.9 ※R5 調査	36.0	こども家庭課
2	現在の暮らしの経済状況について「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した世帯の割合（就学児童）	成果	%	44.0 ※R5 調査	40.0	こども家庭課
3	学習支援事業の登録児童生徒数	活動	人	7	※設定しない	福祉課

主要施策 (2) 経済的支援の推進

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	過去1年間に経済的な理由で水道・電気料金の未払いが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した世帯の割合(就学前児童)	成果	%	4.7 ※R5 調査	3.8	こども家庭課
2	過去1年間に経済的な理由で水道・電気料金の未払いが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した世帯の割合(就学児童)	成果	%	7.3 ※R5 調査	5.8	こども家庭課
3	過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した世帯の割合(就学前児童)	成果	%	10.4 ※R5 調査	8.0	こども家庭課
4	過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した世帯の割合(就学児童)	成果	%	18.6 ※R5 調査	15.0	こども家庭課
5	奨学生(貸与型奨学金)	活動	人	14	12	学校教育課
6	奨学生(給付型奨学金)	活動	人	5	9	学校教育課
7	就学援助対象者	活動	人	218	250	学校教育課

主要施策 (3) ひとり親家庭の自立支援の推進

	指標	種別	単位	R6 実績	目標値 (R11)	主な担当課
1	現在の暮らしの経済状況について「大変苦しい」「やや苦しい」と回答したひとり親世帯の割合(就学前児童)	成果	%	52.5 ※R5 調査	42.0	こども家庭課
2	現在の暮らしの経済状況について「大変苦しい」「やや苦しい」と回答したひとり親世帯の割合(就学児童)	成果	%	64.1 ※R5 調査	51.3	こども家庭課
3	過去1年間に経済的な理由で水道・電気料金の未払いが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答したひとり親世帯の割合(就学前児童)	成果	%	12.5 ※R5 調査	10.0	こども家庭課
4	過去1年間に経済的な理由で水道・電気料金の未払いが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答したひとり親世帯の割合(就学児童)	成果	%	15.4 ※R5 調査	12.0	こども家庭課
5	過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答したひとり親世帯の割合(就学前児童)	成果	%	32.5 ※R5 調査	28.0	こども家庭課
6	過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答したひとり親世帯の割合(就学児童)	成果	%	38.5 ※R5 調査	30.0	こども家庭課
7	母子寡婦福祉資金貸付件数	活動	件	8	3	こども家庭課

矢巾町こども計画
令和8年 3月

発行 矢巾町 こども家庭課
矢巾町教育委員会事務局 文化スポーツ課
〒028-3692
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
TEL 019-697-2111 (代表)
FAX 019-697-3700
URL <https://www.town.yahaba.iwate.jp>